

を置き。主として議建白書類を元老院に差出すべき旨を定めたり。十一月更に幹事を置きたり。又建白書に關する事項も立法に關するものに限られ、其他の建白書は皆主任の廳へ差出すべしとせり。十二月廿八日元老院職制章程を定む。明治十八年十二月内閣制の定まると共に元老院を廢す。

第三節 右院

一、右院は太政官の下に隸し、各省の長官當務の法を案じ及行政實際の利害を審議する所にして明治四年七月太政官職制の改正と共に新に設置せられたる合議體の官廳とす。各省長官之に任じ其等級は官を以て順次とし、同官は位を以て順次とし、同位は叙爵の前後を以て順次とせり。
二、而して右院の審議を経べき當務の法案は各省事務章程に照準して主任の長官之を草して同官に商議し、若し異論あるときは其所以を奏書に付して正院に上達し、決裁を乞ひ、又正院より下問する事件は其主任の長官可否を草案して商議に付し、同官中異論あれば其異論の所以を書し奏書に付して正院に上報す。同年四月

右院規則を定め、議事に關する事項を定む。明治六年五月右院の職制を改め各省長官、次官、各省務實際の可否を議するを掌り、常時之を開かず、勅令を以て臨時之を開くものとす。

第四節 各省

一、明治四年七月廿九日各省及開拓使長官並に次官に達して、卿は天皇庶政を課分し百揆を統敘せしむる爲めに其委任を受くる宰臣とし、總て部局の濼まらざるを以て己れその責に任じ、縦ひ失錯あるも己れ其の譴を受けて聖明の累を爲すべからざること、但し卿を缺くときは輔その責を任すべきこと、卿は専らその部局を總判する全權を有し、敢て他部の權を干犯することを許さず、若し事他部に涉る者あるときは小事と雖も必らず商議量定を要すべきこと等を仰出さる。
二、而して監察使、布政使等は常に置かず、臨時選任の官とし、少輔、少丞等又置くと置かざるとは適宜にして、事務の繁劇により臨時員外官を置くを得、員外官は幾等出仕を以て命じ、其他皇太后宮職、春宮坊、皇后宮職、集議院、留守官、開拓使、府縣等總て従前の通りとせり。

三、八月守官を廢し、九月諸省官員職掌上他省官員へ直に詢問したき事項あるときは、互に其者に掛合ひ、判任官以下を呼寄せざることを達す、而して當時省は神祇、大藏、工部、兵部、司法、宮内、外務、文部、開拓使等に分れたること既述の如し。十二月諸官省地方官員中准官心得勸等の名目を廢し、五年二月兵部省を廢して陸軍省、海軍省を置く、五月神祇省を廢して教部省を置く。

四、六年五月正院職制の改正と共に各省長官委任の件を廢止す、十一月内務省を設置して外務省の次に置く、明治八年四月左右兩院の廢止と共に各長官は太政大臣立法、行政の可否を獻替するに當り、行政實際に涉る事項の便否得失を諮問さるる事となり、且つ元老院に出席して可否を辨明することを得、初めて内閣制度の端緒を茲に開きたり。而して各省に、正權大、少丞自四等至七等筆生十四等省掌十五等各寮に史生、寮掌を置けり。

五、明治十年一月各省中の諸案を廢し、從前の寮諸事務は各省長官の見込を以て適宜に局を設けて取扱はしむることとなり、初めて局課廢置分合に關する權限を有するに至れり、又從來各省中に於ける大、少丞以下を廢して書記官、屬官を置き、官等

を大書記官四等權大書記官五等少書記官六等權少書記官七等奏任以一等屬以下十等屬自八等至十七等外一等以下四等までとせり。此の年教部省を廢止す。

六、明治十四年四月農商務省の設置せらるゝや十省一使となり、十一月各省從前の事務章程を廢し、新に事務章程通則を定む。明治十八年十二月廿二日太政官制度を廢止し、内閣制未だ樹立せざるも、從前太政官所屬の事務を内閣に於て管轄し、翌十九年に至りて初めて内閣制度を實施するに至れり。

第五節 地方官

一、明治四年七月十四日藩を廢して府縣を置く。十月府縣官制を改定し、官等定員等を定む。即ち府は知事三權知事以上各一員長官とし、參事五權參事六等便宜以上各一員次官とす、縣は知事四權知事五等各一員、參事六權參事七等各一員とす、而して知事あれば權知事を置かず、權知事あれば知事を置かず、權參事は便宜之を置く。從來存したる廢府縣の官員は新置府縣知事等の指圖を受けて從前の廳に於て事務を取扱ふ。十一月縣知事を縣令と改稱し、諸府縣の廢合を行ひ、總て三府七十二縣とし、郡縣の制始めて成る。二十七日縣治條例を頒ち、其職制を定め、且つ府縣官

等を更定す。

二、明治八年一月司法警察事務を府縣に委任す。四月府縣廳に學務課を置き、府縣内學校の事務を擔任し、教員並に學區取締等の進退を掌らしむ。同年十月東京府以外の各府縣に警部を置き、其官等は「一等警部」(九)以下「六等警部」(十四)とし、人員は各地方の適宜に任じ、何れも知事令の指令を受け、巡查を管し、各出張所に分派し、警察の事務を掌るものとす。翌月縣治條例を廢し、新に府縣職制並に事務章程を定む。知事令以下の職員元の如く、唯屬、史生の分掌事務を六課に分つ。

三、明治十年一月府縣知事、權知事の官等を四等、五等とし、府縣參事以下の官員を廢し、大書記官^六、少書記官^七以上委任、一等屬以下十等屬^{自八等至十七等}、判任、等外^{自一等至四等}を置く。明治十一年七月郡區町村編制法を定め、毎郡區に郡長、區長を置き、毎町村に戸長を置くと同時に、從來の府縣職制並に事務章程を廢し、新に府縣官職制を定む。四、即ち新府縣官職制に依れば、府縣長官は府知事又は縣令にして、府知事、縣令は十二年を一任期とし、部内の行政事務を總理し、法律及政府の命令を執行し、一般に内務卿の監督に屬すと雖も、各省主任の事務に就きては各省卿の指揮を受くべしと

せり。

五、郡長^{八等}は事を知事令に受け、法律命令を郡内に施行し、一郡の事務を總理し、法律命令又は規則に依りて委任さるる條件、及知事令より特に分任を受くる條件に付き、便宜處分して後之を報告し、若し處分不當なるときは取消を命せらる。郡内にありては町村戸長を監督す。

六、明治十二年十二月府縣に衛生課を設置し、府知事、縣令の指揮に従ひ成規に依りて管内衛生の事務を整理し、重要な事件は施行前に内務省へ稟議すべしとせり。明治十四年三月府縣に典獄、副典獄を置き、典獄は事を府知事、縣令に受け、監督の事務を總理す。

七、明治十六年二月郡長を委任^{八等}と爲し得べき旨を定め、戸長の官等席次を同等判任官の下席となし、委任府知事、縣令の席次も亦各官省、院、廳、四等官の上席と定めたり。明治十七年二月府縣官職制の改正あり、任期例を廢して知事令を勅任とし得べく^(初任月俸二百圓其治績を考へ職三勳ム者ハ滿三年毎二月俸五十圓ヲ加へ滿九年ニ至リ月俸三百五十四圓ヲ給シ勅任トス)警部長を委任郡區長の上席とす^(東京府區)

八、明治二年七月開拓使を置き、其職制を定めたる以來、四年八月には樺太開拓使を北海道開拓使に合併し、其官員を改めて長官、次官、大判官、中判官、少判官、幹事、權幹事、正、權大、中、少主典、史生、使掌とす。明治八年三月北海道に屯田憲兵を設け、之を開拓使の管轄に移す、同年十一月樺太島と交換したる諸島を管轄す。次いで其職制章程を定む。

九、開拓使は北海道並に屬島開拓の事を管し、管内を分ちて四大部とし、札幌を本廳となし、函館、根室等へ支廳を置き、別に東京出張所を設く。開拓使長官は本使の官員を統率し、使中一切の事務を總判し、所管の土地を開拓し、人民繁殖、警備、勸業等の事を掌る。

一〇、明治十五年二月開拓使を廢し、函館、札幌、根室の三縣を置き、各府縣に同一の官制を布きしが、法律規則の従前北海道に施行せざりし者は尙従前の通りに之を施行せざることとし、又其裁判事務は司法裁判所を置きて之を管轄せしめ、司法省所轄と爲せり。以後明治十九年一月に至るまで各府縣と同じく府縣官制に依りしが、同年一月函館外三縣を廢して北海道廳を置く。

一一、東京府下取締の爲めには明治四年十月遷卒三千人を置き、東京府取締掛をして之を統督せしむ。五年八月之を司法省管轄に屬せしむ。警保寮を置く、六年内務省の設置せらるゝと共に警保寮を内務省に移し、明治七年一月東京警視廳を置き、府下の警察事務を管掌するに至る、二月巡查を置き、更に東京警視廳職制事務章程並に諸規則を定む。東京警視廳職員は警視長勅任三、正、權大、少警視自五等奏至八等任、正、權大、中、少警部判任自九等至十四等等なり。

一二、明治十年一月東京警視廳を廢し、管掌の事務を内務省中新設の警視局の直轄に移し。東京警視本署をして取扱はしむ。從來の警視廳職員を廢官とし、内務省中に更に警視官、大警視三以下を置き、府下警察事務は大警視をして直管執行せしむ、明治十四年一月十四日再び東京府下に警視廳を置き、東京府下警察事務を總理し、消防隊及監獄を管轄する所となし、警視總監以下の職員を置く。

一三、警視總監勅任三は内務卿の管轄に屬し、警視以下の諸員を統督し、府下郡區長、戶長を指揮し、警察事務を總判し、警察事務に付ては各省卿權内の命令を受け、國事警察に付ては直に大臣、參議の命令を受く、又部内にありては奏任官の進退黜陟の具

申判任以下任免の専行を爲す。明治十五年六月警視廳職制を改正す。更に明治十八年七月警視廳職制並事務章程の改正あり。

第六節 裁判官

一、裁判所は司法省臨時裁判所、司法省裁判所、出張裁判所、府縣裁判所、各區裁判所に分れ、司法卿の管轄に屬し、聽訟事務を府縣より引継ぎたり。即ち聽訟斷獄の事務は府縣に至るまで、司法省の管轄となし、全國の法律一軌に出で統合せしむ。而して各地方に司法省裁判所の出張を置き、東京近傍府縣裁判所は司法省裁判所直に管轄し、遠隔の府縣裁判所は便宜區畫して數縣を合して一の出張裁判所を設け之れを管攝す。難獄重訟及上告を聽斷し、權限規定等略司法省裁判所に同じとす。

二、司法省裁判所は各裁判所の上に位し、所長は卿之を兼ね、府縣裁判所の裁判に服せずして上告する者を覆審處分す。本所を分ちて聽訟、斷獄の二課とし、聽訟課は判事一人を課長とし、課長は課務を宰處し、聽訟一切事件を總提し、各件を判事及解部に課付す、聽訟手續を目安、初席、落着の三とし、訴訟一件毎に始末一切を逐録して聽訟一件帳を作りて檢事に付す。斷獄課は判事一人課長に充て、斷獄一切の事件を總提す。別に外國人關係の訴訟を扱ふ爲め築地運上所を改めて東京開市場裁判所を設け、司法省官員出張す司法省裁判所の裁判に服せざるものは民事初審に限り臨時裁判所に控訴するを得。

三、府縣裁判所は府縣名を冒し、長は判事の内一人を充て、卿の指揮を承け、一切の事務を便宜處分し、聽訟斷獄を總提す、明治六年四月各府縣裁判所出張檢事局分課規定を定め、各府縣裁判所に檢事局を設け、檢事をして一切の事務を總攝せしめ、檢部一員は庶務並に諸文書を受付け、檢部二員は罪犯を探索捕亡することを掌り、檢部二員は裁判所に出張し、裁判の當否を監視す、明治七年五月民事控訴畧則を定め、民事に付原告被告にして府縣裁判所の裁判に服せざる者は裁判言渡の日より三月内は控訴狀を以て司法省裁判所に控訴し得べしとす。

四、各區裁判所は地方の便宜に依りて設置せられ、府縣裁判所と同じく地名を冒し、府縣裁判所に屬して、其區内の聽訟斷獄を爲す。所長は解部の内一人之に充て、府縣裁判所の指揮を承け、一切の事務を便宜處分し、聽訟斷獄を總提す。各區裁判所にありても區裁判所出張檢事局分課あり。明治六年十月臨時裁判所に參座を置

き裁判の公直を證する爲めの制度として陪審官に備ふるものとす。

五、明治八年五月大審院を設けて上告を受理せしむ。同月大審院諸裁判所の職制章程、巡回裁判所規則等を定む。即ち裁判所を分ちて大審院、上等裁判所、巡回裁判所、府縣裁判所、區裁判所となし、大審院は上告審として上等裁判所以下の不法なる判決を破毀し、且國事犯を審理し、全國法憲の統一を主持する所となし、民事部と刑事部とに分る大審院長は一等判事を以て之に充つ、

六、上等裁判所は東京以下四個所にして府縣裁判所の控訴審を爲し死罪を裁し、府縣裁判所より送呈する所の終身懲役罪案を審批し、管下代言人、代書人の違律を裁決す。上等裁判所長は勅任判事を以て之に充て、控訴事件を各課に分付し、隨時各廷に臨み重要な事件を聽理す。

七、巡回裁判は各上等裁判所より管下府縣へ判事、判事補二名を派出し、府縣裁判所の權外なる死罪の獄を斷する特別裁判にして、一年二次を以て定則とし、上等裁判所長は巡回の緩急を詳にし、或は輪流の法を定め、司法部に稟請して之を派遣し、管下の廣狹に因り二道若くは三道に分ち、府縣裁判所判事一員と共に三員を以て組

織す。

八、九月府縣裁判所に支廳を設け民事十圓以下刑事懲役三十日以下の訴訟を取扱はしめ、且つ支廳は便宜區を限りて之を置き、勸解に關する訴訟をも受理せしむ。

明治九年九月府縣裁判所を改めて東京以下二十四箇所に地方裁判所を置き、其管轄地を定め、同時に上等裁判所の管轄區域を定めたり。

九、明治十三年七月治罪法を制定し、刑事裁判所の構成及權限を定めたり。即ち通常刑事の裁判權は民事裁判權と同一の裁判所に屬し、犯罪を證明し刑を適用することを目的とする公訴權は檢察官之を行ふを得べしとせり。檢察官は裁判所に一名又は數名あり、刑事に付き檢察官の職務は犯罪の捜査犯罪取調處分及法律の適用を裁判官に請求し、裁判所の命令及言渡の執行を指揮し、裁判所に於て公益を保護する職務を有し、公廷には一名必ず立會ふべきものとす。

一〇、高等法院は司法卿の奏請に因り上裁を以て之を開き、其裁判す可き事件及開院すべき場所も亦上裁を以て之を定む、裁判は裁判長一名、陪席判事六名にして元老院議員と大審院判事の中より毎年豫め上裁を以て之を命じ、其外に豫備判事二

名あり、検事も亦大審院検事長又は司法卿より指命したる検事之が檢察官たり。

一、明治十四年十月上等裁判所地方裁判所の制を廢し、全國に控訴裁判所七箇所
始審裁判所九十箇所治安裁判所百八十箇所を置き、地方裁判所各支廳へ検事を置く
明治十六年一月各裁判所の位置及轄管區劃を改定し、始審裁判所支廳は本廳と同
一の權限を以て裁判せしむ。明治十七年六月治安裁判所に勸解掛を置き、卅歳以
上の判事及判事補各一名を以て之に充て、専ら訴訟事件を勸解せしむることとし
又治安裁判所長も隨時勸解掛となりて勸解を爲すことを得べしとす。(軍制は省略す)

第二目 官吏の任免規律

第一節 官吏の任免

一、明治四年七月廿九日の正院事務章程に依れば正院勸任官の進退は宸斷に出づ
と雖三職之を補養し、一般に奏任官の薦舉免黜を司る。判任官の進退は其所轄の
薦舉免黜の具狀を得て之を命ずとす。判任官の進退は其所轄の

二、明治六年六月新規拜命並に轉任共宣旨の日を以て任官當日とじたる從來の例
を改め、自今は宣旨拜授の日を任免轉職の日と定め、請書は是迄通り差出さしむ。

同月又勸任官記式、勸授位記並出仕官記書式を改定す。明治七年二月左院章程を
以つて奏任官の黜陟轉任に關し、左院の具案を徵することとし、三月地方官奏任以
上の進退上申の節は當人性行履歴事業等詳細別紙に記載差出さしめ、當人辭表は
履歴と別紙に記載せしむ。六月諸官員任免轉職とも宣旨拜受の日を以て當日と
定めたる例を廢す。

三、明治八年四月正院職制章程の改正に依り、奏任官以上の進退黜陟は其具狀を勸
し、其履歴を審にして後上奏裁可を乞ふべき旨を定め、且つ任叙の儀に就き從來式
部寮より傳達し來りたる例を改め、自今正院より達するものとす。明治九年七月
縣官任期例を定む

四、尙勤務時間及休暇に就きては、明治六年一月四日五節を廢し、神武天皇即位日及
天長節を以て祝日と定め、毎月一六の日休暇は従前の通りなるも、大の月三十一日
は休まず、一月一日乃至三日、六月廿八日乃至三十日、十二月廿九日乃至三十一日迄
を休暇とす。

五、明治八年一月地方官員除服出仕に就き奏任以上の官員忌服中事務差支ある節

は其長官又は其代理より忌日數半減にて除服出仕せしむることとし明治九年三月從前一六日休暇を日曜日休暇と定め、土曜日は正午十二時より休暇とす。

六、明治八年諸官員休暇賜方により暑中休暇を七月十一日より九月十日迄とし、武官は之に與らざりしも明治十八年に至り陸軍武官も亦之に準ずることとす。

七、勤務時間は各省少異あるも略同一なり。明治十年二月司法省出勤簿押印を定め毎日各員出勤の節は必ず押印し、不參の節は十二時迄に届出で出勤時限後一時間過ぎ出勤するものは遲參とすとあるを見て其紀律を知るべし。明治十七年一月各省卿事故ある時は臨時命を受けて他の省卿其事務を管理すべしと達す。

八、明治十六年五月府縣に於て文部省所轄官立學校の卒業生を任用せんとするときは其の卒業の學科卒業の年月及卒業後の職業研學等の履歷を具し、文部省に稟議すべしとし、明治十六年十二月判事登用規則を以て判事に登用するは法學士、代官人及試験に及第したる者に限り、外國に於て法學士、狀師の稱號を受けたる者も尙ほ試験を行ふことを要す。試験は司法省に於て司法卿の命じたる試験委員長及委員をして隨時之を行ひ筆記口述二様の試験に合格したる者を登用す。

九、法學士、代官人及試験及第者を登用する時は、先づ始審裁判所の御用掛を命じ、一年以上事務を見習はしめ、判事定員の缺あるに隨ひ其本官に任じ、法學士にして代官人たる者は二年以上、其他の代官人は五年以上其業を務め、學識經驗卓絶なる者は判事定員に缺ある時直に其本官に登用し、御用掛服務一年以上の者は時宜に因り檢事に登用す。

一〇、非職は從來非役と稱し一定の規定を設けざりしが、明治十七年一月四日官吏非職條例を定む。官吏奉職中廢廳、廢官又は各官廳の事務張弛其他疾病等の事故に因り本屬長官は其僚屬の官吏に非職を命ずることを得とせり。九月非職條例中追加し、非職員は特に本屬長官の許可を得て地方病院學校及農工商陸海運輸等會社の業務に従事し、其役員と爲ることを得となす。

第二節 服務紀律

一、明治四年八月二十二日從來新律名例を以て官吏公罪を犯し及過誤失錯して罪咎杖に當る者は折半して謹慎閉門に換へ處斷せしも、却て日用事務に差支あるを以て名例を改め、官吏の公罪及過誤失錯は官吏贖罪例に依て處斷す。私罪は舊に依り處斷す。

二、明治五年三月十二日新律綱領中勅奏官位犯罪條例を設け、勅奏官及非職華族罪を犯せば其事由を奏聞して旨を請ひ推問すと雖も、若し事急卒に出で即時推問せざるを得ざる者は推問して後に奏聞するを聽す。明治六年六月十三日從來の諸律例を廢し新に改定律例を頒布す。即ち官吏贖例に於ては官吏公罪及過誤失錯の罪を犯し、罪懲役百日以下に該る者を例圖(體刑と贖金との表示)に照して贖ふことを聽す。

三、明治十三年七月七日刑法を定む。刑法中官吏私罪に關する規定は第九章官吏贖職の罪にして、第一節は官吏公益を害する罪として列擧する所は官吏其管掌に係る法律規則を公布施行せず、又は他の官吏の公布施行を妨害したる者等、二月以上三年以下の輕禁錮に處し、百圓以下の罰金を附加す。第二節は官吏人民に對する罪として列擧する所は官吏擅に威權を用ひ、人をして其權利なきことを行はしめ、又は其爲す可き權利を妨害したる者等。第三節は官吏財産に對する罪として官吏自ら監守する所の金穀物件を竊取したる者、因て官の文書簿冊を増減變換し又は毀損したる者等なり。

四、明治十四年七月二十七日行政官吏服務紀律十二箇條を定む。凡そ官吏は法律及職制章程に従ひ各其職を盡すべし、官吏は太政大臣又は本屬長官より下す所の達示を循守すべし。所屬官は事を本屬長官に受け、其命に順ひ職務を執すべし。凡そ官吏は職務の内外を論せず、廉恥を勵ますことを務むべし。官吏官の機密漏洩することを得ず、其職を退くの後に於ても亦同様たるべし。

五、官吏本屬長官の許可を得るに非れば直接と間接とを論せず、本職の外に給料を得て他の事務を行ふことを得ず。官吏本屬長官の許可を得るに非ざれば其職務に關し他人の贈遺を受くることを得ず。官吏他人の請托を受け、私に徇ひ公を亂すことを得ず。官吏本屬長官の許可なくして擅に職役を離るゝことを得ず、及事に托し病を引き、職事を曠廢することを得ず。

六、官吏にして以上の各條に違ひ顯狀ある者は本屬長官其輕重に従ひ旨を諭し職を辭せしめ、又は懲戒例に依り處分すべし、其功過相補ふを以て處分を宥恕すべしと認むる者は本屬長官其情狀を具し、太政大臣に上申して量定を請ふべし。長官は各其所屬官を檢察するの務に任じ、臨時巡察使を派出して官吏の治績及功過を

檢察し狀を具して直に太政大臣に上申せしむべしとす。

七、司法官の規律に就きては明治十五年五月司法省に於て内訓條例を定む。是司法卿と各裁判所との間に於て用ゆる内規にして専ら情實疎通事理暢達の爲めに設く。

八、明治十七年十二月十三日大審院裁判所職員考績條例を定む。考績は判事、檢事以下職員の功過行能を考覈し、司法卿の銓定に供するものにして、考績の法四善、十最、三殿と爲し操心公正、制行廉潔、學識博高、職務勉勵を四善とし、法理に精く事體に達し明斷嚴肅應務整理し所部を獎勵し兼て人望あるを院長、所長の最と爲し、法令を遵奉し所部を監視し明敏勇毅腹く職務を盡し兼て人望あるを檢事長の最と爲す。

九、聽訟聰敏與奪理に當り判文申暢なるを民事掛判事の最と爲し、審理情を盡し裁決法に適し判文申暢なるを刑事掛判事の最と爲し、札問敏詳、舉證明確、判文申暢なるを豫審判事の最と爲す。搜查精密、起訴嚴明、良を扶け奸を懲し、法律を保護し公安を維持するを檢事の最と爲し、忠恕倦まず懇篤勸解し能く治安を保護せしむるを勸解判事の最と爲す。

一〇、記録詳明、文理通達、簿冊整頓、處務敏捷兼て書算を善くするを書記の最と爲し、清白強幹書算を善くし出納を謹み帳簿を整へ勘查明確なるを會計屬の最と爲し、供承懈らず職掌闕くることなきを附屬員の最と爲す。愛憎情に任せ處斷法に違ふを一殿とし、公を忘れ私に徇ひ職務廢闕あるを一殿とし、諂諛名を求め巧詐貪汚なるを一殿とす。

一一、以上は四善十最三殿にして院長、所長、檢事長(始審廳の
上席檢事)は各其廳及管轄廳の職員を監視し、其功過行能の實を精察調査し、功過明細書を作り、毎年九月司法卿に上申するを要す。

第參目 官吏の特典

第一節 勳賞賜

一、明治八年四月十日賞牌を定め勳等を分つ、勳等は勳績及功勞ある者を賞する爲めに設くる所の階級にして位階と異なる。故に各種の賞牌を佩用せしむ。勳等を分ちて八級とし、勳一等に叙する者は一等賞牌を賜ひ、以て勳八等に至るまで各等の賞牌を賜はる。

二、賞牌は佩用本人に止り子孫之を用ゆることを得ず、之が佩用式は勳一等に限り必ず勳二等の牌と共に兩箇の牌を佩ぶべく、其他二等以下は一箇を佩るを規則とし、必らず禮服のとき佩ひ平服には佩ふべからず、平服には略綬を左襟見返の釦穴に掛け其表とす。一等賞牌は副廣き綬を以て右肩より左脇へ斜に佩ふ。二等賞牌は右肋の邊へ綬を不用針にて挟み佩ふ。三等賞牌は綬を領に纏ひ喉下に佩ふ。四等以下の賞牌は左肋の邊へ左に列し佩ふ。

三、明治八年七月十日各府縣篤行及奇特者賞與常例を定め一等二等三等賞に分ち、孝子貞婦義僕に賞與し、且つ學校、病院、其他道路、橋梁及濟貧恤窮等の費用を差出したる者の内、勅奏任官及華族以外は官民共金四千圓未滿の者に木盃銀盃を下渡し金高十圓未滿の分は褒詞取計置く旨を達す、明治十年十二月二十五日従前各種の略綬を廢し、大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章を定め更に大勳章以下略綬を定む。同月勳章年金渡方手續概則を定め、賞勳局は有功受賞の本人へ年金下賜達し濟の上年金票を同時に附與することとす。

四、明治十一年六月十二日勳章授與式を改定す。改正勳章授與式の定むる所に依

れば、大勳位菊花大綬章、菊花無綬章、勳一等旭日大綬章は天皇の親授とし、勳二等旭日重光章は太政大臣の奉授とし、勳三等旭日中綬章以下は賞勳局總裁の奉授とす。明治十二年六月地方廳に於ける勳章授與式を定む。

五、明治十四年十二月七日褒賞條例を定め、褒賞を分ちて紅綬褒賞、綠綬褒賞、藍綬褒賞に分ち人命救助其他該條例を定むる功績ある者には官吏たると一般人民たることを問はず之を授與し、若し勳章及從軍記章を有する者は其章の左へ列して帶ふべしとす。明治十六年三月廿六日金銀木杯金圓賜與手續を定む。一般に褒賞を賜ふべき者に金銀木杯又は金圓を賜ひ、若くは褒賞と之を併せ賜ふときの等差を定め定例と特例とに大別す。

六、明治十六年一月四日叙勳條例を定む。叙勳は文武官の勳勞ある者を叙し、及進級せしむるものにして臨時勳功に叙するものを別とす。文武官數年勳勞あるものは成績を勘査し、條文に照して勳等に叙す。其初叙勳任官は勳三等、奏任官は勳六等、判任官以下は勳八等よりす。尙ほ勳勞年數を累ぬるに由り進級するを得。七、然れども判任官は十四等官、並十四等相當官以下は勳六等に進むを得ず、奏任官

は七等官並七等相當官以下は勳三等に進むを得ず、勅任官は三等官並三等相當官は勳一等に進むを得ず。大臣、參議、諸省卿、參事院元老院議長、陸海軍大將の勳一等に叙するは進級年例の限りにあらず、又陸海軍下士の初叙は滿十年以上とす。明治十六年九月勳章年金褫奪及停止取扱手續を定め、同十二月賞勳年金渡方手續概則を定む。

八、外國勳章佩用に關しては明治八年十一月外國政府より勳章を受けたる者は勳記寫相添へ其事由を詳記し、次の手續を以て佩用免許を願出づべしとし、勅奏任官は外務省の副狀を受け、直に史官に願出で、二、判任官以下は其奉職廳、華士族平民は其管轄廳を経て外務省の副狀を受け、正院へ願出づべしとす。明治十一年六月外國勳章佩用願手續を改定す。内國人にして外國政府より勳章を受け、之を佩用せんと欲する者は皇族及勅奏任官は外務省の副狀を受け、直に賞勳局へ、判任官以下は奉職廳、華族は宮内省、士族以下は地方廳を経て願出づべし。

九、明治十八年十一月外國勳章佩用免許手續を定め、外國の勳章を受領し、之を佩用せんとする者は賞勳局へ願出免許狀を受くべし。佩用願書には勳章勳記其他關

係書類を添へ、勅奏任官は直に賞勳局總裁へ、華族は宮内卿、判任官以下は本屬長官、士族平民は管轄廳を経て賞勳局總裁へ差出し、其佩用免許を受くることを要す。

外國の記章を受領し、之を佩用せんとする者は總て右に準據すべしとす。

一〇、明治十七年七月七日華族令を仰出さる。凡そ爵を授くるは勅旨を以てし、宮内卿之を奉行す。爵を分て公侯伯子男の五等とす。爵は男子嫡長の順序により之を襲がしめ、女子は爵を襲ぐことを得ず、但し現在女戸主の華族は將來相續の男子を定むるときに於て親戚中同族の者の連署を以て宮内卿を経由し、授爵を請願すべく、又嗣今有爵者又は戸主死亡の後男子の相續すべき者なきときは華族の榮典を失ふ。有爵者の婦は其夫に均しき禮遇及名稱を享け、華族戸主の戸籍に屬する祖父母父母及妻及嫡男子孫及其妻は俱に華族の禮遇を享く。

第二節 特 遇

一、官吏の待遇は前項の如くなりしが明治六年六月十四日陸海軍兩省の中尉少尉を委任と定めたるに付、諸判任官の上席とす。十一月七日府縣大屬及八等出仕等の席順を上中下に分つ。明治七年六月官吏席順の儀は宣旨の日を以て前後相定

むべしとし、十一月之を廢して官員席順を定め、平常職務上に於ては位階の有無高下に拘はらず、同等同官は總て宣旨の日を以て前後を立つることゝす、但し宣旨の日を以て任免轉職の當日とす。

二、又職員錄の席次も宣旨の日を以て前後を定め、朝拜參賀諸禮式の節に於ても從前の通とす。明治八年七月議官席次は叙位の前後を以て立て皇族にて議官に任せられたる者は議官の上席とす。

三、明治十年八月廿日判事、檢事、判事補、檢事補の席次は勅奏判を以て之を大別し、同任同官は位階に依り、同位は叙位の先後に依り之を定む。十月裁判所長は位次の先後に拘らず、該廳限り上席とす。明治十一年十二月郡區長の席順を拜命の前後に依て定む可しとす。

四、明治十七年二月府縣警部長と奏任郡區長との席次を定めて警部長を奏任郡區長東京府區長ヲ除クの上席とす。同月郡區長の席順を月俸の多寡に據り、其月俸同じきものは拜命の前後に依らしむ、但奏任郡區長は判任郡區長の上席と定む。七月華族席順は爵を以て定め、爵同じき者は位階を以て定む。同年十二月九日明治七年十

一月の席順を廢し、文武奏任官以下宮中儀式上の席次を治定す。

五、但し右は儀式上に限る席次にして敢て職務上に關する者に非ず。即ち文武諸官の席次は各衙門の順次に據らず、本官と出仕とを問はず、單に等級を以て其次第を定む。同等中の席次は官名の順次と位階の高下に拘はらず、任補の日を以て其次第を定む、若し其任補の日同じきときは前官の席次に據る。同等中の轉任は初て本等に進みたる日を以て其次第を定め、轉任の日を用ひず。

六、兼官ある者は本官と兼官とを問はず其高きに據る。初任にて同日同等官の者全く席次を定むべき事由なきときは其年齢に據る。廢官辭職の後三十日以内に更に前官と同等の官に任ずる輩は尙前官の席次を保つことを得るも三十日を経過する者は之を新任とす。

七、無等の諸官は勅奏任の區別を以て之を別席に列し、俸給の多寡を以て其席次を定め、若し其俸給同じきときは任日に據る。特に席次を定めらるゝ者は以上定むる所の限にあらずとし、且つ以上定むる席次に就ては式部職より毎年一回之を報告すべき旨を定む。

第三節 服制

- 一、明治四年十一月十二日勅奏判官員及非役有位大禮服並に上下一般通常の禮服を定め、従前の衣冠を以て祭服と爲し、直垂狩衣上下等は總て廢止する旨を仰出さる。但し新製の禮服所持せざる者は禮服着用の節は當分是迄の通直垂上下用ゆるを許す。武官禮服も亦従前の通りとす。
- 二、明治六年二月従前の衣冠を祭服とし、衣冠を所持せざる者は狩衣直垂淨衣等を用ゐしめ、且つ大禮服調制期限及通常禮服地合を定む。同月二十日皇族大禮服制を定む。八月三日大禮佩刀制を定め、従前の刀を相用ゆるは勝手とす。大禮佩劍新制汎則定むる所に依れば勅任奏任は金裝とし、判任は銀裝とし、非役有位四位以上は勅任に同じく五位以下は奏任に同じとす。劍の總尺概ね三尺餘を以て度とし、體格の長短によつて斟酌す。劍身も亦定式あれども各自適宜を以て従前の刀身を換用するも妨げなし。十月神官は大禮服着用の節は祭服を相用ゐしむ。明治七年十月二十七日皇族大禮服佩劍制を定む。
- 三、明治九年十月十二日皇族大禮服制を改正す。明治十年九月勅奏任官大禮服の

儀、上下衣袴とも黒羅紗地金飾章の大禮服を着用せしむ、但し朝儀に係り白鼠色の下衣袴着用の節は其旨式部寮より通知に及ぶべく、官吏通常禮服着用の場合は黒若くは紺色のラッポコートの上服を以て換用を許し判任以下は各廳長官の見込により羽織袴を以て代用せしむるも苦しからずと達し十月非役有位の輩も右に照準せしむ。

四、翌年十二月郡長にして奏任官たる者の大禮服飾章を定む。明治十七年三月八日有爵者大禮服制を定め、翌年一月一日より著用することとす。

五、明治十三年十二月勅任官の夫人新年朝拜仰出に付服飾を定む。明治十七年九月七日婦人服制を定む。同年十一月十五日奏任官婦人服制を定む。

第四目 給與

第一節 俸給

- 一、明治四年九月二日從來太政大臣以下官祿なりしを月給に改む。明治五年三月十日官員病氣引養生中月給は百日迄金額二分の一百日以上三分の一を給し、地方

に於て治療致す向は給せざりしも爾今願出の節長官其情實を取糺し、開届の上月給を給さる。

二、明治六年四月十三日職員月給編制式を定む。職員月給録編制式に依れば本官出仕の別なく總て等級を以て區分し、人員月給を合算記載し、其他官員の諸給與を記して當四月以後諸省は翌月十日、開拓使並各府縣は同廿日迄を限り差出さしむ。同年十二月四日諸官員免職の節從來擔當の事務は即日同官又は次官へ引渡すべく、若し事故ありて難行届ものは辭令拜授の翌日より五日を限り悉皆引渡すべく、右日限中其日數に應じ前官月給三分の一を給す。

三、明治七年五月十日月俸規則を定め、六月一日より施行す、諸官員月俸は毎月十七日支給するを定則とし、免職病死旅行其他非常の事故ある時は此限にあらず。月俸は一月を前後に分ち、新任十五日前に在る者は其全額を給し、十六日後は半額を給す。昇等増給も亦之に準ず。忌引中は全額を給し、且つ父母忌中墓參の爲め歸郷を請ふ者には其忌日限は同じく之を給し、其餘の日數十五日前後の區分を以て許可を得て歸郷する場合に準ず。

第二節 旅費

一、廢藩置縣に因る官制の改革後も旅費は暫く舊に遵りしが、明治五年二月二十五日供連並に人足遣高制限を廢し、並旅行、巡回、早追、外國御用、官船乗組國內渡海、滯留、免職、歸國の七項目に分ち、日當を以て之に給し、旅籠並に人足賃等悉皆此の内にて仕拂ふことに改む。明治六年六月諸官廳へ轉任又は新任の者發程の節旅費並に拜命迄の滯在手當は採用の官廳をして支給せしむ。明治八年一月八日旅費定則中、滯留日當を賜ふ等の規定を設く。

二、明治九年六月從來の旅費定則及追加等を廢して新に旅費定則を定む。新旅費定則は内國之部と外國之部に大別し、内國の陸路水路とも渾て旅費日當を支給す。明治十六年十二月旅費定則中改正し、官吏罪を犯し官職を失ふ者及懲戒に由り免職の者は歸郷旅費を給せず、又往時奉職中の公務に付、訴訟の被告人又は證人引合人となりて出廷するときは刑事被告人以外は定則通り支給することゝす(太達第五四號)。明治十七年一月旅費定則中改正し、地方在勤の者免職の節復命せしむる時は其地より復命する地迄は前官相當の旅費を給す。

三、明治十八年一月近海官船渡海給與法を定む。九月旅費定則中改正し、上下半月内に免職更に任官のものは轉任の例に準じて其俸を支給し、國庫支辨より地方税支辨に轉じ、若くは地方税支辨より國庫支辨に轉するものも、總て轉任の例に準じて旅費を支給す。

第三節 諸給與

一、明治六年十一月二十日選卒番人死傷の者扶助並追賞規則を定む。明治七年二月七日東京警視廳職制並諸規則を以て巡查褒賞規程並扶助追賞の給規は六年の太達第三九二號同四三〇號に照準すべき旨を定む。明治八年一月選卒番人死傷の者扶助並に追賞規則を改定し、二月一日より施行す。明治十年十二月一日流行病豫防救済に備使する醫師以下感染及死亡手當規則を定む。

二、明治十一年八月西南役戰死者遺族及項内傷痍にて廢官免職の者陸軍官より兼任の者並に警部巡查に内扶助料を給する旨を定む。明治十二年二月各廳技術工藝の者就業上手當内規を定め、凡そ技術工藝の者就業上死傷に罹る時は其原因並に傷痍の輕重を檢察し、醫員の診斷證書を審査し手當金を給す。明治十三年八月内

務省警視局管理にして西南の役從軍死傷者恩給並に扶助料は四季に分ちて之を支給する等の手續を定む。明治十五年七月巡查看守給助例を定む。

三、恩給に就きては明治十七年一月四日官吏恩給令を定む。官吏恩給は文官勅任官奏任官判任官其本官奉職の年數及其年齡に依り退官後之を支給す、但出任は本官に準ず。奉職年數は滿十五年以上にして年齡は六十歳に至りて退官を許したる者又は年齡六十歳に至らずと雖も滿十五年以上奉職したる後廢官廢應若くは不治の疾病に罹り其職に堪へざる確證ある者に終身之を給す。大臣參議各省卿元老院議長參事院議長は滿二年以上奉職したるの後退官する時は特旨を以て終身恩給を支給することあり。

四、在職滿十五年以内と雖も公務に依り不治の病に罹り又は重傷を負ひ其職に堪へず退官せしめたる者及右事故にて開業醫の診斷書を添へて其職に堪へざる旨を證明して退官の許可を得たる者には在職年數に拘はらず終身恩給を支給し若し事故にして盲聾或は一股以上の用を失ひ不治の症に罹りたる者は其退官を命じたる又は退官を許したるとに拘はらず其情狀に依り特旨を以て現官相當恩

給の外に猶其最下金額十分の七迄を増給することあり。

五、凡て恩給は其兩者を問はず退官現時の俸額に依る。其給額は第一の場合にありては奉職満十五年にして俸給年額の四分ノ一即ち二百四十分の六十とし、爾後満一年毎に二百四十分の一を加へ、満三十五年に至り二百四十分の八十即ち俸給年額の三分の一に至つて止め、非職中退官する者と雖も恩給は其在職俸給の年額に照して之を支給す。大臣參議の恩給及第二の場合にありては俸給年額二百四十分の六十に當るの額を以てし、第一第二を通じて進級後一年未滿にして退官したる者は公務に起因する傷疾疾病の爲め退官したる者を除きて前官の俸給に依り恩給を給す。

六、奉職年数の計算は明治四年四月より起算し、其以前より奉職したる者は明治四年七月の現官等に對する月俸の半額を以て奉職年数の一個年に當て、其年數に應ずるの金額を以て恩給支給の際別に一時賜金として給與し、明治四年八月以後任官の者は其拜命の月より起算し、年齢二十歳未滿の奉職年數を算入せず。武官より文官に轉じ若くは退官後再び任官したる者は前官後官の奉職年數を通算す。

七、以上の恩給は奉職満十五年に超る者と雖も年齢未だ六十歳に至らずして自己の便宜に依り退官を請ふもの、又は服務紀律に違ひたる者の諭旨退官及懲戒處分若くは刑事裁判に依り免官せしものには之を支給せず。

八、明治十七年四月官吏恩給令中改正し、官吏滿五年以上奉職の者十一年未滿にして退官せし時は現俸給三ヶ月分を給し、其滿十一年以上十五年未滿にして同上の者には現俸給四ヶ月を給す。但恩給を受くる者竝に自己の便宜に依り退官を請ふ者又は服務紀律に違ひたる者の諭旨退官及懲戒處分若くは刑事裁判に依り免官せし者には之を給せず。一般に官吏在官中死去の者は現俸給三ヶ月分を給する旨を定む。明治十八年三月官吏恩給令附則を定む。

九、一時賜金に就きては明治五年七月十日諸官員滿三年以上奉職し免官の節賜物規則を定む。十月諸官員免職の節滿年被下物は奉職中公私犯罪謹慎降官等によりて職務を免せられざる者は其月日を除き年數に算入し規則通り被下とす。明治六年三月官員免職の節賞賜の儀是迄十五日前後の區分を以て取計ひしも以後は拜命の日より免職の日まで全く滿年以上勤績の者へ下賜する旨を達す。

一〇、明治七年五月十日月俸規則を定め、規則中末項に於て免職又は奉職中病死の者には其節の月俸半額を以て勤績一ケ年に宛て、拜命以來の年數に乗じて之を賜はる。若し免職の時に當て破廉恥及私罪懲役一年以上の罪を犯す者は此限にあらず。

一一、明治八年四月滿年賜金を御用掛無等に出仕雇抱等の者に賜はらざるも等内外官吏より御用掛無等の出仕雇抱等へ轉じたる時は免職に非すと雖も其際打切、前官廳に於て賜はる。明治九年四月免職又は奉職中病死の者には其節の月俸半額を以て勤績一ケ年に宛て、拜命以來の年數に乗りて一時賜金を賜はり、若し免職の時に當て破廉恥及私罪懲役一年以上、糾問中免職し處決の上同上の罪に該る者には給せず。

一二、明治十七年一月四日月俸規則一時賜金に關する規定を廢し、更に官吏滿五年以上十五年未滿奉職の者死亡又は廢官廢廳若くは諭旨退官せしめたる時は一、滿五年以上十年未滿の者には俸給三箇月分、滿十年以上十五年未滿同四箇月分を一時給與することゝす。但し恩給を受くる者及等外吏御用掛雇又は罪を犯し

官職を失ふ者、懲戒に因り免官の者には之を支給せざることは従前の通りとす、其他官によりて辨當料、舍宅料等の給與規定あり。(陸海軍武官の諸給與は之を省略す)

附言

一、官吏なる熟語は始めて明治三年十二月の新律綱領中に使用せられ、専ら武官以外の者を指し、官員とは文官武官を併せ若くは狹義に武官のみを指せり。明治六年六月の改正律例に於ても亦之に倣ひしが、明治九年四月の官吏懲戒例は官吏の語義を文官にのみ用ゆるに至れり。

二、現時の所謂公吏なる語は起源明ならず、前述の新律綱領中にも官吏と里長とを區別し、又明治四年四月の戶籍專任の吏員今の町村役場吏各を各管轄區内に置く旨の規定あり。明治十一年七月府縣會規則の制定により、各町村の戶長は行政事務に従事すると其町村の理事者たると二様の性質を有するを以て一般官吏と其性質を異にする旨を明にす。其他官吏と吏員、公吏とを區別する重なる布告達等次の如し。

明治十一年内達乙第七八號、同乙第八〇號、同乙第八一號、太達第四四號、太達第四五號、内達乙第八五號、明治十三年太布告第一六號、
 明治十五年太達七一號、明治十六年内達乙第二號、内達乙第二九號、太布告第七號、太達第一〇號、明治十八年内達甲第四號、明治十九年法律第一號、内令第一六號、勅令第五四號、明治二十二年勅令第六三號

三、要するに過去に於て或は事務の種類範圍に因り、或は其俸給の國庫支辨たると地方支辨たるとに因り、或は形式上の官吏たると囑托及備員の如き實質上の官吏たる地位に因り、官吏と公吏との區別を爲せし場合なきにあらざるも、現時に於ては其文官たると武官たるとを問はず總て國家の吏員を官吏と謂ひ、自治團體の吏員を公吏と稱す、或は公吏のみを吏員として區別することあり。
 四、又公務員とは廣く官吏、公吏、及水利組合、産業組合、耕地整理組合の如き特殊の公法上の團體の役員或は公證人、執達吏の如き特殊の國家機關をも包括する用語なり。

第貳章 支那の官吏

第壹款 漢以前の官吏

第壹項 太古の官吏

第一節 族制政治

一、何れの國にありても官制は必要に由りて起るものなるが故に、成文法なしと雖官制なしと斷すべからず、唯上古未開時代の官制たる頗る簡易にして、各國共に族制政治に胚胎せしは共通の社會現象なり。
 二、支那も亦此範疇を脱せざるは謂ふ迄もなく、其漢人種の苗人種に代りて支那大陸に優越なる地歩を占むるや、一族一部落を成して族長之を統治せり、但し支那の族制政治は族長を統一する總族長なきは勿論此大族長を總統する總族長なく、一國の政治は各族長の會議政治にして一種の共和政治なりしが故に、其君臣の關係

は我日本の皇室と大和民族との關係に於けるとは其基根を異にするを知るべし。
 三、即ち我日本の天皇は大和民族の總族長に在して各大族長を統轄し、各大族長は各族長を主宰し、各族長は其部族を統治し、精神上の結合と政治上の體制とは渾然融和して絶倫無比の國體を結晶したるに反し、支那は民本主義と謂はんより極端なる個人主義なり、従つて單に生活上の要件として政治を觀照し統治者たる天子の變革更代に對するや共和國の大統領の改選よりも輕視しつゝあり、其今日に至るまで支那民族あつて支那國家なきの状態を呈するは由來する所悠遠なるを知るべし。

第二節 族長の地位

支那の族制政治の時代に如何なる官制ありしやは固より疑問なり、學者或は唐虞以來法典の編纂あり、又夏刑三千なりしを説く者あるも信すべからず、降つて呂刑三千周官司刑二千五百を擧ぐるも一も史實に徴すべきなし、又其部落の名稱は史上に傳はらざるが故に知り難しと雖、各部落は親族關係にて糾合し一人の族長あり之を牧又は后と稱し、部落を代表し平時には部落の勸農又は裁判をなし戰時

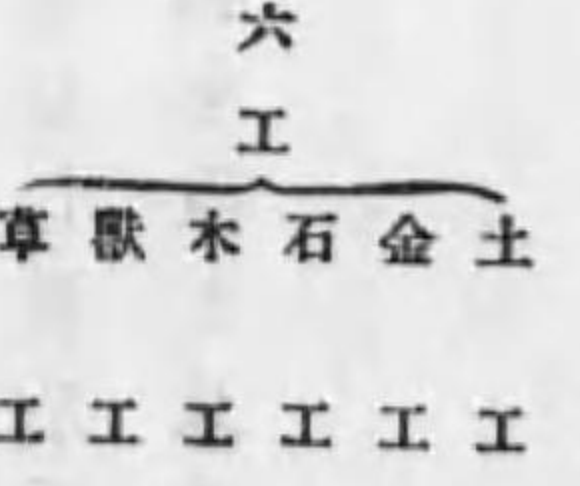
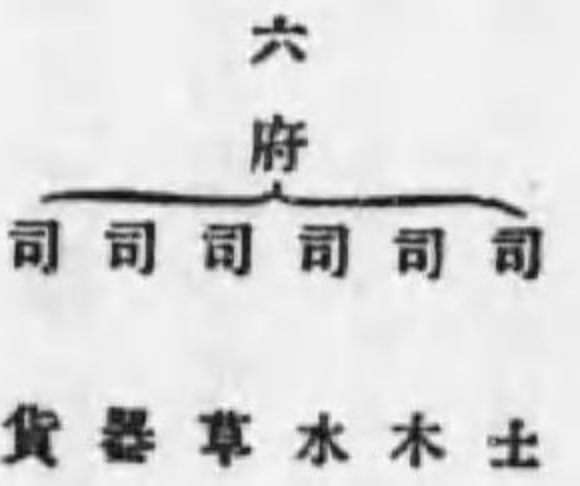
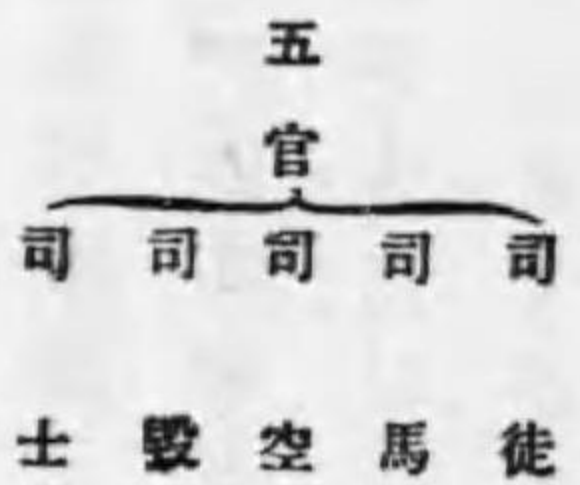
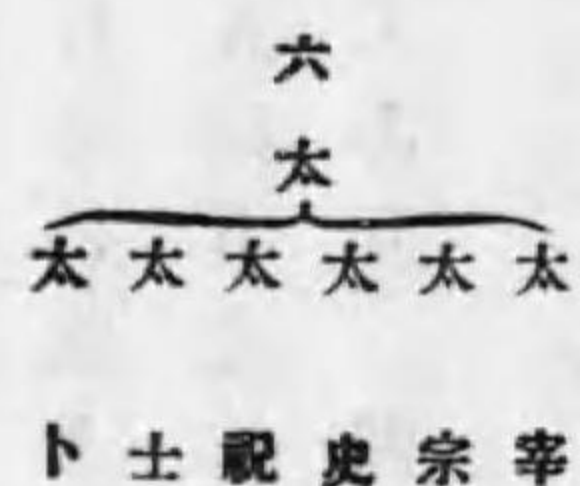
には軍を指揮したり、其部落の數多きに從うて牧后の數増加せしが故に之を總稱して群牧とも群后とも唱へたり。

第三節 選舉制度

群牧又は群后の上に四岳あり群牧の選舉する所なりしが如し、王は四岳の選舉する所にして國の大事は四岳に諮問して之を行へり、王は禹の時代に世襲となりし以前は選舉に依りて其位に登りしものなり、之を天子と曰ひしは天の子の義にして皇或は帝とも唱へしは共にアキラカにして萬民の歸服する義に出でしものなり。支那古代の階級制度は貴族自由及奴隸の三にして貴族は王を選舉し又政治を行ひしも王位の世襲となりしより貴族は王の官職を奉ずるに至れり。

第四節 官制

又官制に就きて稽ふるに唐虞三氏の制は文獻に徴すべきなし、夏后氏の時には三公九卿廿七大夫八十一元士あり、殷の時に至つて二人の相を置き、又六太五官六府六工あり。即ち左の如し



第貳項 周代の官制

第一目 階級制度

周の時代には制度大に備はり最上位にある者を卿といひ上卿下卿の區別あり、次を大夫と云ひ上大夫中大夫下大夫の三階級あり、次を士と云ひ是又上中下の三階級あり、大夫以上は采地を賜ひ、上士以下は士田を賜ふ、分封の諸侯も亦五等の階級あり、更に各級階級を上下に分つ公侯伯子男是なり、而して諸侯の國に於ても亦卿大夫上士中士下士の別あり。自由民は其業によりて農商工の三に分つ、又罪ある者は收めて奴となす奴隸を最下級となす。

第二目 官制

第一節 國家の事務

一、周に至りて官制も亦大いに備はれりと雖、周禮に示す所は必らずしも現實に實施されしにあらざるが如く、或は其官制中には後世の加入なるやを疑はしむる點すらありて、周の官制記録は傳らざるが故に其正確なるものを知るに由なし、周禮によれば國家の事務を六分して六官を置き又各屬をして事に與らしめたり、

- 一、天官冢宰 其屬六十 邦治を掌る
- 二、地官司徒 其屬六十 邦教を掌る
- 三、春官宗伯 其屬六十 邦禮を掌る
- 四、夏官司馬 其屬六十 邦政を掌る
- 五、秋官司寇 其屬六十 邦刑を掌る
- 六、冬官司空 其屬六十 邦事を掌る

二、六官の上に三公あり、三孤あり、三公は太師、太傅、太保にして、三孤は少師、少傅、少保なり、六官の職掌より見れば天官冢宰は後世の吏部に相當し、地官司徒は戸部に、春官宗伯は禮部に、夏官司馬は兵部に、秋官司寇は刑部に、冬官司空は工部に相當せり。

第二節 官職の擔任

荀子王制篇中に序官の一節あり當時の官制を述べたるものゝ如し、

宰爵 賓客、祭祀、饗食、犧牲の牢數を知る

司徒 百宗、城廓、三器の數を知る

司馬 師旅、甲兵、乘白の數を知る

大師 憲命を修め、詩商を審にし、淫聲を禁じ、時を以て順脩し、夷俗邪音をして敢

て雅を亂れざらしむ

司空 隄梁を修め、溝澮を通し、水潦を行り、水殲に安じ、時を以て決塞し、歲凶、敗水

早すと雖、民をして耘艾する所あらしむ

治田 高下を相し、肥堯を視、五種を序し、農功を省み、蓄藏を謹み、時を以て順修し

農夫をして、樸力にして、能寡なからしむ

虞師 火憲を修め、山林藪澤、草木、魚鼈、百索を養ひ、時を以て禁殺し、國家をして用

に足る財物をして、屈せざらしむ

鄉師 州里を順にし、廬宅を定め、六畜を養ひ、樹藝を問ひ、教化を勸め、孝弟を趨か

し、時を以て順修し、百姓をして、命に順ひ、安樂郷に處らしむ

工師 百工を論じ、時事を審にし、功苦を辨し、完利を尙ひ、備用を便にし、雕琢文采

をして、敢て専ら家に造らしめざる事を掌る

傴巫跛擊 陰陽を相し、禳兆を占し、龜を鑽り、卦を陳へ、禳擇五卜を主り、其妖祥吉

凶を知る

治市 採清を修め、道路を易にし、盜賊を謹み、室律を平にし、時を以て順修し、賣旅

をして、安じ、貨財を通せしむ

司寇 暴を析き、悍を禁じ、淫を防ぎ、邪を除き、之を戮するに五刑を以てし、暴悍を

して、以て變じ、姦邪をして、作らざらしむ

冢宰 政治に本き、法則を正し、兼聽して、時々之を稽ふ、其功勞を度り、其慶賞を論

じ、時を以て順修し、百吏をして、免壽し、衆庶をして、儉せざらしむ

辟公 禮樂を論じ、身行を正しくし、教化を廣め、風俗を美しくし、兼覆して、之を調一す

之なり。周禮は之に基き、敷衍して、作成せしものなるべしとの説もあり。

第三目 軍制

第一節 周禮の法

一、周禮によれば、周の軍制は左の如し

| | | | |
|----------------|-----------|---------|----------|
| 師(中大夫)二千五百人 | 旅(下大夫)五百人 | 卒(上士)百人 | 兩(中士)廿五人 |
| 師(中大夫)二千五百人 | 旅(下大夫)五百人 | 卒(上士)百人 | 兩(中士)廿五人 |
| 一軍 師(中大夫)二千五百人 | 旅(下大夫)五百人 | 卒(上士)百人 | 兩(中士)廿五人 |
| 師(中大夫)二千五百人 | 旅(下大夫)五百人 | 卒(上士)百人 | 兩(中士)廿五人 |

二、軍士の徴發は一家一人の比にして、五人を以て一伍とし、五伍を一兩とし、四兩を一卒(百人)とし、五卒(五百人)を一旅とし、五旅を師とし、五師即ち壹萬二千五百人を一軍とす、是一郷より出す所の兵なり。王畿の内六郷六遂あり、遂も亦郷と同じく一軍を出すに故に王畿内の兵數は郷及び遂各壹萬二千五百人なれば總計拾五萬人ある計算なり。

第二節 井田の法

一、然るに周の制は井田の法によりて軍を編成せしが故に之に據れば、地方一里を井とし、井十を通とし、通十を成とす、成は方十里にして成十を終とし、終十を同とす、同は方百里にして同十を封とし、封十を畿とす、畿は方十里なり、此中より賦と税とを出す、賦は則ち軍の編成にして税は則ち軍糧なり、其法四井方を一邑とし四邑を

一丘とす、丘は即ち十六井にして戎馬一匹と牛三頭とを出す、四丘を甸とし戎馬四匹牛十二頭兵車一乘を出す、兵車一乘には甲士三人卒七十二人あり、
 二、卿大夫は百乘の家なり、依て戎馬四百匹兵車百乘を出す、諸侯は十乘の家なり、依て戎馬四十疋兵車十乘を出す、天子は萬乘の主なり故に戎馬四萬匹兵車萬乘あり、春夏秋冬互に農の隙を以て教練せり。或は曰くこの井田に基く軍制は徴發の數にして周禮にあるは教練の數なりと、或は曰くこの一甸に兵車一乘戎馬四匹牛十二頭あるも他説には百井三百家に革車一乘とあるは攻車と守車との別ならんと。

第參項 秦代の官制

秦の起りて天下を統一するや我より古を爲すの大抱負あり、新に皇帝の號を充て周制に則ることなく、太尉を置き又御史大夫を以て相に亞げり。

- 相 御史大夫
- 太尉 兵事を處理す
- 廷尉 刑獄ををる
- 奉常 祭祀禮儀を掌る
- 衛尉 門衛屯兵を掌る

| | | | |
|-----|---------|----|---------|
| 郎中令 | 宮殿掖門を掌る | 宗正 | 王の親戚を掌る |
| 内史 | 穀貨を掌る | 太僕 | 輿馬を掌る |
| 典客 | 賓客を掌る | 少府 | 納收税を掌る |

第貳款 漢代の官吏

第壹項 官制

第一節 中央行政官

一、漢代の初は秦制に倣うて革めざりしが漸次釐正せられて増減あり、されど丞相、御史大夫、太尉の三官は是文武糾正の三官にして後世に至るまで役官の骨髄たり。丞相は高帝十一年改めて相國と稱し、哀帝の時に大司徒となれり、武帝の建元二年太尉を省きしも元狩二年初めて太司馬を置く、成帝の時御史大夫を改めて大司空と稱す、當初丞相、御史大夫、太尉を三公と稱へしが爰に至りて大司徒、大司馬、大司空を三公と唱ふるに至れり。

二、然るに光武中興以後は官紀の振肅を計り、簡約を旨として官職を減すること尠からず、丞相、御史大夫等を廢し三司を以て政務を處理せしむ、三司とは司徒、大尉、司空是なり、此三司の上に三公あり。太師、太傅、太保是なり。丞相は百官を統轄す。丞相の下に九卿あり、太常、光祿、衛尉、宗正、太僕、大理、鴻臚、司農、少府是なり。

三、太常は宗廟禮儀に關する事務を處理す。光祿勳は秦官の郎中令に當る、武帝太初元年光祿勳と改む、官殿掖門戸を掌る。衛尉は秦官門衛屯兵に關する事務を處理す。太僕は秦官輿馬に關する事務を掌る、左右兩丞あり。延尉は秦官を踏襲せしものにして刑辟を掌る、正左右監あり。大鴻臚は秦官の典客是なり、諸侯歸義蠻夷に關する事務を處理す、丞あり。宗正は、秦官を踏襲し、親屬に關する事務を處理す、卿及丞あり。

四、大司農は秦官の治粟内史なり、穀貨に關する事務を掌る、兩丞あり。少府は秦官を踏襲す、山海地澤の税にて供養に給するを掌る、六丞あり。大尉は秦官を踏襲せるものなり、武事を掌る。御史大夫は秦官を踏襲す、丞相を副くる事を掌る、兩丞あり。將作大匠は秦官にては將作小府といふ、宮室を治むる事を掌る。兩丞左右中

侯あり、典屬國は秦官なり、蠻夷の降る者を掌る。水衝都尉は都水上林苑を掌る。五丞あり。主爵主尉は秦官なり、列侯を掌る。後年名を都尉と改む。

第二節 警衛及武官

一、都尉校尉の諸官は左の如し、但し駙馬都尉と中壘校尉以下の八校尉は武帝の時に置きしものなり。奉車都尉は御乘輿車を掌る。駙馬都尉 駙馬に關する事務を掌る。護軍都尉 秦官なり、武帝の元狩四年、大司馬に屬す、哀帝元壽元年、司寇と改め、平帝の時更に護軍と名づく。司隸校尉 武帝征和四年に之を置く、巫蠱を捕へ、大姦猾を督する事を掌る、後其兵を廢し、哀帝の時之を復す。城門校尉 市師城門屯兵を掌る。中壘校尉 北軍壘内外を掌り、外西域を掌る。屯騎校尉 騎士を掌る。步兵校尉 上林苑門屯兵を掌る。越騎校尉 越騎に關する事務を掌る。長水校尉 長水宣曲胡騎を掌る。胡騎校尉 池陽胡騎を掌る。射聲校尉 待詔射聲士を掌る。虎賁校尉 輕車を掌る。

二、尙武官には大將軍以下列將軍あり、大將軍は高帝以來既に之あり、武帝元狩四年、票騎將軍、車騎將軍、衛將軍、前後左右將軍、上將軍、激擊將軍、復士將軍、將屯將軍、驍騎將軍、護軍將軍、輕車將軍、材官將軍、伏波將軍を置く、又樓船、戈船、下濶、橫海、浮沮、匈河等の將軍あり、是漢官は名事によりて官を設け、事已めば廢せしもの多きに由る、故に是等の將軍も時によりて改廢常ならず、又人の爲めに設けたることありて沿革定まらざる所以なり。

第三節 地方官

一、地方制度は秦の郡縣の制度に併用するに封建の制度を以てせり、即ち諸侯の國を立て、藩屏となし、又天子の公領に郡縣の制を布けり、郡に守あり、邑に尉あり、尉は守を助けて武職中事を掌る、又丞あり、景帝中都尉と名づく、武帝元封五年、天下を分ちて十三州とし、郡國を之に隸せしめたり。州毎に一人の刺史を置くこと左の如し、但し十三州に關しては異説ありて詳かならず。

- 司隸校尉 冀州刺史 豫州刺史 兗州刺史 徐州刺史 青州刺史 荊州刺史
- 揚州刺史 益州刺史 涼州刺史 幽州刺史 交州刺史 并州刺史

二、郡の下に縣あり、萬戸以上には令を置き、萬戸以下には長を置く、皆丞尉あり、之を長吏小吏と稱す。縣の下に鄉あり、鄉の下に亭あり、亭の下に里あり、亭に長あり、鄉

に三老あり秩あり畜夫あり游徼あり、三老は教化を掌り畜夫は訴を掌り又賦税を收め、游徼は盜賊を禁するを掌れり。郡縣郷亭の數は最初郡國は四十なりしも哀帝の時百三となし、縣は千五百八十七、郷は六千六百二十二、亭は二萬九千六百卅五なり。

三、以上の外地方官として京師には内史あり長安の事務を處理す、又西域都護は西域卅六國を管す。其他關都尉、農都尉、受降都尉、宜禾都尉、護漕都尉あり郡國に均輸鹽鐵の官あり、又京兆々船司空あり、太厚に相馬官あり、遼東に牧師官あり、交趾に羞官あり、南郡に發弩官あり、丹陽に銅官あり、柱陽に金官あり、其他枚舉に邊あらず。

第四節 軍制

一、周及秦代の軍制は明かならず漢代には徵兵の法をも備はれり、民年廿三を以て正とし、一歳は材官騎士に充て一歳は衛士に充つ、兵籍に置くこと卅四年即年五十六に及んで免役す、兵には歩兵あり騎兵あり、之を歩卒騎士と謂ひ歩卒は一に又徒歩と稱したり、兵器は常に武庫の中に收む。

二、漢の初め閑廐を掌る者を廐將といひ、輜重を掌る者を重將といひ、築城の兵に將たる者を城將と名づけ、弩に將たれば弩將と名づく、騎に騎將あり、其他愼將、特將、說衛門尉等の名稱多し。京師に南北二軍あり、南軍は宮城門内にありて宮門を護衛し、宿衛するを掌り、北軍は宮城門外にあり護城を掌る、南軍の長を衛門と稱し、北軍の長を中尉と唱ふ。

三、光祿勳は前代に於ては郎中令と稱したり、其屬官に郎あり、門戸を守り出充軍騎を掌る、屬官に五官中郎將、虎賁中郎將、羽林中郎將あり、以上南北及羽林の三軍の外に諸軍あり、時代によりて制度の變あり。西魏大統九年周典に倣うて六軍を置き合して百府となす、每府一郎將之を統轄す、二府を大將軍之を統べ、二將軍を一柱國之を統ぶ。六柱國は持節都督之を統ぶること左の如し

| | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 柱國 | 柱國 | 柱國 | 柱國 | 柱國 | 柱國 | 柱國 | 柱國 |
| 大將軍 | 大將軍 | 大將軍 | 大將軍 | 大將軍 | 大將軍 | 大將軍 | 大將軍 |
| 府 | 府 | 府 | 府 | 府 | 府 | 府 | 府 |
| 持節都督 | 持節都督 | 持節都督 | 持節都督 | 持節都督 | 持節都督 | 持節都督 | 持節都督 |
| 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 |

第五節 司法官

一、司法制度を見るに周の時隣里郷黨の制ありしも明白ならず。秦に至りて商鞅の法あり、民をして什伍を爲さしめ相收司連座せしめたり、五家を以て保となし、十家相連る、一家罪あれば九家之を舉發し若し事實を得ざれば相連座す。此秦の制は周の制に基き、漢の制も亦秦の制を踏襲せり。

二、漢の時郷に於て畜夫は訟を聽き賦税を徵收す。郷の上に縣あり、郡國あり、州あり。州の刺史の職掌中に郡國を周行して冤獄を斷治すとあれば、刺史は延尉と共に最高の司法機關たりしを知るべし

皇帝
 延尉郡守縣令………郷
郡守縣令………郷
 刺史郡守懸令………郷
 國相郡守懸令………郷
 刑事、民事

第貳項 官吏の待遇及特典

第一節 官吏の特典

一、支那の族制政治も社會の進歩に伴うて漸次變化し、官職及職業によりて階級の

發生を見たり、殊に周末の戰亂は族制政治に甚大なる變革を來さしめ、所謂處士の横議となり、又匹夫にして王侯の位に登るものあるに至れり。漢代に入りて士農工商の四階級をなせり、當時の所謂學んで位に居るを士と稱したり、即ち官職を有する階級是なり。農商工等自由民の下に又奴婢あり、是身を賣り或は罪を受けたる者にして所謂奴隸なり、自由民の中、農を上位とする觀念は周代より存せり、工を中とし商を下となす。

二、士は爵位の貴賤によりて階級あり、漢代の爵は一、公士。二、上造。三、簪身。四、不更。五、大夫。六、官大夫。七、公大夫。八、公乘。九、五大夫。十、左庶長。十一、右庶長。十二、左更。十三、中更。十四、右更。十五、少上造。十六、大上造。十七、駟車庶長。十八、大庶長。十九、關內侯。二十、徹侯(通侯或は列侯とも稱せり)の二十級となす。

三、漢には又位階あり九品に分つ、官品によりて占田に等差あり、抑も漢より以後晉には限田あり、限田とは男子一人に占田七十畝、女子は三十畝、丁男五十畝、丁女二十畝、次丁男は半し、女子は課せず、而して又官品に従つて占田あり、官品第一は五十項を占め、每品に五項を差し、第九品には十項を占めたり。魏には均田の法あり、土地

の私有を禁じ、天下の人に均しく田を分ち身没すれば田を還さしめ、諸官も亦遠近に従つて公田を賜はりたり、後世の職分田は茲に淵源す。

第二節 官吏の登擢

一、漢代に於ては施制政治に大變革を來し、教育ある者は士に列して任官するに及んで、族制主義と人才主義とは並び行はれ、官吏の養成に力を注ぐに至れり。周代には庠序の制ありしも是果して實行されし制度なりや又單に理論に過ぎざりしものなりや文献の徵すべきものなし。漢の武帝の元朔五年始めて太學を起す、建元五年始めて五經博士官を設く、弟子員は年十八以上の器量ある者を撰んで之に補し、年末に一たび之を試み一藝以上に通ずる者は皆各官に補せしより、人材彬々として輩出するに至れり。後太學に博士官及弟子員を置き累代教育を獎勵せり。

二、魏の文帝に至り黃初五年太學を洛陽に建て五經課試の法を制す。以上は國都に在るものなるが地方の學校としては武帝の時天下の郡國に令して學校官を設け、郡國に學を置き縣邑侯國に校を置きたり。後漢の時個人事業として學校を設くる者上天子より下諸官人に至るまで頗る多し。

三、斯の如く子弟を教養して苟も一藝に通ずる者は官に叙する制度を設けたりと雖、必らずしも常に勵行されしにあらず、官吏の子弟たる緣故により、或は朋黨資緣により、或は偶然の功績によりて叙官されしのみならず、或時代に於ては官爵を賣つて國家收入の一部となせしことあり。

四、惠帝の民罪あり爵を賣る事を得三十級は以て死罪を免す、時に一級直錢二千にして凡六萬なり。此後文帝の時晁錯請うて粟を邊に入れしめ以て民に爵を授けたり、六百石は爵上造、稍増して四千石に至りて五大夫とし、一萬二千石を以て大庶長となさんと、即ち石の多少を以て爵に高下ありしなり。

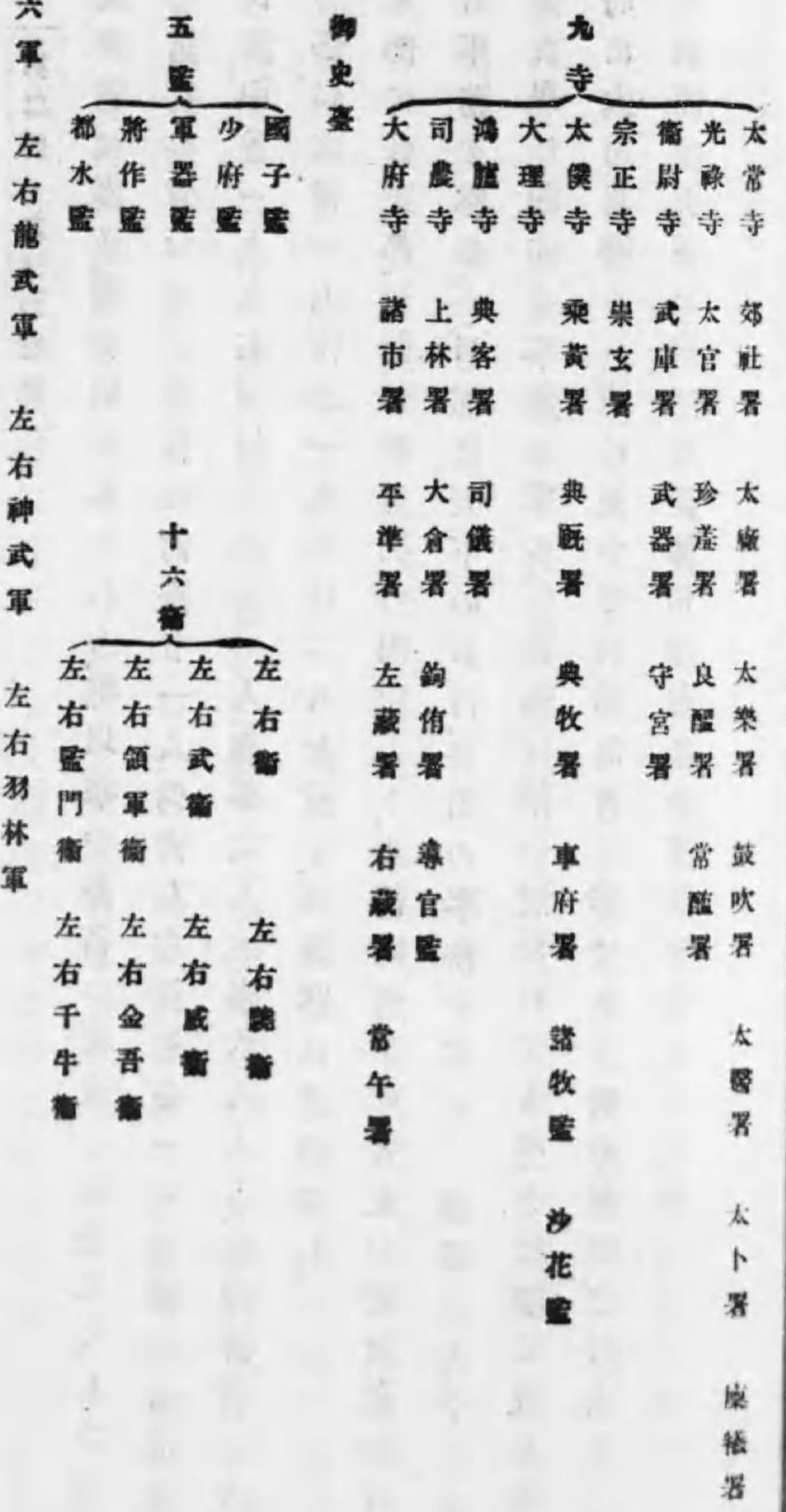
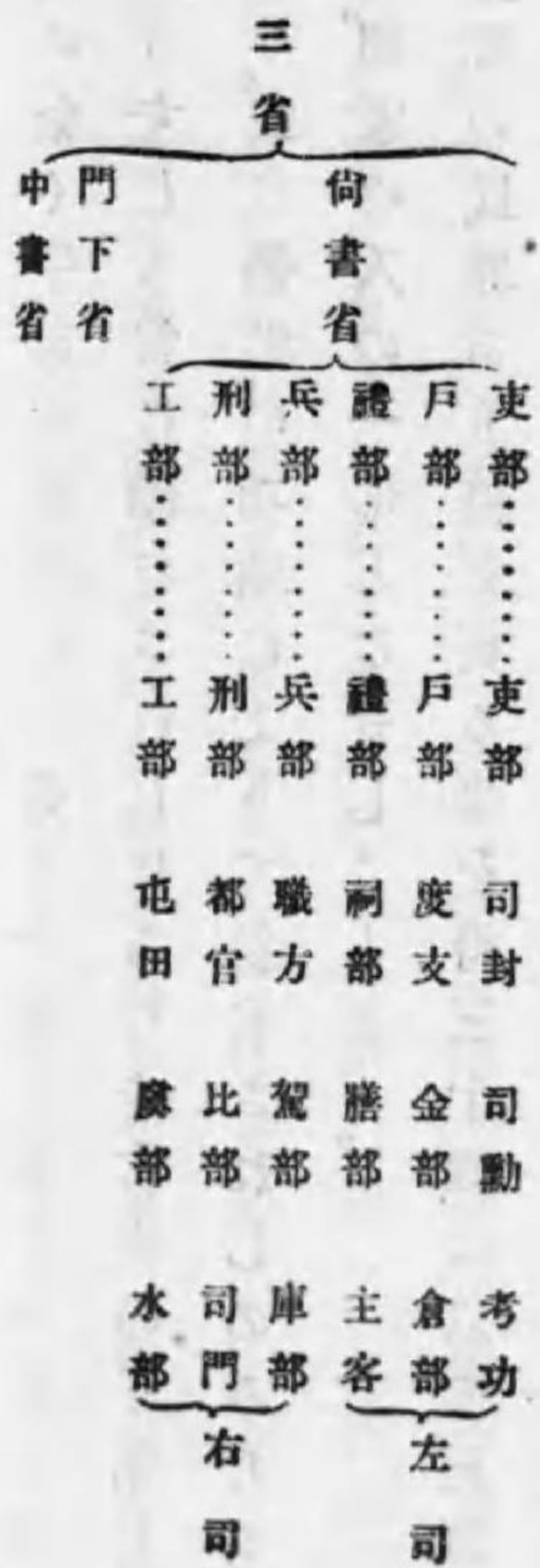
五、其後孝帝亦賣爵令を修む、武帝の時は武功爵を賣りしことあり、武功爵は一級を造士、二級を閑輿衛、三級を良士、四級を元戎士、五級を官首、六級を秉鐸、七級を千夫、八級を樂師、九級を執戎、十級を政戾庶長、十一級を軍衛となす、十一級より八級までは之を買ふことを得たり。後漢及晋以後に於ても亦公然の賣官の制なきも事實上賣官は行はれたり。

第參款 唐代の官吏

第壹項 定制

第一節 行政組織

一、漢以後晉より南北朝を経て隋に至る間、官制に少許の變革ありしも大體は漢制に則れり、而して唐代に至りて官制大に備はり、後代宋元明清は何れも之を母法となせり。唐の官制を概括すれば三省、九寺、一臺、五監及十六衛となす。其名稱及被管は左の如し。



二、三省の上に三師三公あり。後漢の時太尉、司徒、司空を以て三公となせしが魏は之に據り、晋は更に之に太傅、太保を加へて上公となす、後魏に至つて太師、太傅、太保を三師といひ三公は舊の如し、隋唐も亦三師三公あり。三師は天子訓導の官にし

第貳編 官吏史學 第貳章 支那の官吏

て道德崇重の人を以て之にあつ、人なければ之を置かず、三公は天子を助け陰陽を理め邦國を平にする職責を有すと稱するも、唯位尊きのみにして直接に國家の政務に與らず。

第二節 六部の官職

一、尙書省は秦、漢、魏、晋以來ありしも、魏以來中書省の權重く、隋唐に及んで尙書重くして諸官の首たり。職員は尙書令一人、尙書左右僕射各一人、尙書左右丞各一人、左右司郎中各一人、左右司員外郎各一人、都事六人、主事六人あり、尙尙書省は六部に分ち各部に尙書一人、侍郎一人又は二人を置く、其分掌は次の如し。

二、吏部には吏部、司封、司勳、考功の四司あり、吏部は天下の官吏の選叙勳封、考課に關する事務を掌る。戸部は天下の戸口、井田の事務を掌る。禮部は天下の禮儀、祠祭、燕饗、貢舉に關する事務を掌る。兵部は隋の制なれども先きに魏に五兵尙書あり、北周に大司馬卿あり、隋に至つて兵部尙書と稱せり。唐の制は之に由りしものなり。刑部は天下の刑法及徒隸、句覆、關禁の事務を掌る。工部は天下百工の屯田、山澤の事務を掌る。

第三節 内侍及其他の諸職

一、門下省は帝命を出納する事を掌る。後漢に侍牛寺あり、晋代より門下省あり、龍朔二年東臺と改め、光宅の初又鸞台といひ、開元元年黃門省と稱す、同五年復舊して門下省とす。職員は侍中(二人)、黃門侍郎(二人)、給事中(四人)、左散騎常侍、左諫議大夫、起居郎、弘文館學士等あり。

二、中書省は天子を佐けて大政に參與す。中書の號は漢代にありしも、中書省を置きしは魏晋より始まる、梁陳を経て後魏に至り西臺と改稱し、更に隋の時内史又は内書省と唱へたり、唐に及び中書省と稱し、光宗元年鳳閣といひ、開元元年紫微省といひしが同五年復舊して中書省といへり。職員は中書令(二人)、中書侍郎(二人)、中書舍(六人)、主書(四人)、主事(四人)、學士、侍讀學士、修撰官等あり。

三、秘書省は邦國經籍圖書に關する事、及圖書古今文字の異同を考合する事を掌る、後漢桓帝初て秘書官一人を置く、魏武帝亦令を置く、晋の時中書省に入る、梁に秘書省ありて隋唐に及ぶ、龍朔三年蘭臺といひ後秘書省に復舊す。職員は秘書監(一人)、少監(二人)、丞(一人)、郎(四人)、校書郎、著作郎等あり。

四、殿中省は乘輿服御に關する事務を掌る。魏の時殿中監あり、隋は殿内省と名づく、唐に及んで殿中省と稱せり、被管に六局あり、職員は殿中監一人、少監一人、丞二人等あり。内侍省は内に在て侍奉し宮掖に出入し制令を宣傳する事を掌る。漢の大長秋、隋の内史侍省に同じ、被官に五局あり。其他御史臺は漢の制度にして御史太夫を置く、後漢に至り一時蘭臺寺と稱せり、梁、後魏、北齊の時南臺と唱へ、隋、唐に於て復た御史臺となり、又唐の時憲臺、肅政臺等と號せしことあり、職員は御史太夫一人、御史中丞二人、侍御史等あり。

第四節 九 寺

一、太常寺は邦國の禮樂、郊廟、社稷に關する事務を掌る。漢に太常あり、魏、晉、宋、齊悉く之を蹈襲す、後周は太宗伯と稱せしも、隋唐何れも復舊し、唐一時光宅中司禮と改めしも復太常と號す。職員は太常卿一人、少卿二人、丞二人、主簿一人、錄事二人等あり。

二、光祿寺は邦國酒醴膳羞に關する事務を掌る。漢に光祿勳あれども是武官たるが故に、隋唐の光祿寺とは全く異なれり、北齊光祿卿、少卿を置き、諸の膳食帳幕の事

を兼掌す、隋、唐の制之に淵源す、唐の時司宰寺、司膳等の名稱ありしも幾もなくして復舊す。職員は光祿卿一人、少卿二人、丞二人、主簿二人、錄事二人等あり。大官署供膳の事を掌る令、丞、監膳あり。

三、衛尉寺は邦國の器械文物に關する事務を掌る。漢に衛尉あり、南齊、梁、陳、後魏皆此制あり、北齊衛尉寺と云ふ、卿及少卿各一人あり、軍器儀仗帳幕の事を掌る。隋唐之に因る、職員は衛尉卿一人、少卿二人、丞二人、主簿二人、錄事一人等あり。

四、宗正寺は天子の九族六親の屬籍を掌る。漢平帝の時秦の宗正の割を襲うて之を置き、魏も亦之に倣ふ、後魏及北齊に宗正卿あり、後周に宗師中大夫あり、隋唐は後魏及北齊の制に因る。尤も唐は當初司宗といひ後司屬といひしが更に舊制に倣うて宗正寺と稱したり、被管に崇玄署あり。職員は宗正卿一人、少卿二人、丞二人、主簿二人、錄事二人等あり。

五、太僕寺は邦國旣牧車輿の事務を掌る。漢に太僕あり、魏、晉も當初は之を置き、隋唐も亦此制を襲ふ、但し唐は改めて司馭といひ又司僕といひしも、神龍の初復舊せり、職員は太僕卿一人、少卿二人、丞四人、主簿二人、錄事二人等あり。

六、大理寺は邦國折獄詳刑の事務を掌る。漢景帝の時大理あり、後漢に廷尉卿あり、爾後皆廷尉と稱す、北齊に至り大理寺を置き卿少卿各一人を置く、隋唐も亦之に因る、時に詳刑司刑など稱せしことあるも幾ならずして復舊す。職員は大理卿一人、少卿二人、大理正三人、丞六人、主簿二人、錄事二人等あり。

七、鴻臚寺は賓客及凶儀の事務を掌る。漢に鴻臚あり、後漢、魏及晋の當初皆同制たり、北齊鴻臚寺と稱し卿少卿各一人あり、後周に蕃部中大夫あり、賓部中大夫あり、隋唐共に北齊の制に因る、一時司文司賓と稱せしことあり。職員は鴻臚寺卿一人、少卿一人、丞三人、主簿一人、錄事二人等あり。

八、司農寺は邦國の倉儲委積の事務を掌る。漢に大司農あり、魏及晋初、宋齊に司農あり、梁は司農卿といひ、後魏は大司農といふ、北齊に至り初めて司農寺と稱し卿少卿各一人あり、倉市薪米、園地果實を掌る、後周司農寺上士一人あり、隋唐は北齊の制によれり。職員司農寺卿一人、少卿二人、丞六人、主簿一人、錄事二人等あり。

九、大府寺は邦國財貨に關する事務を掌る。歴代多く置かず、司農少府の中に其職あり、職員は大府寺卿一人、少卿二人、丞四人、主簿二人、錄事二人等あり。

第五節 五 監

一、國子監は邦國の儒學訓導の事務を掌る。漢及魏に博士祭酒あり、晋の武帝國子祭酒一人を置く、宋の時學を置かず、唯助教一人あり、後魏の明帝の時祭酒あり、齊梁は國師と號し、陳及後魏は國子祭酒とし、北齊に至り國子寺と名づけ祭酒一人あり、隋の開皇十三年寺を改めて學とし、煬帝更に改めて國子監となす、唐制之に因る、龍朔二年司成館といひ、光宅元年成均といひしが、神龍元年舊に復して國子監となす、職員は國子祭酒一人、國子學博士、助教、司業二人、丞一人、主簿一人、錄事一人等あり。

二、少府監は百工技巧に關する事務を掌る。漢、宋、梁、陳、後魏何れも少府卿あり、隋煬帝の大業五年に少府監となす、唐に至り武徳の初軍器監を置きて之を廢せしも、龍朔二年内府監とし、光宅元年尙方監と改め、後又少府監に復す。職員は少府監一人、少監二人、丞四人、主簿二人、錄事二人。北都軍器監は開元十六年之を置く、甲弩の屬を造くる事を掌る。

三、將作監は土木工匠に關する事務を掌る。漢、魏、晋に將作大匠あり、宋齊は常置の官にあらず、梁及陳は大匠卿と改む、北齊に將作寺あり、後周に匠師中大夫あり、隋は

北齊の名稱を襲ふ、開皇二十年寺を改めて監となす、唐は之に因る、襲朝二年膳工監とし、光宅元年營繕監とせしも後復舊す、職員は將作大匠(一人)少匠(二人)主簿(二人)録事(二人)等あり。

四、都水監は川澤津梁に關する事務を掌る。漢に都水あり後世或は水衡都尉といひ或は都水使者といひたり、職員は都水使者(二人)丞(二人)主簿(一人)等あり。

第六節 武官

武官に六軍十六衛あり、左右衛、左右驍衛、左右武衛、左右威衛、左右領軍衛、左右監門衛は左右千牛衛にして各上將軍(一人)大將軍(一人)將軍(一人)あり。六軍は左右羽林軍衛、左右神武軍、左右龍武軍にして各大將軍一人あり。以上を六軍となす、後左右神策軍、左右威武軍を置き凡て十軍となす。

第七節 儒官

一、翰林院學士は本文學を以て顧問とせられ出入侍從せしが故に謀議に參する事を得たり、唐の時天子の傍常に文詞經學の士をなさず、太宗の時より各儒學士時に召したるも未だ名號あらざりしが、乾封以後時人北門學士と呼びし事あり。玄宗

の初め翰林待詔を置き、四方の表疏批答應和文章を掌る、後文學の士を選んで翰林供奉と稱し集賢院學士と制詔書勅とを分掌せり

二、開元廿六年に至つて改めて學士とし別に學士院を置き専ら内命を掌る、其後選用益々重くして禮遺益々親しく竟に内相と號するに至れり。憲宗の時又學士承旨を置く、唐の學士弘文集賢の二院は中書門下に分隸すれども獨り翰林學士は屬する所なし。以上は中央政府に於ける文武官吏なり。

第八節 地方官

一、地方行政制度は最下級の行政區劃を縣とし縣の上に州若しくは郡あり、州郡の上には道あり道を以て最高の行政區劃となせり、道に巡察史を置きしも其後屢々改稱せり、州に刺史あり、郡に太守あり、縣には令を置きて、其管轄區域の行政を掌らしむ。

二、道は貞觀の初天下を十道に分つ關內道、河東道、河北道、山南道、隴右道、淮南道、江南道、劍南道、嶺南道是なり。神龍二年に高宗は五品以上の者廿人を以て十道の巡察使とし州縣を按舉したり、又遠邊の地には節度使あり、即ち使行けば節を立て六歲

を立つ、其屬官に副使一人、行軍司馬一人、掌書記一人あり。

三、州縣を見るに隋の開皇三年天下の諸郡を廢して州となし縣を統べしが、大業中又郡とし、唐の武徳元年更に郡を州に改めて刺史を置きたり。州を上中下の三等に分ち各刺史を置き、上州は四萬戸以上、中州は三萬戸以上、下州は三萬戸以下とす各刺史一人別駕一人其他の諸官あり。

四、刺史の名は漢の時既に存す、後漢之を襲ひ靈帝の時始めて牧と云ふ、後魏は復舊して州に刺史を置き後牧とし、齊之に倣ふ、北齊州を等差して上中下とし、每等更に上中下の差あり即九等なり、隋は雍州に牧を置き餘州に刺史を置く、北齊の時又九等の制あり、隋は刺史の名ありて職無し、唐に及んで州に刺史を置く。

五、縣は州の下に在る地方行政區劃なり、古の制は縣大にして郡小なりしが、戰國時代より郡大にして縣小となれり。晋の時大縣令を置く、後魏に三令長あり孝文の始め縣令あり、唐の制之に倣うて縣令と稱し縣の事務を處理す。武徳の初め戸五千以上を上縣とし、二千以上を中縣とし、一千以上を下縣とす、後多少の變革あり、職員は令一人、丞一人又は二人、主簿、錄事等あり。

六、其他武官は都督あり、都督は後漢の制なり、唐初總管あり長を長史と稱せり、武徳七年總管を改めて都督と名づく、邊要諸州の兵馬甲械城隍鎮戍等を督し府事を總判する事を掌る、都督府に大中下の等差あり。職員は都督、長史、司馬、錄事、參軍事等あり。都護の職務も亦略都督に同じ、諸蕃を撫慰し外寇を安んじ敵情を察し之を征討する事を掌れり、大上の二種あり、職員は大都護又は都護、副大都護又は副都護長史、司馬、錄事、參軍事等あり。

七、又鎮には上中下の三等あり、鎮將は鎮に關する事務を處理し、兵曹は防人の名籍戎器土木等の事務を掌れり。職員は鎮將、副鎮將、錄事、史、倉曹、參軍事等あり。戍は上中下の三等あり、各主、戍副主、佐、史等あり。

關にも亦上中下の三等あり、關令は末遊を禁じ奸慝を伺ひ、行人車馬の出入に關する事務を掌り、津吏は橋船の事務を掌れり、職員に令、丞、錄事等あり。其他臨時に派遣若しくは設置する官職少からず、其重なるものは計使、安撫使、經略使、防禦使、轉運使、勸農使、團練使等是なり。

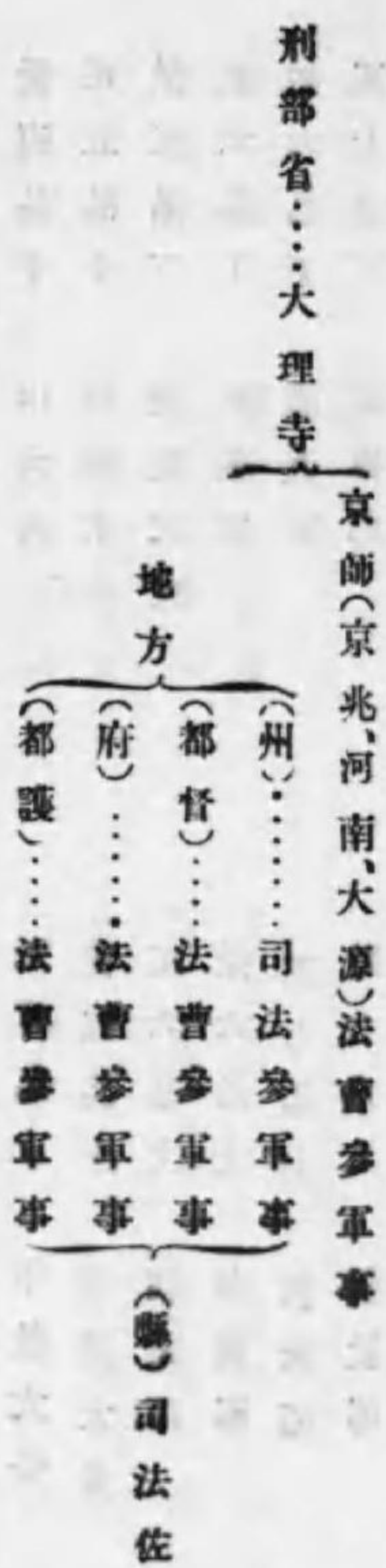
八、唐の時も亦地方自治制度あり、司法事務の如き國務の一部を之に委任して行は

しめたり、四家を隣とし五家を保とし、保に長あり以て相禁約し、百戸を里と名づけ里に正を置く、五里を郷となす、兩京及州縣の郊内は相分つて坊となし、坊正を置く。郊外の田野は村に分ち村毎に正を置く、里正は勳官六品以下の白丁の精明強幹なる者を擧げて之にあて、坊正村正は白丁を以て之にあつ。民事の訴訟は里正坊正村正に於て判決し、決せざる時は縣に上申して裁決を乞ひ、刑事は稍々重ければ直に縣官の取扱ひとなり、之を判決せり。

第九節 司法官

一、支那は唐時代に限らず古來行政官は立法及司法事務を兼掌する制度なるが故に、行政官は民事刑事の區別なく司法事務を其職分の一部となせり、従つて裁判所構成上の最下級の官廳は行政上の最下廳の官廳なり、即ち地方に於ては縣令は最下級の官吏にして其上級は州の刺史なり、更に州縣を監視する監察御史あり、京師には大理寺と刑部省とあり、刑部省は唯司法に關する行政を分掌するのみ。即ち大理寺は直接囚禁に與ふるものなれば最高の裁判所にして、刑部省は最高の司法行政機關なりとす。

二、京師にありては京兆等の法曹參軍事は訴訟事務を掌り、地方にありては縣の司法佐を下級となし、法曹參軍事を上級裁判所となせり。



三、縣を経ずして直に州府に訴ふる者を越訴といふ、起訴をなし及之を受理する者各罪あり、但し此場合に於ては受理する事によりて犯罪を構成するものにして若し受理せざる時は訴ふる者も亦罪なし、而して民事及輕き刑事上の訴訟を自治團體たる里坊村に委任しあるは前節に叙述するが如し。

第貳項 官吏の待遇及特典

第一節 階級制度

一、唐の時身分を分ちて三となす士、良民及賤民是なり、士は官職にある貴族にして

良民は漢制に同じく農工商の三とす、此中工商は出身するも士に列するを得ず、賤民には雜戸番戸奴婢あり、奴婢は最下級なれども一たび免せられて番戸となり番戸一たび免せられて雜戸となり雜戸免せられて初めて良民となり得べし、奴婢は犯罪の連坐若しくは負債の爲めに没せし者なり。文散階は左の如し

二、官職によりて貴族に階級あり

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 從一品 | 開府儀同三司 | 正二品 | 特進 |
| 從二品 | 光祿大夫 | 正三品 | 金紫光祿大夫 |
| 從三品 | 銀青光祿大夫 | 正四品上 | 正議大夫 |
| 正四品下 | 通議大夫 | 從四品上 | 太中大夫 |
| 從四品下 | 中大夫 | 正五品上 | 中散大夫 |
| 正五品下 | 朝議大夫 | 從五品上 | 朝請大夫 |
| 從五品下 | 朝散大夫 | 正六品上 | 朝議郎 |
| 正六品下 | 承議郎 | 從六品上 | 奉議郎 |
| 從六品下 | 通直郎 | 正七品上 | 朝請郎 |
| 正七品下 | 宣德郎 | 從七品上 | 朝散郎 |
| 從七品下 | 宣議郎 | 正八品上 | 給事郎 |
| 正八品下 | 徵事郎 | 從八品上 | 承奉郎 |
| 從八品下 | 承務郎 | 正九品上 | 儒林郎 |

三、武散階は左の如し

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 正九品下 | 登仕郎 | 從九品上 | 文林郎 |
| 從九品下 | 將仕郎 | 正二品 | 輔國大將軍 |
| 從一品 | 驃騎大將軍 | 正三品上 | 冠軍大將軍 |
| 從二品 | 鎮國大將軍 | 從三品上 | 兩廕將軍 |
| 正三品下 | 懷化將軍 | 正四品上 | 忠武將軍 |
| 從三品下 | 歸德將軍 | 懷化中郎將 | 從四品上 |
| 正四品下 | 壯武將軍 | 歸德中郎將 | 正五品上 |
| 從四品下 | 明威將軍 | 懷化郎將 | 從五品上 |
| 正五品下 | 寧遠將軍 | 歸德郎將 | 正六品上 |
| 從五品下 | 遊擊將軍 | 懷化司階 | 從六品上 |
| 正六品下 | 昭武副尉 | 歸德司階 | 正七品上 |
| 從六品下 | 振威副尉 | 懷化中侯 | 從七品上 |
| 正七品下 | 致果副尉 | 歸德中侯 | 正八品上 |
| 從七品下 | 翊應副尉 | 懷化司戈 | 從八品上 |
| 正八品下 | 宣節副尉 | 歸德司戈 | 正九品上 |
| 從八品下 | 襲侮副尉 | 懷化執戟長上 | 從九品上 |
| 正九品下 | 仁勇副尉 | 歸德執戟長上 | |
| 從九品下 | 陪戒副尉 | | |

第二節 俸祿其他の特典

一、官吏の俸祿に關し詳細に徴すべき文獻なし、唐は均田の法を行ひ別に例外なきにあらずと雖、丁男一人毎に田百畝(一頃)を與ふ、其中五分の一を永業田として一家の所有地となし、子孫に傳ふるを得るも、五分の四は口分田とし其人死すれば官沒せり。永業田は親王以下にも亦之を給す、親王は百頃、職事官一品は六十頃、群王職事官従一品は五十頃、國公職事官従二品は三十五頃、縣公職事官三品は廿五頃の類是なり。

二、又公廩田は官司の所有に屬する田地にして官によりて定數あり。司農寺廿六頃、殿中省廿五頃、少府監廿二頃、大常寺廿頃、京兆、河南各十七頃の如き其例なり。

三、唐の時武徳元年文武官に俸祿を賜ひ、年俸一品七百石從九品三十石なり、職分田は一品十二頃、二品十頃、三品九頃、四品七頃、五品六頃、六品四頃、七品三頃、五品十頃、九品二頃共に百里内の地を給したり、諸州都督都護、親王府官は二品十二頃、三品十頃、四品八頃、五品七頃、六品五頃、七品四頃、八品三頃、九品二頃、五品十頃なり

又營田と屯田とあり異名なれども共に邊要の地の公廩田なりしものゝ如し、隋の時既に此制あり。

四、官吏の特典として太皇太后總麻(四世親)以上の親内命婦一品以上の親郡王及五品以上の祖父兄弟、職事勳官三品已上封ある者及縣男父子國子大學四門學生俊士は何れも租庸調を免除せらる。

第三節 刑事其他の特典

一、官吏は八議と稱して貴賤上下により特別に刑の減輕を受け、其親屬も亦此恩典に均霑す、但し唐の刑名は隋制に倣ふ所多し、支那の刑事政策は刑を平等に科する主義にあらず、人によりて刑の適用を異にす、此思想は大寶律以來我日本にも傳はりて明治維新に及びたるは注目すべき史實なり。即ち夫婦貴賤、僧侶、長幼の別を立て、同一の犯罪にても甲に重く乙に輕きことあり、彼に輕くして是に重き場合あり。

二、されど十惡とは罪の最も重き者にして如何なる恩典をも受くる事を得ず。即ち

- 一、謀反 二、謀大逆 三、謀叛 四、惡逆 五、不道 六、大不敬 七、不孝 八、不睦
九、不義 十、内亂是なり。

又刑の加重の制ありて三犯加重とす。

三、官吏の刑事上の特典の重なるものは左の八議なり。一、議親(皇帝、租免以上の親及太皇、太后、皇太后、總麻以上の親、皇后、小功以上の親をいふ)、二、議故(故舊をいふ)、三、議賢(大德行あるをいふ)、四、議能(大才業あるをいふ)、五、議功(大功勳あるをいふ)、六、議貴(職事官三品以上散官二品以上及爵一品なるをいふ)、七、議勤(大勤勞あるをいふ)、八、議賓(先代の後を承け國賓たる者をいふ)。死罪を犯せば犯す所を條録し、八議の中何れに該當するやを録し上奏して裁可をまつ、流罪以下は當然一等を減ず、但し十惡を犯す者は此限にあらず。

四、刑事上官吏の特典に官當あり、官當とは官を以て罪に充て減輕せらるゝ法にして、諸の私罪を犯し官を以て徒に充つる時、五品以上は一官を以て徒二年に、九品以上は一官を以て徒一年に充つ、流に充つる者は三流共に同じ徒四年に比す、二官あれば先づ高きを充て次に動官を充つるが如き是なり。

五、官吏の階級によりて特典ある事は獨り刑法上のみならず、邸室の設備の上にも等差あり、王公諸臣三品以上は九架、五品以上は七架、六品以下は五架とし、門舎にも貴賤に従つて各其制を異にし等を紊る事なからしめたり。

第四節 官吏の養成

一、支那の學問は治國平天下を目的とし、其教育とは全く官吏養成に外ならず。唐の學校に六學二館あり、國子監に隸す、六學とは國子學、大學、四門學、律學、書學、算學なり、廣文館を加へて七學ともいへり、又二館とは弘文館、崇文館なり、此他醫學あり、崇文學あり、秘書外省に小學あり、地方には則ち州縣學あり。

二、是より先き隋の高祖は仁壽元年國子學の學生七十人を留めて太學、州縣學並に之を廢す、或は國子四門及州縣學を廢して太學博士二人、學生七十二人を置く、傳ふ、同年七月國子を改めて太學と稱す、煬帝復庠序、國子郡縣の學を置く、開皇の初めよりも盛大なり。唐に至つて武德元年國子大學四門を置き、貞觀六年孔子を以て先聖とし、顔子を以て先師とす、新羅高昌百濟吐蕃高麗等の王も皆其子孫を遣はして學ばしむ。

三、凡生員の學に在る者は各長幼を以て序となす、入學の際は皆束修の禮を行ふ、國子太學は各絹三疋、四門學は各絹二疋、俊士及律算書學は各絹一匹にして、其束修の三分は博士に入れ、二分は助教に入る。若し入學して師教に従はざる者あらば退學せしむ、九年(律學は六年)學に在りて成らざる者も亦同じ、六學生毎歳業成つて監による者あらば丞司業祭酒之を試み、明經、帖經、經策、經義を口試し、進士帖一中經雅文策時務徵事を試み、其明法明書算は各其習ふ所の業を試み、第に登る者は祭酒より尙書禮部に上る。

四、國子學生たるべき資格は文武三品以上の子孫、從二品以上の曾孫及勳官二品、公京官四品、常三品勳封の子なり。

如上の六學以外に門下省に隸する弘文館、東宮に隸する崇文館あり之を二隸と稱す。又小學あり、小學は高祖の時既に之あり宗室の子孫及功臣の子弟を教ふ。又州縣學は所謂地方學なり。此他郷里にも學校あり。

第四款 宋代の官吏

第一項 官制

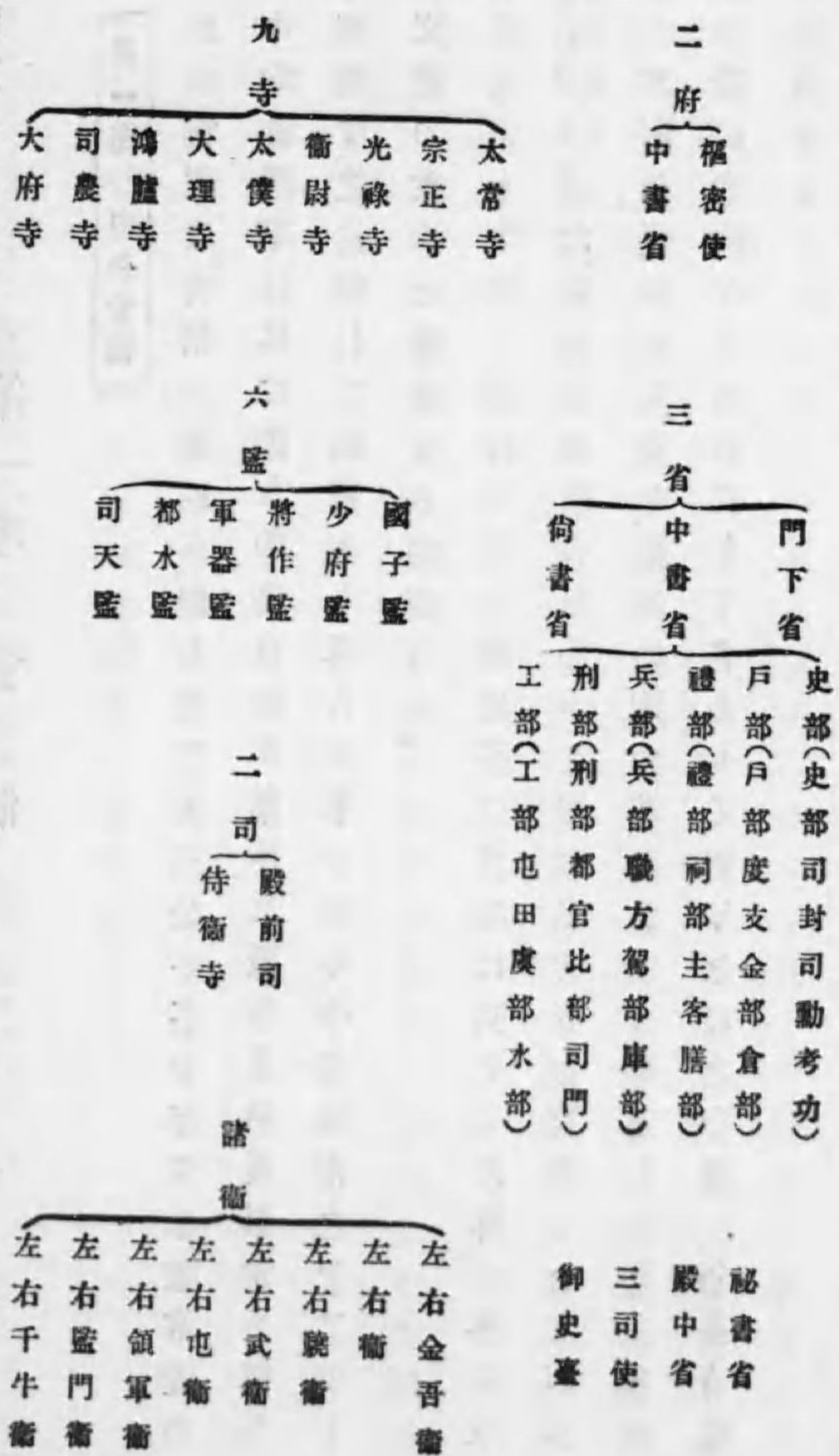
第一節 中央官職

一、宋代の官制は唐制に則れり、但し唯三師三公の名を存すと雖常置の官にあらず、三省中尙書門下は外に置き中書は特に禁中に置き之を政事堂と稱して國家の事務を總理す、之に對して樞密あり専ら武事を掌る、中書樞密之を二府と名づけ相對して文武の政治を總攬する制度なり。

二、又三司ありて専ら財政を掌り、御史臺は唐制に同じく糾彈の事を掌れり、其他三省(重れて中書省を入る)六部九寺六監の制ありと雖、其名を存し實務なきもの多し。神宗即位して其制を更めんと欲し、熙寧の末六典によりて釐革し元豐三年新官制を肇む、所謂元豐の官制なるものにして名ありて實なきは之を廢し、省臺寺監の職務を古制に復興せり。

三、元祐に至りて元豐の制を更め、後建炎中興の際官名を多く改め併合する所あり、又左右僕射中書門下平章事兩省侍郎を改めて參知事とし三省の事務を合一せり、

後乾道八年左右僕射を改めて左右丞相とし三省の長官を廢せり。宋の官制は略左の如し。



四、三師三公は唐制の如く太師太保を以て三師とし、太尉司徒司空を以て三公とす、

徽宗の時少師少傅少保を以て三孤とし、唐の改稱に倣うて三公三孤といへり、多くは宰相親王使相の加官とし其の官あるも國家の政務に參與せず。宰相は天子を佐け百官を統べ政事を平にす、宋の時唐制に因りて同平章事を以て宰相の任とす常員なし。平章軍國重事は元祐年中之を置く老臣碩徳の人を以て之に任ず、一同平章軍國事といふ。使相は親王樞密使留守節度使兼侍中中書令同平章事は皆之を使相といふ政事に參與せず。

五、參知政事は宰相に貳し政事に參與す、乾德二年之を置きしが元豐の官制に參知政事を廢し其任に代ゆるに門下中書の二侍郎尚書左右丞を以てせり。建炎三年左右兩丞を除き復門下中書侍郎を以て參知政事とし、乾道八年左右僕射を改めて左右丞とせしも參知政事は舊の如し、常に二員にして或は一員或は三員の事あり。六、門下省は天下の成事を受け、命令を審にし違失を較正し、奉狀を進發通發し、寶印を進請する事を掌る。職員は侍中一人、侍郎一人、左散騎常侍一人、給事中四人、左議大夫一人、起居郎一人等あり。中書省は庶務を進擬し、命令を宣奉する事を掌る。職員は令一人、侍郎一人、右散騎常侍一人、右諫議大夫一人等あり。

七、尙書省は制命を施行し、省内の綱紀程式をあげ、六曹の文書を受付し、内外の訴訟をきき、御史の失職を奏し、百官の廢置賞罰の事を掌る。職員は尙書令(一人)、左右僕射(各一人)、左右丞(各一人)、左右司郎中(各一人)、員外郎(各一人)等あり。當省に隸する六部の職掌左の如し。吏部は文武官の選試擬注責任遷叙蔭補考課に關する事務封爵策勳賞罰殿最の法を掌る、職員は尙書(一人)、侍郎(一人)、尙書選(二人)等あり。八、戸部は初め名ありて職なく元豐に至り官制を舊に復し天下の人戸土地錢穀の事務貢賦征役の事を管掌す、職員は尙書侍郎、郎中、員外郎等あり。禮部は初め名ありて職なく判部事二人を置くのみ、儀禮の事は悉く太常禮院に屬したり、元豐に及んで官制舊に復し禮樂祭祀朝會宴享道釋祠廟學校貢舉に關する事務四夷の朝貢を掌る、職員は尙書、侍郎等なり。九、兵部は初め判部事一人あるのみにて武官軍師卒戎の事務は悉く樞密院に屬せしが元豐に及び官制舊に復す兵衛儀仗鹵簿武舉民兵廂軍土軍蕃軍四夷官封承襲の事輿馬器械に關する事天下土地の圖を掌れる尙書侍郎を置く。刑部に初め判部事二人ありしのみ元豐に官制復舊す刑法獄訟奏讞赦宥叙復の事を掌る尙書侍郎を置く。工部は初め其名なく判部事一人あり、城地土木工役の三司修造に隸す元豐に至り官制舊に復す、天下の城廓宮室舟車器械符印錢幣山澤花園河渠の事務を掌る、職員に尙書侍郎あり。

一〇、樞密院は軍國の機務兵防邊備戎馬に關する事務、其他出納密命以て邦治を佐くる事務を掌る。職員は樞密使、樞密副使、簽書院事等なり、三司使は鹽鐵度支戸部なり、五代の制に因り専ら國計を統べ四方貢賦の入に應ず之を計省と名づく、其後時に會計司を設けし事ありしが元豐官制の改革に三司を戸部尙書とす。職員には鹽鐵使、孔目官、度支使、戸部使、押官等あり。

一一、翰林學士院は制誥詔令撰述の事を掌る。職員は翰林學士承旨、翰林學士、知制誥等なり。御史臺は官邪を糾察し綱紀を肅政する事を掌る。職員は御史大夫、中丞(各一人)等なり。祕書省は古今の經籍圖書國史實錄天文曆數の事を掌る。職員は監(一人)、少監(一人)、丞(一人)等なり。殿中省は天子の玉食供奉醫藥服御幄幣輿輦舍次に關する事務を掌る。

一二、又九寺を見るに其中太常寺は禮樂郊廟社稷壇壝陵寢の事を掌る。宗正寺は

宗廟諸陵薦享の事及皇族の籍を掌る。光祿寺は祭祀朝會宴饗酒醴膳羞の事を掌る。衛尉寺は儀衛兵械に關する事務を掌る。太僕寺は車輅廐牧の事務を掌る。大理寺は折獄詳刑鞠獄の事を掌る。鴻臚寺は四夷の朝貢宴勞給賜送迎の事及國の凶儀中都祠廟道釋籍帳除附の禁令を掌る。司農寺は倉儲委積の事務總苑固事務の事を掌る。大府寺は邦國財貨に關する事務及庫藏出納商稅平準貿易の事を掌る。何れも職員は卿(一人)、少卿(二人)又は二人等あり。

一三、又六監あり、其中國子監は經術を以て諸生を教授する事を掌る。職員は祭酒、司業、丞、主簿(各一人)大學博士等あり。少府監は百工技巧の事務を掌る。將作監は宮室城郭橋梁舟車營繕の事を掌る。軍器監は兵器什物を監督繕治し以て軍國の用に供する事を掌る。都水監は中外川澤河渠津梁堤堰䟽鑿浚治の事務を掌る。司天監は天文を測驗し曆法を考定し日月星辰風雨氣候祥青の事を報じ歲に曆を天下に頒つことを掌る。職員各監何れも監、少監、丞、主簿等あり。又殿前司侍衛司の二司あり殿前司は殿前の諸班直及步騎諸指揮の名簿及訓練の事務を掌る。侍衛司には馬軍歩軍の兩衛あり、二司共に指揮使及副指揮使あり。

一四、右二司の外に左の諸衛官あり、之を環衛官と名づく職員ありて職務なし、從つて衛の名あるも唐制の如く兵員なく、兵は皆前記の兩司に隸屬せり。

| | | | | | |
|-------|-----|-----|----|-----|----|
| 左右金吾衛 | 上將軍 | 大將軍 | 將軍 | 中郎將 | 郎將 |
| 右左衛 | 上將軍 | 大將軍 | 將軍 | 中郎將 | 郎將 |
| 左右武衛 | 上將軍 | 大將軍 | 將軍 | | |
| 左右屯衛 | 上將軍 | 大將軍 | 將軍 | | |
| 左右領軍衛 | 上將軍 | 大將軍 | 將軍 | | |
| 左右監門衛 | 上將軍 | 大將軍 | 將軍 | | |
| 左右千牛衛 | 上將軍 | 大將軍 | 將軍 | 中郎將 | 郎將 |

第二節 地方官職

一、地方制度は行政區劃の最下級を縣となす、縣の上に州(又は郡)府軍あり、州府軍の上に路あり、路は最上級の地方行政區劃とす。初め太宗の至道三年天下を以て十五路となし、仁宗の天聖中増して十八路とす、時に内京府三次府八州二百五十二軍四十六監十三縣千二百六十二なり、元豐の時更らに増して廿路とし其後廿三路となり、徽宗の時又増して廿六路となれり、十八路の名稱及行政系統左の如し。

京東路 京西路 河北路 河東路
 陝西路 淮南路 江南東路 河南西路
 荆湖南路 荆湖北路 西浙路 福建路
 益州路 梓州路 荊州路 夔州路
 廣南東路 廣南西路



但し郡を置きし場合は太守あり各其區劃内の行政を掌れり。

二、監司は總稱にして師漕憲倉の四者に分つを得べし、師は安撫使、漕は轉運使、憲は提刑按察使、倉は提舉常平司にして各其掌る所を異にす。而して此四官は常に必ずしも併置するにあらず、時に其中の一二を缺如する事あり又一使にして他使の事務を併せ掌る事ありて常に一定せず。其職掌左の如し。

- 安撫使 一路の兵民を掌り軍旅禁令賞罰事情を領す
- 轉運使 一路の財賦を掌り登耗上供經費儲積を領す
- 提刑按察使 一路の司法を掌り獄訟曲直囚徒詳覆を領す
- 提舉常平司 一路の救恤を掌り常平義倉水利斂散を領す

三、州官の知州事通判は、兵民錢穀戶口賦役獄訟聽斷の事等を掌る。巡檢使は沿邊溪洞都巡檢又は蕃漢都巡檢或は一州一縣或は數州數縣巡檢あり、皆甲兵を訓治し州邑を巡邏し盜賊を逮捕する事を掌れり。府官は府に尹を置き尹なき時は知府

事あり、其屬に司錄參軍等あり。

四、軍と監とは宋の初め諸鎮の節度を召し之を京師に留め別に朝臣をして出で、州郡を守らしめたり、兵を掌る者を權知軍事と云ひ民政を掌る者を權知州事といふ、後軍監事を置き軍監の事務を掌れり。縣官は縣に令を置き、民政を統治し農桑を勸課し獄訟を平決し、德澤禁令あれば沿境に宣布し又戶口賦役錢穀賑濟給納の事を掌らしむ。其他の地方官あるも改廢常ならず或は定員なく或は地方によりて置かざるものあり。

第三節 軍制

一、宋の軍御に就き特に説明を要するものあり、宋の兵制は召募廩給訓練屯戍揀選補の事務ともに皆樞密院の掌る所なり。宋の兵制の重なるものは禁兵廂兵鄉兵蕃兵の四にして、皆殿前司侍衛司の兩府に分隸すと雖籍は樞密院に藏せり。禁兵は天子の衛兵にして殿前侍衛の兩司之を總ぶ、其親近扈從する者を名けて班直と稱す。廂兵は諸州の鎮兵にして初め太宗は唐末藩鎮の跋扈するに鑑み、令して州兵の壯勇なる者を選んで京師に送り以て禁衛に補し、他は本城に留めたるに始ま

る、此本城に留めたる者を廂兵と稱す。

二、郷兵とは戸籍より或は土民を募りて所在に團結し、之を訓練して防守の兵となせし者なり、例へば河北河東に神銳忠勇強壯あり、河北に忠順強人あり、陝西に保毅寨戸強人弓手あり、河東陝西に弓箭手あり、河北河東陝西に義州麟州義軍あるが如し。蕃兵とは寨下の囚諸部落に屬して藩屏をなす兵なり、陝西には秦鳳涇原環慶鄜延にあり、河東には石隰麟府あり、其大首領を都軍とす、百帳以上を軍主とし共に下に副軍主あり。

第四節 司法官

一、司法官に就きて説明するに當り、先づ漢唐兩代に於けるが如く刑名に關して述ぶる所あるべし、是官吏の刑法上の特典を知るに必要なるが爲めなり。太祖の時唐制に倣うて刑名を笞刑、杖刑、徒刑、流刑、死刑、絞斬の六とす、其司法制度は大體唐制に則れり、從つて裁判所の構成及司法官も亦唐代に似たり、但し宋の初め刑部省大理寺は殆ど名ありて實なく判決を爲すは審刑院と御史臺となり。

二、京師の訴訟に關する囚獄は開封府尹の掌る所なり、刑部省は判部事二人大理寺

は判寺事一人あるに過ぎずして其職權を行ふべき組織にあらず、元豐以後唐制に復舊して刑部省大理寺は活動するに至れり。



三、審刑院は太宗初め刑部省大理寺の職責を盡さざらんを恐れ、禁中に審刑院を置き獄につきて上奏すべき事あらば先づ審刑院に達し、然る後大理寺刑部省に下し斷覆せしめ、後再び審刑院に於て詳議して決定せしめたるに始まる。

第五節 地方自治制

一、地方自治制は既に唐代に在りしも未だ完全に行はれず宋代に入りて大に發達したり。即ち保伍の制ありて五人乃至十人の組合を作り、組合内に起りし事件は悉く其組合に於て處理せしむ、從つて組合内に訴訟起りし時も組長が適宜に之を裁決し、多く州府縣官の手を煩はさずして解決し終るを常とす。但し此自治制たる古來行はれしものなるも完全なる慣習法ならず、且つ地方長官の監督權の酌量

如何により常に動搖しつゝあり宋代に至りて特に自治制の發達を獎勵し、地方長官中之によりて治績を擧げし者輩出せり。

二、留城の令程伯淳は保伍の法を立て組合内の救恤教育訴訟を掌りしが如き、袁州萬歳の令苑仲達は保伍の法を行ひしが如き、蜀の張詠は十家の組合を設けしが如き顯著なる事績なり。殊に神宗の熙寧三年王安石の計畫に成る保甲の法は専ら武事を目的とせる企畫なるも、其組合を組織せし以上は組合内の行政司法も亦悉く其長たる都保正副の處理する所となれり。

三、此他朱熹が建寧府崇安縣に於て施行せし法も亦十家の組合にして之を甲と名づけ甲に首を置き、五十甲を社とし社に首を置きて組合内の行政及司法の事務を處理せしめ、訴訟も甲首社首の裁判する所たり。而して人民亦其判決に満足し更に上申する道あるも事實上縣府州の法官に裁判を受くるの手續を爲す者尠く、其縣府州の法官を煩はすは民事上の解決困難なるものか或は刑事上の重大なる事件に限れり。

第二項 官吏の待遇

第一節 職祿及特典

一、宋の官吏の特典待遇及登庸法は唐制を踏襲せり、唯官吏に職田を給すると否とは時に從て異なりし差あるのみ、天聖九年官吏祿薄くして自ら養ふに足らざるを以て職田を給せし事あり、其土地の數は慶曆三年の制によれば大藩府長吏廿頃、通判は八頃、判官は五頃、餘は皆四頃、節鎮は十五頃、防團以下州軍は十頃、小軍監は七頃、縣令萬戸以上は六頃、五十戸以上は五頃、五千戸に滿たざる者は並に四頃、簿尉萬戸以上は各三頃、五千戸以上は二頃、五十畝、五千戸に滿たざれば並に二頃を給したり。熙寧中復詔して詳定し、建炎元年國用不足なる爲め之を廢し後復之を給與せり。

二、刑法上の十惡八議は全然唐制に同じ唯唐制の贖刑は各種の場合に適用せられたるも宋に於ては著しく制限し、八議を除く外は官蔭減贖の條を適用することなし、太祖建隆四年に令して犯罪身官なく、祖父嘗て宋の朝官を拜し及前代に於て三品以上の官に事へ功惠民に及ぶ者あらば乃ち請を許せり、又諸司授勳留官及歸司

人徒罪流罪等の罪を犯す時は公罪は贖を許し私罪は許さずして決罰したり。

第二節 官吏の養成

一、宋の學制は唐制に因りて國子監を置くも六學の設けなく、僅かに判監事二人をして經術を以て諸生を教授するに過ぎず、其後四門學、太學、律算、算學を國子監以外に設置せり。元豐の官制に於て唐制の舊に復し、職員整備せるも算學は存廢常ならず、京師には國子學、四門學、太學、武學、律學、算學、書畫學、醫學あり、又宗室の子弟を教育する爲めに宗正大小學あり。

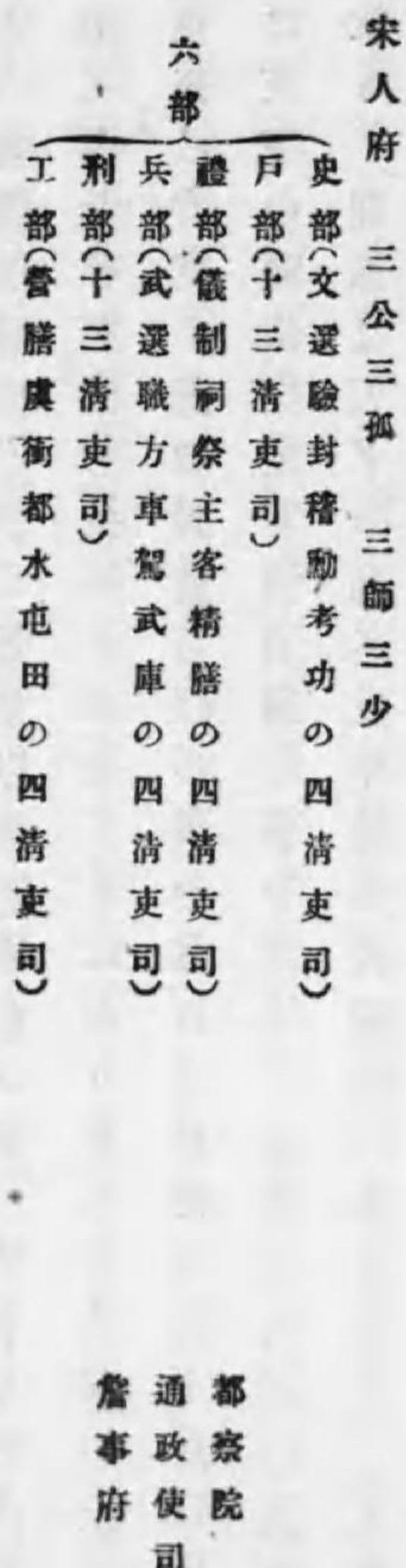
二、地方の學には州縣學あり、當時州縣小學は大凡年十歳にて入る、又州縣學に學田あり、熙寧の時諸路に學官を野き、州に給田十頃を給し以て學糧とし、田あるものには増して給與せり。

第五款 明代の官吏

第一項 官制

第一節 中央官職

一、明の官制は範を唐宋に採る、唯唐宋に於ける宗正寺に相當する宗人府を設け、之を中央官廳の首班に置きたるは其顯著なる差異なり。而して文官の主部は六部に在り、武官の主部は五軍都督府廿二衛に存し、糾正官は則ち都察院之に當る、其他寺監等大凡唐宋を襲へり。



二、宗人府は天子の九族の屬籍玉牒を修め、宗室子女適庶の名封、嗣襲生卒、婚嫁、諡葬の事を掌る。職員は宗人令(一人)、左右宗正(各一人)、左右宗人(各一人)あり。三公三孤

は太師太傅太保の三公少師少傅少保の三孤なり定員なし。天子を佐け、陰陽を理め、邦を經し、化を弘むる事を掌る。三師三少は太子太師太傅太子太保の三師太子少師太子少傅太子少保なり、何れも道德を以て太子を教導する事を掌る。

三、内閣は中極殿大學士建極殿大學士文華殿大學士武英殿大學士文淵大學士東閣大學士の總稱なり。成祖の時天淵閣機務に參與す、閣臣の吏務に與ること此に始まる。其後閣職漸く崇く景泰以後閣權愈々重し、其掌る所は可否を獻替し規誨を奉陳し、題奏を點檢し、批答を票擬するにあり、班次は六部の上に在り。

四、吏部は官吏の選叙封勳考課の事を掌る。戸部は天下戸口田賦の事を掌る。禮部は天下の禮儀、祭祀、宴饗、貢舉の事を掌る。兵部は天下の武衛官軍選授簡練の事を掌る。刑部は天下の刑名及徒隸句覆關禁の事を掌る。工部は天下百官山澤の事を掌る。職員は各部何れも尙書(一人)、左右侍郎(各一人)等あり。

五、都察院は百司を糾劾し、冤枉を辯明し、各道を提督する事を掌る。聽員は左右都御史、左右副都御史、左右僉御都史等あり。大理寺は審讞、平反、獄訟を掌る。詹事府は府坊局の事務を統べ、太子を輔導する事を掌る。職員に詹事(一人)、少詹事(二人)、府

丞(二人)等あり。翰林院は制誥、史冊、文翰の事を掌る。職員は學士(一人)、侍讀學士(二人)、侍講學士(二人)等あり。國子監は國學諸生訓導の事務を掌る。職員は祭酒(一人)、司業(一人)、五經博士(五人)等あり。大理寺は審讞、平反、獄訟を掌る。太常寺は祭祀禮樂の事を掌る。光祿寺は祭享、宴勞、酒醴膳羞の事を掌る。司正(一人)、左右司副(各一人)等を置く。太僕寺は牧馬の事務を掌る。鴻臚寺は朝會、賓客、吉凶、儀禮の事を掌る。五寺何れも卿(一人)、少卿(二人)、主簿(一人)を置く。欽天監は天文を察し、曆數を定め、占候推歩の事を掌る。主簿(一人)、春夏秋冬秋各官(正各一人)あり。

六、太醫院は初め醫學提舉司を置き、提舉、副提舉、醫學教授等を設けしが、後太醫監とし、少監、監丞を設く、武學は京衛各衛の幼官及應襲、舍人、武生を教ゆる事を掌る。京衛武學教授(一人)、訓導(一人)等を置く。僧道錄司は天下の僧道を掌る。僧錄司、左右善世(二人)等を置く。神樂觀職員に舞樂を掌る提知、知觀あり。教坊司は禮部に隸す、樂舞を掌る、奉鑾(一人)、左右韶舞(各一人)あり。中東西南北五城兵馬指揮司は盜賊を巡捕し、街道溝渠を疏理し、囚犯火禁の事を掌らしむ、各指揮(一人)、副指揮(四人)、吏目(一人)を置く。武官には中左右前後の五都督、京衛、京營の諸官員あり。其他南京に

は永樂中都将北京に遷せし後も猶文武各種の職官を置きて事務を掌らしめたり。

第三節 地方官職

一、唐代に於ける地方行政區劃の最上級を省とす、省の下に州あり、州の下に府あり、府の下に縣あり、縣は行區政劃の最下級とす。各省には二官署あり、一を承宣布政使司とし、一を提刑按察使司とす、省は左の南北直隸及十三省なり。

北直隸 南直隸
山東省 山西省 陝西省 江西省 湖廣省 四川省 福建省 廣東省 廣西省 雲南省 貴州省 浙江省 江西省 湖南省 四川省 福建省 廣東省

二、承宣布政使司は一省の事務を處理し朝廷德澤禁令あれば承流宣播して以て有司に下す。職員は左右布政使(各一人)左右參政、左右參議(何れも定員なし)等あり。提刑按察使司は省の刑名按劾の事を掌り、官邪を糾し奸暴を戢め、獄訟を平にし、冤抑を雪ぎて風紀を振揚すること亦其掌る所なり。布政使は行政官にして按察使は司法官たり。其職員は按察使(一人)副使、僉事(何れも定員なし)等あり。

三、明の初諸路に府あり、洪武六年府を分ちて三とし、糧廿萬石以上を上府とし、二十萬石以下を中府とし、十萬石以下を下府とす、宣德三年には天下の府凡一百五十九

あり、府に知府(一人)同知通判(定員なし)推官(一人)等あり、知府は一府の行政司法事務を掌り、風化を宣へ獄訟を平にし賦役を均くし以て百姓を教養するを任とし、推官は刑名を埋め計典を贊く。

四、州は凡二百卅四あり、各州に知州(一人)あり一州の事を掌る。其屬に同知判官あり、吏目(一人)等あり。縣には知縣(一人)縣丞(二人)主簿(一人)典等あり。知縣は一縣の事務を掌る。吳元年縣を上中下の三等に分ち糧十萬石以下を上縣とし、六萬石以下を中縣とし、三萬石以下を下縣とす、縣の數凡一千一百七十一あり。

五、以上州府縣の地方官の外に左の諸地方官あり各所に分置す。驛丞は迎送の事を掌る、苑馬寺は六監廿四苑の馬政を掌る。各牧監は永樂四年苑馬寺凡四を北直隸遼東平涼甘肅に置きしに初まる、都轉運鹽使司は鹽監の事を掌る。市舶提舉司は海外諸蕃の朝貢市易の事を掌る、茶馬司は市馬の事を掌る、宣慰使司は招對宣撫を司る。

第四節 地方武官

一、以上は地方に於ける行政司法官なり、地方に在る武官には鎮守、分守、守備、提督、提

調、巡視、備禦、領班、備倭等あり。其中一方を鎮する者を鎮守とし、一路を鎮する者を分守とし、一城を守る者を守備とし、鎮守の總兵、副總兵は皆公侯伯都督を以て之に充て將軍と稱す。

雲南 征南將軍 大同 征西副將軍 湖廣 平蠻將軍 兩廣 征蠻將軍 遼東 征虜副將軍 宣府 鎮朔將軍 甘肅 平羌將軍 寧夏 征西將軍 交趾 副將軍 延綏 鎮西將軍

二、其他將軍を稱せざる者多し、總兵副總兵の下に參將、遊擊將軍、守備把總あり、萬曆以後崇禎に至る總兵以下を置く事頗る多く殆ど枚舉するに堪えず、二三の例を舉ぐれば左の如し。

鎮守蘇州總兵管 副總兵、參管遊擊將軍等
鎮守遼東總兵管 副總兵、參將遊擊將軍等
鎮守大同總兵管 副總兵、參將遊擊將軍等

三、其他中都興都の守備防護の事を掌る留守司あり。都指揮使司あり。又千戸所は正千戸一人、副千戸二人鎮撫二人を置く、屬官に吏目一人所轄に百戸所凡十、總旗廿人小旗百人を置く。守禦千戸所は衛に隸せず都司に達す衛は皆都司に隸す都司は又五軍都督府に隸す、所部兵五千ある者は指揮使たり千人は千戸たり百人は

百戸たり五十人は總旗たり十人を小旗とす。

第二項 官吏の待遇

第一節 俸祿

一、明代の官吏の俸祿は明白ならず、文武官吏の生活の資料は俸祿よりも恐らく莊田の收入に重きを置きしものゝ如し。初め諸王、公主、勳戚、大臣、內監、寺監、皆莊田あり親王は千頃他の文武百官は多きも百頃にして各差あり、其收入は各自の所得に屬す、仁宗宣宗の時莊田を乞ふ者多く官田私田を横領する者あり、英宗の正統中令して民田を奪ふを禁じたり、されど其實際に於ては貴族豪家の請求に任せて莊田墳塋を賜ひし事數ふべからず、又擅に官田私田を横領するの弊は止まざりしは事實なり。

二、斯の如く莊田の増加より生ずる土地兼併の弊害を防がんが爲めに、洪武中寺觀僧道の間田を購ひて莊田を造りし者を除き、其以外の新に増加せし者は州縣の官吏に於て調査し之を民に還附せしむるに努めたるも、皇莊及莊田は愈々其數を増

加し弘治二年には畿内の皇莊五所其他一萬二千八百餘頃にして、勳戚顯官の莊田三百三十二所其他三萬三千餘頃あり。

三、武宗の時又皇莊七を増し後漸次増加して更に三百餘所に至れり。されば諸王外戚も愈々請求し天子も亦堅く之を拒否する能はず、民田を奪ふこと多かりしが穆宗の時之を制限し勳臣五世限田二百頃の規定あり。神宗以來又此制限も弛廢し多き者は四萬頃を占有する者あり、熹宗の時萬を數ふる者少からざりしと云ふ。

四、官吏の俸給は廣義に賞賜、祿米其他を包含す、即ち俸給は在京五軍都督府首領、官吏并に六都通政使司、大理寺等、衙門在京文武官の俸在外文武官教官、生員の俸廩等なり。祿米は親王、郡王、王子、王孫及公主、郡主等の毎歳の用なり、其他各府の祿米、秦府、晉府、周府、楚府、魯府、蜀府、代府、遼府、慶府、肅寧府、府等及公侯、駙馬伯の祿米にして前項の俸給と併せて之を廩祿と稱す、歲計の大部分を占む。

五、賞賜は鈔錠、胡椒、蘇木、銅錢、銀衣服等を以て諸官吏に賞與す、此賞賜は禮部、兵部、戸部の三廳によりて行はる多くは軍士に給與す。月糧は又月支糧とも稱す、軍士、民匠軍にある者、民兵等に給す。月鹽は又月支食鹽と稱す、軍士に給す。其他臨時に

米鹽を守衛官、浣衣局、囚婦等に給す。

第二節 刑事上の特典

一、支那に於て夙に任官上の忌避の制度あり、即ち官吏を其出身地に任官するを忌避するを廻避と稱したり、此他裁判上の忌避を成文に之を示したるは明代を以て嚆矢となす、即ち明に於て訴訟人の中に於て、裁判官の有服の親及婚姻の家并に業を受くる師及舊讐の嫌ある人あらば之を忌避せしむる制度是なり。

二、明は民事刑事共に其制度を唐代に則れりと雖も、刑罰は稍重きを加へたり、從つて刑の輕減たる八議の場合も唐制よりは著しく制限せられたり。例へば四品五品以上の父母妻子は此特典に接する事を得れ共、六品以下に至つては何等の特典なし、又官當、除名、免官、免所、居官等の規定なきが如き是なり。而して官吏の入監する時は私罪を犯す者は死罪を除く外、徒流は鎮收し、杖罪以下は散禁す、公罪は流より以下皆散收せしむ。

第三節 官吏登庸

一、明代に於ても亦高等教育の目的は官吏養成に在りしは謂ふ迄もなき處なるが、

後財政の窮乏を救ふ爲めに任官の代償として納粟の例を開きてより國子監の學生も輕視せらるゝに至れり。國子監は太祖の國子學を置き洪武十四年國子監と改名せしに始まる、祭酒、司業及監、丞、博士、助教、學正、學錄等を置く、諸生の學ぶ所は四子本經より外は劉向說苑及律令書數御製大誥を兼ねて學習す。

二、初め品官の子弟及民間の子弟の俊才にして文義に通ずる者に命じ國子學生にあてしが、其後高麗日本琉球暹羅の諸國の官生も入監し、又雲南四川等の士官も亦子弟及民生を遣はして入監せしめたり、學生の出身の中を布教使に任官したる事あり、此等の吏務に志す者は特に國子監に於て各生をして諸司に就いて吏務を習はしむ之を歷事生(見習)と稱したり。

三、此歷事生は正歷と雜歷とに分ち正歷を洪武の時吏部に四十一名、戸部に五十三名、禮部に十三名、大理寺に廿八名、通政司に五名、行人司に四名、五軍都督に五十名を置き又雜歷を戸部に十名、禮部に十八名、兵部に廿名、刑部に十四名、工部に八名、都察院に十四名、大理寺通政司共に四名、御史に隨行して出巡する者に四十名を採用し、其他諸邑辨事あり。

四、而して洪武廿六年に監生六十四名を擢で、布政使の官に充てたり、成祖の永樂五年監生卅八人を撰んで翰林院に隸し四夷譯書を習はしめ、後此等の中より擢んで、給事中、御史となせし事あり、宜宗の時教官多く缺けたるを以て監生三百八十人を選用了たり。

第六款 清代の官吏

第一項 官制

第一節 中央官制

一、清朝時代の官制も亦明制を承けて之に據る所多し。其政府組織は始めは内閣を首とし六部其他の諸官應より成りたるも、末年に至り新に軍機所を設置して内閣の實権を掌握し外務部、商部を置きて八部と爲し、更に光緒三十二年中央官制の改正により從來の都院を改併して外務、吏、民政、度支、禮、學、陸軍、法農、工商、郵傳、理藩の十一部となし別に軍諮府等を設け面目大に一新する所あり、更に民國政府の大改

革に移る。

二、内閣は國家の最高機關にして諸政を統轄す。後軍機所の置かるゝと共に實權之に移り、唯内閣は恒例に屬する奏疏を敷奏し詔諭を頒出するを掌る。大學士正一品は宰相にして定員四名滿漢人各二名宛之に任ず。協辦大學士品從一は定員二名滿漢人各一名宛之に任じ大學士を補佐す。内閣學士品從二は各部尙書より兼任し定員十名とし滿人六人漢人四人とす、主として國璽を監保し各局の長となる。内閣侍讀學士品從四は定員八名とし、内閣侍讀品正六は定員十六名、内閣典籍品正七は定員六名とし何れも内閣の記録を掌る。内閣中書品從七は定員なく主として閣中の事務を掌る。

三、軍機處は雍正十年之を置く。軍國の大事を翼賛し、主上の諭旨を書して内閣に傳ふるものにして、主上毎朝親臨して庶政を聽斷す。軍機處は我内閣樞密院參謀本部を合したる如きものにして、其大政を總攬する點より云へば參謀本部なり。四、然れども軍機處としては自ら命令を發することを得ず、後宣統帝の世に至り軍機大臣上諭に副署するに至る、軍機處の議官を軍機大臣といひ定員概ね五名にし

て各部の長官之を兼務す。章京又は小軍機は顧問に備はると雖も實は王命の出納等を掌る。

五、會議政務所は光緒二十七年時勢の推移に着眼し、内外の政務若くは立法に關し論策を上るものあるに對し、之が是非採否を審議せしむる爲めに設置せらる、軍機處に次ぐ有力なる會議制の議政機關とす。政務處大臣は概ね十五名を定員とし、辦理政務大臣六名、參預政務大臣九名を以て組織す。軍機處大臣は當然政務處大臣を兼ね其他親王又は他の大臣及督撫中より特任せらる。

六、清朝の始にありては總理各國事務衙門と稱したりしが光緒二十四年外務と改稱す。會議制の行政機關なりしも、後單獨の行政官廳として六部の前に班す。其組織は總理外務部事務一人、會辦大臣尙書二人等を置く。

七、六部制は概ね明制と同じく吏部、戸部、禮部、兵部、刑部、工部より成り、清朝の末に當り商部を置く。六部の組織は概ね相同じく、東部は六部の首位に班し、文官の選補推陞並に其班秩品級の典及内外文官に對する考察降罰百官の喪制封爵詰命等を掌る。八、戸部は吏部に次ぎ、各省の布政使より送れる賦稅收支等を調査考覈するを掌り、

禮部は風教教育に關する事務を掌り、兵部は武官の銓叙封爵恩賞糧餉馬政其他軍政に關する事務を掌り、刑部は司法事務の一部を掌り、工部は農工商に關する事務を掌り、後商部及郵傳部は之より分れたるものとす。而して商部は鐵道鑛山に關する事務を統轄す。

九、以上各部の組織は何れも管理を首席大臣とし、尙書品從一を大臣とし、二名滿漢各一人、侍郎品正二を次長とし、各省四名漢滿各二人とし、内自ら正副の別あり、正を左侍郎といひ副を右侍郎といふ。

一〇、都察院は朝政の得失、民政の利弊を察し、紀綱を張り官憲を肅振するを掌り、其組織は院長官として左都御史品從一二名、右都御史數名等あり。通政司は文書傳達を掌る官廳にして、明朝に在りては各省より送り來る文書を開披記録して之を内閣に傳達せしものなれども、清朝に入りては普通の文書を取扱ふに止まり、特殊の事項に關するものは封緘の儘傳達す。

一一、又大理寺は控訴院に當り刑法執行上の監督權を有す、主として重辟を覆案し邦刑を肅立するを掌る。都察院刑部と共に三法司と稱し、又太常寺、太僕寺、光祿寺、

鴻臚寺と共に五寺と稱せらる。太常寺は廟社陵寢の祭務を掌り、太僕寺は牧政を統へ賞罰を均しくするを掌る。光祿寺は饗宴を掌り、鴻臚寺は典禮を掌る。

一二、五寺の組織は權限を異にするも何れも同じく、長官として卿品正三各寺二名あり。卿の下に少卿品從四五品品正五之が次長たり。卿少卿を併稱して京堂といふ。次長の下に左右寺丞品正六左右議事品正七之が事務を掌る。翰林院は文官の考試其他を掌り、國子監は明代の制に倣ひ主として教典を講ず。理藩院は内外蒙古西藏青海等所謂外藩の政務を掌る。

一三、清朝の理制は未だ嚴然たる宮中府中の別なく、従つて帝室衙門は各自獨立して皇上に直屬し、又總督巡撫等の地方衙門とも對等の地位に在りとす。宮司の重なるものは王府、宗人府、內務府、侍衛處の四とす。王府は皇子に關する一切の事務を掌理す。宗人府は皇族に關する事務を掌理し、內務府は宗人府に相並んで帝室事務を管掌し、専ら會計處理及財産監督の任に當る。侍衛處は親軍營に關する事務を掌る。

第二節 地方官制

一、支那は支那本部十八省、東三省、蒙古、伊犁、西藏の五部に分れ、皆各特殊の行政機關を有す。即ち行政區域は大體明の舊制に倣ひ、本部は全國を分ちて省となし、省を分ちて府とし、更に府を分ちて州縣及廳となし、別に直隸州及直隸廳を設け省に直屬せしむ。

二、省には總督將軍又は巡撫を置きて之を統轄し、布政使、按察使及道員之を補佐す。府に知府、直隸州に知州、直隸廳に同知ありて其所屬を治め、司道に隸し、又州には知州、縣に知縣等ありて親しく民政を掌理す。其他北京には順天府尹、奉天には奉天府尹、貴州其他には士官及土司等の特設官廳あり。

三、清朝の末年に至り東三省の將軍を廢して各省と同じく總督其他の文官を置き、又各省には督撫の補佐官として新に提學使及交涉使を設け、且つ按察使を提法使と改めたるが如き多少の改正を試みたるも大綱に於ては變更する所なし、藩古伊犁其他の外藩地方にありては將軍都督又は大臣を駐在せしめて之を統治す。

四、總督は制軍制臺部堂とも稱し、最高級の地方長官にして管内所在の巡撫と相並んで其管下を統轄す。總督は職務上の資格を以て當然兵部衙門長官及都察院長

官を兼務す。各省に必らずしも之を置かず、二省を管轄することあり。總督は亦其管下に於ける軍隊の司令官として幕營を有し營務所と稱す。

五、巡撫は亦撫院、撫臺、部院、中丞、撫軍とも稱し、四川直隸兩省を除き他の十六省各々一人の巡撫を置きて之を統轄す。巡撫は總督の下級官廳たることあり、然れども多くは總督の下級にあらずして之と同級に位し、其權限を異にする點は皇上に上奏する場合に於て總督は單獨の意思を以て直に上奏し得るも、巡撫にありては之を總督に提議協同の上ならでは上する能はず、従つて巡撫は總督と協議して事務を處理す。巡撫も亦職務上の資格に於て兵部衙門次長及都察院副都御史を兼ね、總督巡撫は併稱して督撫又は兩院といふ。

六、總督巡撫の下に布政使あり、藩司、藩臺、方伯とも云ひ、從二品に班し各省の内務長官として兼財務を總攬す。按察使は卓司、卓臺、廉訪ともいひ、各省の司法長官とす。布政使及按察使を併稱して藩卓兩司といふ。鹽運使は運司、郡轉ともいひ、一省の鹽稅收入を掌る。學政使は一省の教育行政を掌る。道は道臺、觀察、監司とも稱し、管轄區内に於ける監察官にして管内の行政を監督す。糧道は督糧道又は糧儲道

の名ありて省内の米稅收入を主管す。海關道は開港地に在りて海關稅務を監督し、多くは兵備道に於て之を兼務し、地方官中獨り直接に外交事務に當る。

七、鹽法道は省中の鹽務を主管するものにして鹽運使を缺ける場合に之を置くを例とす。水利道清河道は土木治水の事務を掌る。兵備道は分巡兵備道及分守兵備道の二種ありて其權限は何等差違なく、唯其駐在せる地方に於て冠せる慣行上の差別とす。以上の總督、巡撫、布政使、按察使、鹽運使、道臺の六重官は地方廳の中樞を組織し、之を合稱して督撫司道と云ふ。

八、知府は府の長官にして、府は舊郡と稱し省の最大行政區劃とす。知府は守、太守、太尊とも云ひ、督撫の下にありて府の行政司法等の事務を掌る。知州は郡守にして又牧、刺史と稱す。知縣は令、明府、大尹、邑尊ともいひ、知縣を補佐す。以上の知府、知州、知縣を合稱して民の父母又は「父母官」といひ、何れも地方行政に關する事務は勿論稅稅の徵收秩序の保持、司法事務及文官考試、文書傳達等の事務に至るまで之を統べ權限極めて廣きものとす。

九、支那本部各省中樞要の地には駐防滿洲八旗ありて以て地方鎮撫に充つ。都督

之を統轄し皆滿人とす。又廣西雲南四川には土官を置く。土官は土人の酋長をして其配下を統御せしむる組織にして行政區劃の大小に従ひ土州、土縣及土司あり、苗子裸々、擺夷及蒙、蠻子、西蕃狎家土等の土民に對しては指揮使、宣慰使、宣撫使、招討使、按察使等を置く。

第三節 滿洲及外藩

一、東三州は清皇肇基の地にして、初めは純正なる軍政主義を執り、將軍副都統以下の武官を置きて之を統轄し來りたるも、時勢の推移と共に漸次に本部各省の制度を加味し、文武混成制度を執る。行政區劃は府、廳、州、縣、領域に分つ。盛京省には盛京將軍吉林將軍、黑龍將軍あり本部各省總督と同一の權限を有し、且つ軍政統攬の大任を有す。

二、蒙古以下は全く外藩にして理藩院の管理に屬し、土酋政治と官治とを併せ行ふ。官治としては內蒙古にありては熱河に熱河都統を置きて之を治め、察哈爾都統は察哈爾を統轄し、重大なる政治に關しては直隸總督之を監督す。外蒙古にありては庫倫辦事大臣及庫倫幫辦大臣、庫倫に駐在して之を統轄し、土謝圖汗、車臣圖汗、札薩克圖汗には汗なる酋長ありて其內務を主管し、別に呼圖克圖喇嘛庫倫に駐在し

て達賴喇嘛の命を受け、喇嘛教徒に對し無限の權力を行ふ。

三、烏里雅蘇臺には烏里雅蘇臺將軍之を統轄し其の下に烏里雅蘇臺副將軍四名ありて四族の會長之に就任し、毎三月交替にて將軍を補佐して樞機に與る。其の外烏里雅蘇參贊大臣二名にして理藩院より派遣す。青海には廿九旗ありて各旗に札薩克あるも盟具なし。中央より西寧辦事大臣を派遣し、青海の軍政を掌らしむ。

四、伊犁は天山南路と天山北路とに分ち、南路は八城北路三城に分る。南北路によりて統治の方法を異にす。其統治機關は二の組織より成り、文武相並立す。即ち一方には巡撫以下の文官を置きて統轄すること本部各省と相同じきも、一方には將軍以下の武官を配置して嚴正なる武斷政治を行ふ。

五、西藏を前藏後藏に分ち、喇嘛教總長たる達賴喇嘛は無限の教權を有し、勢望遠く清國駐在官の上に在り。故に駐藏大臣の如きも喇嘛教主の勢力を利用して僅に其管下を節制するものなれば、文武官制に對し僧侶官制を立て、政教協同して始めて統治を完ふす。即文武官にありては西藏辦事大臣總督と西藏を統轄し、西藏幫辦大臣之を補佐す。

第貳項 軍 制

第一節 滿洲旗兵

一、支那軍隊は滿洲旗兵、綠營、勇、練軍の四よりなり、末年西洋式の訓練を経たる軍隊を有するに至りたるも大なる勢力を有せず。滿洲旗兵は清の明を征服せし當時之に従軍せし滿人、蒙古人及漢人の後裔を以て之を組織し、兵籍を世々に傳ふるものなり。

二、凡て滿洲旗兵は旗色によりて八旗に分ち、合して又上下の二大部とす。鑲黃、正黃、正白を上三旗とし、鑲白、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍を下五旗とし、之を編成するに三種族各別に一固山とし、各固山八旗合して二十四旗とす。旗は二甲喇若くは五甲喇に分つ。固山の長を都統とし、其他副都統(二名)以下の屬あり。

三、滿洲八旗の地方に駐防するものは畿輔駐防、陵寢駐防及各省駐防の三種に分れ、畿輔駐防は北京附近の市町に駐防し、北京旗兵の分派に屬し、其組織も亦之に同じ。陵寢駐防は帝陵を鎮護するものにして亦北京八旗の分派に屬す、各省駐防軍は支

那本部中各省樞要の地に滿洲八旗を駐防せしむ。其組織も亦八旗と同じ。別に水師營ありて水防を掌り、各省駐防八旗の一部隊を爲す。

第二節 綠營

一、綠營は滿洲旗兵と全く獨立したる組織を爲し、陸路並に水師の二大部に分る。陸路は清國陸軍常備兵にして、全國を十五兵團に分ち、提督を長官とし、各兵團を統率す。

二、勇兵は有事の日綠軍に代りて戰役に臨むものにして、一般より募集兵を備募するものなり。其長官を營總といひ、軍隊の編成其他總て綠軍に準ず。練軍は勇兵の中より撰拔し、別個の遊撃隊を爲すものとす。旗兵、綠軍、勇兵等の外に河道總督及漕運總督亦各々獨立の軍隊を擁し、之を河標漕標といひ、其の管轄内の要地に守備隊を分置し、之を衛所といふ。

第三項 官吏の特典

第一節 紀律

一、清朝も亦明制に倣ひ、科擧の制を備へ、文官にありては始め縣試に及第して後府試を経、其後學政使の管掌する歲試を受け、之に及第するときは秀才の學位を授く。郷試は三年毎に各省城に於て之を施行し、督撫之が監試となり、中央政府の派出員と共に試験を行ひ、之に及第するものを擧人といふ。會試は五年毎に之を行ひ、北京にて各省の擧人をして試験せしむ。之に及第して始めて進士といふ。

二、武官にありては文官考試と同じく武科は毎三年に試み、其の試験科目は重に射御並に論策とし、試官は武官と文官とあり、之に及第せるものを武生といふ。武郷試も亦武科と同じく毎三年に八日間、其省城に於て行ひ、其及第を武擧人といふ。

三、文武官の喪に五等あり、曰く斬喪三年の喪、曰く齊喪一年或は五ヶ月の喪、曰く大功九ヶ月の喪、曰く細麻とし、其間仕官等を謹しむ。文官にありては都察院之が監督の任に當る。而して文官に對する考察は中央に於ては之を京察と謂ひ、地方に於ては之を大計と稱す、共に三年一之を行ふ。又武官にありては八旗は五年毎に軍政を舉行し、其檢閲を爲す。

第二節 特典

- 一、清國民は宗室旗人民人の三階級に分れ、宗室以外は考科に由て官吏となり、功績を現して爵を受く。爵に公、侯、伯、子、男、輕車都尉、騎都尉、雲騎尉、恩騎尉の九等あり。品級は文官にありては正從一品より同九品及未入流まで、武官にありては正從一品より同九品までとす。
- 二、朝服は極めて繡飾を盡くし、位階に由りて胸背の章を異にす。又文武の別ありて文官は鳥類武官は獸類の羽毛を用ゆ。高等の官服は珠玉の珠數を頭に掛けて前に垂れ、其珠の數は概ね百八個とす。下着も亦數種ありて制規に従ふ。
- 三、帽に官と便とあり、又官にも暖と涼とあり、暖帽は圓形黒色、其縁丸く稍反上す、而して項に頂子ありて位階に由りて其品を異にし、一品は紅珊瑚、二品は花珊瑚、其次は亮藍寶石、其次は涅藍寶石、又其次は亮白水晶、又其次は涅白碑磔とし、七品より下は金頂子と定む、涼帽は半球形とす。凡て禮服は官民を問はず袍、褂靴及帽を用ひ、靴にも亦夫々定規あり。
- 四、文官に對する俸給は明制に同じく俸給外に公田を與へたりしも、後養廉銀又は辨公銀を給し、收税の高に應じたる差を給するも凡て三割を減じ、且つ公損を徵す。

養廉銀は公務の煩雜散閑によりて州縣を最要、中要、要、簡の四種類に分ち其の額を異にす。又八旗各營武官の俸祿は毎年春秋二季に支給するを常とし、之を食俸祿といひ、亦餉銀を賜ふ。餉銀は月給にして、別に糧米を賜ふことあり。糧米は一年四時に分給し、餉銀と共に之を喫錢糧といふ。

第參章 獨逸の官吏

第壹款 建國時代

第壹項 日耳曼民族の勃興

第一節 民族の勃興

- 一、日耳曼民族はヤフハエト民族に屬し、有史以前亞細亞より西北に進み漸次發展したるも、事ジュリアス、ケーザー以前の時代にありて確實なる史實の傳はるものなし。
- 二、唯一旦スカンデナヴィア半島に定住し、漸次南下し遂にライン河及ドナウ河方面に移住したるは後節に説く如くなるが、此民族に對しケーザル、タチトウス以來一般的名稱としてゲルマーネン或はゲルマニーなる語を散見するに至りしは、羅馬人は此尙武的蠻民をゲルマニ(軍人)と稱したるに起因し、又チユートンと呼びしはケルト語のタウタウ(野蠻の義)に出でたり。

三、然れどもフランク王國の分離以來一般に其民族によりて唱へられ、且つ傳説に現はれし名稱はドイツチエにして、此名稱たるや其淵源明かならずと雖、全く特殊のものなるが故に他民族の何れの語源にも屬せず。

四、アルプスの北部歐巴には最初三大民族の占住あり即ち一、ケルト二、ゲルマン民族三、ウエンド即スラブ民族之なり。

第二節 政治及階級

一、チユートン民族はアリヤン民族と同様に族制は政治の基礎にして親族は村落を成し、村は自治の權を有し、平民(自由民)は民集會即ちモールを開き、行政權を委任すべき首領を選擧し、法律を議定し、司法裁判をなし、又重なる政務を施行せり。而して村民に貴族平民及奴隸等の三階級あり。

二、當時選舉せられて軍隊の將帥となりし者は皆智勇共に勝れ、人心を收攬せる英傑なり。而して、當初は屢、選舉によりて戰陣に臨み戰後其位を退きしも、平時に於ても軍隊を練習し防禦を嚴にする必要生ずるに及んで臨時の將帥は長く其位に留る。

三、而して年壯氣銳の輩は或は功名の爲め或は奇利を博せんが爲めに、相率わて雄略ある將帥の家臣となり、之が爲めにチュートン民族の間に新にカミテイクス即ち一大武族を生ずるに至れり。

四、貴族は當初特に此名稱ありしにあらず、唯自由民中の勢力あるもの即ち種々の理由に由り品位あり智識あり、或は財産ありて一般自由民中に優越なる地位を占めし者なり。

第三節 君王及諸侯

一、獨逸族に於て大權を執行すべく委任せられたる一定の官吏として、先づ君即ちレックス及諸侯を擧げざるべからず、共に貴族中より民會に於て選舉せられたる終身官なり。其職務は細大の事務を擔掌し、小にしては些少の係争事件の裁決より大にしては民會の準備及事務を掌る、又普通裁判所の裁判官を指揮監督せり。

二、各民族全部にあらずと雖其大多數は民族の上に君なる官吏を認めたり。君は平時には最高の官吏にして戰時には元帥なり、君の此起源は明瞭ならざるもホーマーの詩中にある希臘諸王に等しく家長的統領たりしものゝ如し。

三、併し民族の異なるにより君の權力も區々にして法律と慣習とは自ら王權を制限せりと雖、君の權力には概ね戰時の命令權、副司令官任命權、民會の管理及召集權、法律の保護執行及種類間に於ける平和の維持等あり。

四、民族移動後には其地方に各別の長官を任命する權も亦王に屬したり、君によりて支配されざる民族は民會を設け、如上の君權に屬する權利を議せしめたり。

第四節 民族の移動

一、三世紀まで主君たりし羅馬人に對し日耳曼人は屢、戰爭謀叛を起したるも永續的效果なかりしも、一方には東部より侵略し來れる民族の爲めに壓迫を防ぎ、他方には羅馬人に對し一大團結を成す必要に迫られ、漸次相一致して各小民族は一君（統帥官）の下に結合することなれり。

二、メロヴギンジャン王朝當時のフランク王國に一種の君臣即ちセニオルとグツサルスとの關係あり、又ベネフイキウムの制あり、共にメロヴギンジャン王朝の封建制度の基礎を成したるものなり。

三、始めフランク王のガリア地方を征服するや、其大部分を王の自領となし、殘餘を

アロッド(完全なる財産)として従軍の功臣に分與せり、而して其他ベネフィキウム
の制度あり、是貸與即ちウスフルクトにして種々の人に種々の條件を以て種々の
物件又は權利を貸與し、土地の私有制度を認めざるなり。故に人民は或理由によ
りて土地を拜領するも、拜領者は其土地の所有權を得たるにあらず、唯其土地の使
用權、即ち多くの場合は其土地の產物を得るの權を認可されたるものなり。

第一項 封建制度の起源

第一節 封建の事實

一、封建制度はカロリンジヤン王朝時代のフランク王國に成立したるも、其直接の
起源は前時代の君臣の關係及ベネフィキウムに在り。メロヴインジヤン王朝に
ありては王權漸次微弱となり、六八七年以來宮宰の職たるビビンに其權力移り、恰
も我武家時代の將軍家の如くビビン家の執權は世襲となり、カロロ・マルテルに至
り事實上の主權者となり、メロヴインジヤン王朝は七五二年に至りて消滅せり。
二、之より以降をカロリンジヤン王朝とし、但し此時代に於ても當初土地拜領は一

代に限られ、封土の世襲は絶無なりしが、後王權衰へて封土は法律上世襲を公認せ
られ之を領土即ちフイーフと稱するに至れり。

三、封建制度の結果として政治上の大變革と社會上の大變革とを來したり。政治
上の大變革とは主權と所有權との觀念を全く混同し、諸侯は其領土の所有權を擴
充して行政司法の權利を掌握するのみならず貨幣の鑄造、關稅及宣戰媾和の權を
有し又多數のナイト(士族)を直參の下臣とし之に領地を與ふる等、事實上國王以外
の主權者として立つに至れり。

四、社會上の大變革とは封建主義に反抗したる都市多く是等の都市の住民は職業
によりて一種のギルド(組合)を作り、商工業によりて贏得たる富に依り、兵備を修め
道路の安寧を計り商業上の妨害を匡救し、宣戰媾和及關稅を課する等一種の獨立
國を形成し、更に各都市は同盟するに及んで大諸侯と雖も之と結托するの必要を
感ずるに至れり、而して都市は後世封建制度の廢滅したる時代に及ぶも、尙古の生
氣ある社會的生活の面目を傳ふるものあり。

第二節 王及官吏

一、メロヴィンジャン王朝の時は未だ確定せられたる繼承法無く、一般に第一に王子次に兄弟、甥等の順序なり。王は満十五歳にして成年に達す、其以前に在りては或親戚の者其後にありては家長が攝政の事務を執れり。王は凡ての者に對し最高の權力を有し法の源泉平和の守護者として現はれ、遂に國民の平和は王の平和と成るに至り、全國民は王に對しては宣誓に依り忠實の義務を負擔したり。

二、フランク王クロードウキヒ帝王後の諸王の時に至り多くの官職を生じたり、其内著しきものは宮中に關するもの及行政に關するものとす。官の所持者は慣例に従ひ、王の必需品に注意し衣服食料用馬を備ふ。此中の(一)クビクラウス家の事を司る。カロリング王朝よりはカメラリウスと稱して官廷の事務を司れり(二)ダビフェル或はシニスカルクス、セネスカルクスは後にトゥルフセスとなりしものなるが、之は内膳課長なり。(三)ビンチエルナ或はスカンテオは審取締人なり。(四)コメスタブリ或はマレスカルクス或はマーシャルは主馬頭なり。其他種々の職ありて日々の庶務及低級の雜務に従事す。

三、行政官としては(一)レフエレンダリウスありて、國璽を保管し公文書を認證し官

房を監督せり。(二)コメス、バラチー或はバルツグラーフはメロヴィンジャン王朝の時代には裁判事務の爲め王の優秀なる補助者が此職に就きしが、カロリング王朝の時には廣く一般世務の爲めに最高の宮中府中の役人として此職に就けるものなり。(三)マヨールドムスはメロヴィンジャン王朝の時婦人の攝取を創めて以來漸次起れる第一の宮中府中の官吏なり。西フランク及東フランク並にブルグンドに於て最初は皇后及王妃の侍從として宮内の事務を委任されたるものなりしが、後に至り御料地の管理、任命及未成年の皇帝に對する後見を司れり、此官はピン王の後、廢せられたり。

四、古のフランク王土に於て、全領土に於ける地方長官制の發達以來長官としてグラーフシャフトなる官吏を生じたり、之はコメスユーデクス、フェイスカリス、グラフイオ或はグラーフと云ひ王に依り任命せられたり。初め此官には自由民、奴隸の差別無く任命せられたりしが六一四年に於けるクロタール二世の勅令以來其地方に於ける自由土地所有民に限り任命せらるゝことゝなれり。

五、斯くして此官は漸次其地方の大土地所有者に歸し、以前の公開制度は廢止せら

れ、此職の世襲性の萌芽を見るに至り、既にカール大帝の頃にては王の正式の代理人にして其管轄區域の領主の如き觀ありたり。

第貳款 舊帝政時代

第壹項 王及國會

第一節 諸侯及官吏

一、カロリシヤン家に繼てサクソン家が帝王の位を踐みたるも、國內の黨争と外戦との爲めに國力の疲弊と諸侯の反抗を招き、ドイツの混亂其極に達し諸侯は私闘掠奪を擅にし、遂に帝王なく所謂大空位時代(一二五六年より一二七三年)をすら見るに至れり。而して當時大小二百七十六の諸侯各地に割據し、弱肉強食の暗黒時代を現出せり、就中マインツ、トリエル、ケルンの三大僧正、ボヘミア王、サクソン公、ブランデンブルクの邊境伯(マルクゲラール)の七大諸侯は最も大なる權威を有し、帝王選舉の權利を有するに至れり。

二、當時政治を行ふ上に於ては王は正しく無制限なり、王は常に諸侯の會議就中公爵又は一般に宮中に現はるゝ種々なる人々の會議の凡の重要事項に干與したり、宮中伯の中ラインの宮中伯は諸侯裁判所に於て裁判官なりし丈、其意味重大なり、サクソン、ウイッテンベルグの公爵は元帥の職を有し、ブランデンブルクの國境伯は侍從長の職を有し、遂にビョーメン王の使役を兼ねたり。

三、他の官職に取りて重要な事務は代表者即ち大宰相に代りて副宰相は書記官を使用して之を爲したり、黄金文書時代即一三五六年カール四世の頃までは此職は或一定の家族の世襲する所たり。此事情よりして日々の業務には補助官大臣官房より任命せられたり、即ち或はカイゼルに従ひ或はカイゼルの滞在したる官廷に就て行はれたり。如斯して世襲官吏は其職務を宮廷にて逗留して執行したり、然れども大官吏は只即位式に際し重要な職務を行ふのみなり。

第二節 國會

一、十二世紀迄はヘルツォーグの國民的領地的意義と共に、其王に對する關係就中グラーフの職性の生じたるに止まる。而して凡て官職を有する者は國會、宮中會

議の議員として待遇せられたり、其中には公爵あり邊境侯あり知事あり宮中伯あり城主あり、或は凡の國僧、住持或は凡の王の臣下大臣等あり。

二、一定の組織を備へたるカロリಂಗ朝の國會に代り、オット一世の時に實際的に宮廷會議の成立あり、其には大祭の折にヘルツォークの諸侯が出席せり。其前後に於て當初規則的に非ざりしが帝國議會なるものを生じ、漸次に臨時議會及通常議會を召集するに至れり、其職務は法律の布告治安、王に屬したる爭論の決定並に國家直接事件、戰爭平和の決定、同盟の締結法王及他の諸侯との約定、外國放逐の宣告借地沒收等なり。

三、オランダのウイールヘルム以來は國會に市の代表者が出席することとなりしが、十四世紀に至るまでは以上擧げたる諸侯及市と共に國會に出席し協力する者として國務大臣も亦出でたり。

第三節 領地

一、領地に對する主權は私有地として或は借地として或家族に屬する占有物の上
に存し、又僧又は長老の職に國より直接得たる裁判管轄又は地方管轄に結合され

て存したり。借地は男系の相續人に移轉したるが故に其範圍に於て漸次世襲的となれり。

二、一三五六年の黃金文書は第一に選舉侯領地の不分割及自然的結果として長子相續の件を規定せり。之に基きて第十四、十五世紀に於て種々の形式に於て起り得べき領地分割より生ずる損失を除去する爲め、多くの諸侯及知事家は家法として長子制度に依る不可分相續を規定したり。

三、領内の臣民に對する關係は永き間複雑なる推移を爲せり、其一部分は多くは其領主の私有地に從屬の結果に於て第一のものは古の自由を剝奪され又は奴隸として領主に歸したる國有物又は采邑に封せられて直接個人的服從關係に立つ者あり、之等の者は領主の裁判所に於ては奴隸即ちヒョーリーグ大臣即ちミニステリアーレン及從臣即ちヴァサーレンとして立ちたり、之等は事實上早き中世に於て臣下たりし者なり。

四、第二のものは自由人を構成したり、之は領主には知事の職權所有者として服從し、地方裁判所に其裁判籍を有したり、之も領地主權の成立以來臣下と成れり。第

一のものは後の小作人の形式を有し、第二のものは借地人の形式を有せり。

第四節 行政

一、各領内に於ては帝國に於けると類似の方法が行はれ裁判、警察、徴兵、課税及其義務は私法に屬すとせられ、或は私法的義務たるに至れり。即ち歴史的發達に従ひ權利を執行することが所有の觀念に結合せられたり。

二、公務に關しては臣下は領主の下に立てり、領主の事務に付ては領主自ら其財産に付き従者を有するが故に、其範圍に於ける措置は備はれり。而して之は他の従者と異らざるが故に時の經濟は其財産の管理人が凡の權利を有し従者に對して之を行ふべきものとなれり。

三、斯くして官吏は十四世紀以來現出し來り、議員が其他の者の代表の爲めに存する如く領主の従者として存在したりしが、遂に近時の如く私産管理と國家行政とを區別し、國家生活の總ての範圍に官吏を置くに至れり。

四、領地の行政はランドマーシャル之を爲せり、即ち徴兵、治安、領會等に關する事務を司り其他の官吏に付き監督をなせり。

五、又アドヴァカチーなるものあり、人民に代りて司法事務の執行を爲し財産管理に付ての監督を爲せり。漸次此職を任意に置きたる故に代官は多く借地を以て與へらるゝこととなり、或は世襲性のものとなり夫れに因りて多くの代官は有力なる領主又は大土地の所有者となりたり。此外に漸次知事、獵事長官、地方裁判官等を生ずるに至れり。

六、之等の長官の下に宮内官吏の裁判に關し、歳入の徴收及警察等に關し執行すべき官吏あり、其中には或は村長即ちシユルトハイス、シユルツエ、プロシアの一地方グエストフアレンに於けるシユルテと稱する如きものあり、或は單に役人即ちオフィチアールレス、ツェントグラーフエン、アムトメンネル、アムトロイテ、ヴィルリツチーと稱する如きものあり、都市の行政は其都市に固有のものにして夫れと等しく騎士及ミニステリアールンは彼等の城に於てマーシャルの監督の下に其固有の施政を爲せり。

七、領内の秩序維持掠奪者の追究、領主の煩累せる私恨の報復及戰爭義務の遂行の爲め、領主は城又は封邑財産を有したる従者、又はミニステリアール即ち城守等の

下に城の人として采邑に封せられざる奉仕者。市民及必要の場合に迫る時即ち其領土を侵襲する場合には義勇兵として住民を召集したり。

八、其義務履行の方法、程度は采邑に封せらるゝ時の契約、宮廷法、合意、領地法或は慣習によりて定められたり。以前は單に一定の俸給を常に與へて騎士並に従者を有したるが、第十四世紀に至り各領地に於て其の秩序安寧を維持せんが爲め常備軍を設くるに至れり。

九、軍の武器並に維持に關する費用は一定時に於ける特別契約に基き、個人又は領主は、若し領地、都市、僧寮よりして此目的の爲めに支拂はれたる租税又は人民よりする現品供給が到達せざる場合には、之を負擔せざるべからず。

一〇、平時戦時の區別なく常に領主は其家計費用のみならず、其領地行政の費用を補償せざるべからず、此爲めには領地よりする凡の種類の収入も領地の収入も領地の収入も同一のものとす、此収入の財源は次の如きものなり。一、凡の財産(不動産、牧場山林等)其の果實、二、租税、三、請願又は釀金に依るもの、四、辯護士よりの収入、五、市場に於て販賣せらるゝ動物及商品に課する税金(間接税)六、一定の特別の場合に

生ずるもの(或男子を騎士に封する式を許容する場合、女子の婚姻を許可する場合)。

第參款 帝政時代の官吏

第壹項 國家及官廳

第壹目 國家の構成

第一節 憲法の制定

一、獨逸の新帝政成るや普魯西は事實上獨逸各王侯國の覇權を握りしもプロシヤ王が皇帝の稱號の儀式的受納は普佛戰爭後、即ち一八七一年一月十八日のヴェルサイユ宣言により行はれたり。

二、されど普魯西國王は此帝位に依りて聯邦總統者たる以上の何等の政治的權利を取得せず、當時帝國憲法の起草に就きて新帝國は直に其任務を負ふこととなりしは、前年十一月末に聯邦に加入せざりし諸國中、バワリアの如く條件附にて、或はバーデン、ウエルテンベルヒ等の如く無條件にて聯邦に加入したるものあるによ

り、新憲法の要求切なるものありしが爲め、帝國憲法草案は次の帝國議會に提出せられ、其協賛を経て遂に一八七一年四月十六日に帝國法律として發布せられ、一八七一年五月四日より施行せらる。此法律は二部より成る、第一部獨逸帝國憲法に關する法律(施行法)、第二部憲法(緒論附)是なり。

三、要するに一八六六年八月條約に於て各主權國は其國を超越する新國體を組織する義務を負擔してより、其後此條約が北獨逸同盟の成立に依りて滿され、各國は全部の爲めに其主權てふ高價なる財産を拋棄したり、其以後は同盟が主權者たるに至れり。

四、獨逸帝國は北獨逸同盟の八月條約に基き胚胎し、十一月條約に依りて成長したるものなり、即ち以上の國際法上の條約よりして固有的法律人格を有する國法上獨立せる新組織を生ずるに至れるなり。

第二節 帝國と聯邦との關係

一、帝國の聯邦に對する關係に就きて特に注意すべきものは帝國の構成なり。帝國は

三 共和國 ハムブルグ、ブレーメン、リューベック

四 王國 プロイセン、バイエルン、サクセン、ヴュルツテムベルヒ

五 公領 ブラウンシュワイヒ、エスマイニンゲン、エスアルテンブルヒ、エスコープルグ、ゴータ、アンハルト

六 大公國 バーデン、ヘッセン、メクレンブルヒシユウエーリン、エスワイマール、メクレンブルヒシユトレリツツ、オルデンブルヒ

七 侯國 ニリツベ、ニロイス、ニシユワルトブルグ、ワルデックの二十五邦より構成せられ、各邦は恰も私法上に於ける法人の社員の如く、帝國に對して權利義務を有す。

二、聯邦の義務は軍事上及財政上の範圍に於ける積極的の給付義務及帝國に對する服從義務より成るものなり、猶憲法第十九條は聯邦執行を規定す、聯邦執行は聯邦參議院の決議に基き皇帝之を施行す。聯邦の帝國に對する所屬性は全く不分離的所屬性のものにして排除及脱退は之を爲すことを得ざるものなり。

三、而して各邦の權利は一般的團體員の權利、特有權及び國家高權の殘部より流出

する權利、例へば狩獵、山林、鑛山事項等に關する立法權の如きものなり。

第貳目 主權の機關

第一節 皇帝

一、獨逸帝國の主權の機關は皇帝と聯邦參議院と帝國議會との三なり。聯邦の元主は獨逸帝國憲法第十一條に依り普魯西皇帝に屬し、獨逸皇帝の名を冠するものとす。

二、皇帝は獨逸帝國の主權者にあらず、然れども國際法上帝國を代表することを要す、主權總攬者は結合されたる政府即ち聯邦參議院なり。皇帝は帝國の名に於て元首として特別權を行使するものにして其結果次の權限を有す。

三、皇帝は憲法第十二條に依り、聯邦參議院及帝國議會の召集解散を命じ、第十五條に依り帝國宰相及州知事を任命し、第十七條及第三十六條に依り帝國法律を作成公布執行せしむることを要し、又之が爲めに要する執行命令を發せざるべからず。皇帝は第十八條に依り帝國官吏及一定階級の武官を任命す。

四、其他第十九條に依り聯邦行政の執行を爲し、第五十條に依り郵便電信行政に對

する上級指揮を爲し、同五十條に依り領事制度に對する監督、第五十三條及第六十三條に依り海軍及獨逸陸軍に對する統帥を爲し、第六十八條に依り戰爭狀態の宣言を爲す。以上の外エルザース、ロートリンゲンに於ては國權保護區に於ては保護權及一定の場合に於ては恩赦權を行使す。

五、皇帝は帝國の官吏にあらず憲法上無責任にして免職せらるゝことなく又何人にも隸屬することなし。又皇帝は獨逸皇帝の尊號、皇帝の徽章(王冠紋章旗)増加せられたる刑法上の保護(獨逸帝國刑法第八十條第九十四條第九十五條)帝國官吏の權利、稱號、等級、服裝を制定する權利を有す。

第三節 聯邦參議院

一、聯邦參議院は帝國主權の總攬者にして獨逸二十五聯邦各政府の代表者より、或國家權力が憲法又は法律に依り特に其實行を皇帝に委任したる場合の外、凡の國家權力の行使は聯邦參議院之を爲すべきものとす、故に參議院は最高位の統治者たり。

二、聯邦參議院の議員は公法上の使者にして治外法權を有し、外交上の保護に對す

る請求權を有す、又訴訟上證言の義務に關し一定の特權を有す。議員は其政府の命令の帶持者なるが故に、參議院議員は帝國議會の議員を兼任することを得ざるものとす。

三、聯邦は此參議院に於ては五十八票を以て代表せらる、其中プロシア十七票、バイエルン六票、ザクセン及ヴュルツテムベルヒ各四票、バーデン及ヘッセン各三票、メクレンブルヒ、シュウエーリン及ブラウンシュワイヒ各二票、其他の聯邦各一票づつを有す。

四、聯邦參議院は立法機關にして帝國議會に提出する議案及議會に於て決定されたる議決に付き決議す、又統治機關にして皇帝は參議院に協力する責任を有す。

五、行政機關としては參議院は帝國法律を執行する上に於て必要なる一般的行政規則及設備にして、帝國法律に依り、其權限を或他の官廳に與へられたることなきもの、及帝國法律の執行又は上述せる規則或は設備を執行するに際して生ずる缺陷に付き特に決定を與ふ。

六、財政の範圍に於ては關稅及消費稅に關し各聯邦國庫より、帝國々庫の負債と成

るべき額及帝國豫算の決定を爲す。

七、司法機關としては、參議院は各聯邦國間に生じたる私法上のものにあらざる訴訟に對し訴により裁判を爲す。

八、前述以外の權限としては聯邦參議院は聯邦國の憲法爭議にして其決定官廳の定めなきものに付當事者一方の訴願に基き之が和解を勸むることを要し、若し其が成立せざる場合には帝國立法に依りて決定を與ふべきものとす。

第三節 帝國議會

一、帝國議會は國法上各聯邦國に於ける聯邦國議會と等しき權限を有し、秘密投票に依る一般的直接選舉に由り選出されたる獨逸全國民の代表を表現するも、帝國議會は法律上の人格を有するものにあらず。

帝國議會は主權の共有者にあらずして其本質に於て立法機關にして又行政統治機關なり。

二、帝國議會の權限は四に分つことを得、各法律は必ず議會の參與を要す、此中には第六十九條に所謂帝國豫算の制定、第七十三條に所謂公債の募集を包含するもの

三、又帝國議會は憲法第二十三條に依り法律案に付き發案權を有し、議會に向けられたる請願を聯邦議會又は宰相に移付する權利を有し、且自治權を有す、即ち自治行政權の一面を有し、議員の資格調査及其れに關する決定を爲し、一定の執務法を設けて取締其他執務に關する規則を作る。

第貳項 官 職

第壹目 最高官職

第壹節 諸官職

一、樞密院は帝國官廳の最高位を占め、重要な國事を評議し行政各部の統一を計るものにして滿十八歳に達したる皇族、官吏にして其官職に依り樞密院顧問官として召集せらるゝもの、例へば内閣總理大臣、元帥、現國務大臣、會計検査院長、内閣顧問官、陸軍々事參議會長、軍團長、州知事其他國王の特別信任に依り樞密院に於ける議席及投票權を與へられたる官吏より成る。

二、其他文官機密會議同時にプロシヤ王宮及聯邦に關する書物の編纂を行ふ。機密陸軍軍事參議會、機密海軍軍事參議會あり。

第貳節 内 閣

一、内閣は第十九世紀の初めに於てシユタインに依り根本的に改造せられたり、此基礎的規定は帝政覆滅の時まで有効に傳り凡て之に決定を與へられたり、此規定に従へば全國務大臣は合同して内閣を組織し、其上に總理大臣を置く。

二、其職務は一般的利益に關する法律案及命令、一般的施政綱領、計畫、豫算に付ての合議、各省間に於る意見の相違に關する決定、州知事、縣知事、高級裁判官、局長、山林局長及之と同一階級官吏の任命に關する建議、攝政の開始戒嚴狀態の宣言に關する權能及其命令發布に對する責任、地方的代表解散の申請、懲戒事件の終審決定なり。

三、内閣の直轄に屬するものは普魯西國測量中央局、權限爭議決定に關する裁判所、裁判官以外の官吏に對する懲戒裁判所、上級行政裁判所、高等行政官に對する試験委員、學術局、西普魯西及ポーゼン移民委員、獨逸帝國及普魯西國官報局、法規編纂局なり。

第參節 宰相の權限

一、内閣總理大臣(帝國宰相)は帝國官廳の最高地位として聯邦參議院に於て魯普西國王の代表者たること、帝國々務大臣たることの權限を有す。皇帝の輔弼者として宰相は其國法上の意思を行はざるべからず、故に宰相の事務範圍は皇帝の特權全部を包括す、宰相は國際法上及帝國々庫に關する帝國の權限を外部に對して確認す。宰相は最上長官として直接帝國行政廳を指揮す。

二、宰相は帝國に依り各邦に委託したる帝國法律の執行に付各邦の監督を爲す。宰相は聯邦議會の決議の實行を計ることを要す、之は或は直接命令に依りて爲すことあり、又は聯邦參議院及他の機關の間を調停することに依りて爲すことあり、此場合に於ては宰相は皇帝の機關にあらずして聯邦參議院の機關とす。

第貳目 各省官職

第壹節 外務省

一、外務は帝國の外交を掌る、初め普魯西外務省は一八七〇年一月一日に北獨逸同盟外務省に変更され、一八七一年よりは獨逸帝國と稱せるに至れり。

二、三局より成り第一局は二課より成る。第一課は高級政務及外務及外交的職務に従事する者の人事を司り、第二課は人事一般事務、暗號、早使の事項、宮廷儀式、禮式に關する事項、勳章、豫算、會計、任命、補助に關する事項を司る。

三、第二局は通商事務を初め、移民、醫術、獸醫、檢疫に關する事項、並に鐵道、郵便、電信、船舶に關する事項を司る。

四、第三局は法務局にして國法上及民法上に關する事項、藝術、科學に關する事項、疆界事項、及外國に在る獨逸人の私事等に關する事務を取扱ふ。各局の長官には局長を置く。

五、皇帝の使節及領事は外務省に屬し、外交官試驗委員は帝國宰相の直接管轄なり。

第貳節 内務省

一、帝國內務省は聯邦宰相府中央局の繼續にして此名は一八七九年以來用ひらる。一八七〇年代に於て各事務範圍に付き特別官廳を設くべき必要の生じたる時に内務省も設置せらる。

二、三局より成る、第一局は聯邦參議院、帝國議會及帝國議會選舉に關する事務、帝國

官廳及帝國官吏に關する一般事務、出版物結社等に關する事務、及國籍に關する事務、住所の注意に關する事務、陸海軍に關する事務、外國人警察旅券に關する事務、科學的企業の保護、博覽會事務其他帝國事務にして他の官廳の管轄に屬せざるもの

三、第二局は勞働者階級の監督に關する事務、即ち疾病保險、傷害保險、廢疾保險、勞働者保護、日曜日の休息或は勞働市場の關係、營業事項、即ち工業に關する事務、組合會社制度、株式取引所抵當に關する事務(但し保險制度を包括す)携帶小銃試驗、任意移住事項、社會政策即ち救貧制度、福利助長制度。

四、第三局は二課より成る、商事、銀行及取引所制度、度量衡制度、精神的所有權、特許其他に關する事項は二課共通の管轄にして著作、標本、意匠、商標權の保護に關する事項、醫事獸醫の事項、其他航海内水航行に關する事項、カイゼルウキルヘルム運河の管理、郵便船の連絡、海上漁業、内水漁業、度量衡制度に關する事務、其他商業政策、通商條約等に關することは第三局第二課の管轄なり。

五、第四局は銀行制度取引所制度、貨幣制度に關する事務、商業政策、其他の商務殊に通商條約に關する事項、産業の經濟的問題、租稅制度の經濟的方面に於ける調査

内國及外國との産業關係の興振、一般統計及外國との物品交易に就ての統計等に關する事務なり。

六、尙内務省に屬する委員會には勞働者統計委員會、移住制度に關する帝國委員會、船舶航河に關する專門委員會、取引委員會、度量衡檢定監督局、帝國公債委員會、海員試驗檢定官、ゲルマン歴史的記念物中央管理局あり。

七、又帝國内務省の管轄に屬する官廳には獨逸帝國統計局、船舶測量局、帝國衛生局、キール運河局、物理工藝帝國營造物あり。

八、内務省に屬する判決官廳には懲戒官廳、海難調査に關する官廳、帝國保險局、帝國特許局あり。

第三節 海軍省

一、帝國海軍省は最高帝國官廳の權能を有する海軍最高政官廳とす。之には中央局一般海軍局、技術局、建設局、管理局、兵器局、航海局、醫務局、法務局、通報局あり。

二、帝國海軍は海軍行政部及軍令部の分離を成したる海軍行政及専門的事項に關する最高官廳なるが軍令に關する事項は分離せられ、軍令部長は獨逸皇帝に直隸す。

三、海軍省の管轄には阜頭、倉庫、海軍省經理部、衛戍病院、ハムブルグ海上觀測所、ウ*

ルヘルムスハーフェン測候所、キヤウチャウの統治等あり。

第四節 逓信省

逓信省は郵政局、電信局、一般行政及人事豫算會計局の四局に分る。尚之に四十一の郵便管理局を屬せしむ。本省の官吏中高級郵便及電信官吏は皇帝に依りて任命せられ、中級及低級官吏は聯邦政府に依りて任命せらる、共に帝國官吏の權利義務を有す。

第五節 司法省

帝國司法省は帝國の司法事務を取扱ひ、帝國法律を準備し、且其施行を監視す。又司法の範圍に屬する事務を司り他の官廳に屬する事務と雖も司法の範圍に觸接するものに付ては之に干與す。帝國裁判所大審院、大審院檢事局及ライプツヒ上級辯護士懲戒裁判所は之に屬す。

第六節 大藏省

一、帝國大藏省は帝國の最高財政官廳にして二局に分れ、第一局は豫算制度帝國財産、帝國公債、帝國貨幣及紙幣制度を司る。第二局は關稅及租稅の事項を司る。

二、尙帝國本金庫(帝國銀行の一部)帝國軍用金庫管理局、シュパンダウエル、エリュストゥルムに於ける一億二千馬克軍用金の管理、帝國要塞地委員會、帝國關稅受任者、關稅及消費稅監督會計檢査官及帝國代表者、帝國貨幣金屬保管局、帝國國債管理局、シュテットイン要塞地帝國委員會及マインツ要塞地帝國委員會を管轄す。

第七節 殖民省

帝國殖民省は四局あり、政務及總務局は保護區の一般的政行事務を司り、交通及び技術局は交通技術は勿論經濟に關する事務を司り、人事局は人事及司法を司り、保護軍令局は軍事行政事務を司るものとす。以上掲げたる七帝國官省は各一人の國務大臣に隸屬す。

第參目 諸官職

第壹節 諸裁判所

一、伯林帝國軍事裁判所は伯林に其所在地を有すと雖も、皇帝は戰時に於て之を他に移すことを得るものとす、帝國軍事裁判所長は一の最高司法行政官廳としての帝國司法省に同格なり、帝國軍事裁判所及軍事檢事局に關する司法行政は其管轄に

屬す。

二、軍事裁判所長は陸軍大將又は之と階級を等しくする海軍大將の中より皇帝之を任命す。裁判所長は單に其事務を指揮するに止まり、裁判に干與することなし。裁判所の構成員は各聯邦軍權代表者の建議に基き、皇帝に依り少くとも二ヶ年の期限を以て任命せらるゝものにして其者は少くとも佐官階級に立つものなることを要す。

三、軍事裁判所以外の裁判上の帝國官廳には帝國司法裁判所、帝國行政裁判所、及懲戒裁判所あり。

四、司法裁判所の構成及權限次の如し、ライプツヒ大審院は民事訴訟並に刑事訴訟に於ける終審たるのみならず、大逆罪及謀叛罪の場合に於て其犯罪が皇帝又は國家に關する罪なるときは第一審及終審として其犯罪に對する審理及裁判を爲す權限を有す。

五、帝國宰相は大審院に安置する民事部及刑事部の數を定む。帝國裁判所(大審院)檢事長(檢事總長)及帝國裁判所(大審院)檢事は又帝國宰相の監督の下に屬す。

六、其他帝國領事裁判所及其後設置せられたる獨逸保護域に於ける帝國裁判所、海軍刑事裁判所あり。

七、帝國行政裁判所には救貧團體間訴訟裁判所、帝國鐵道院、懲戒裁判所あり、(但懲戒裁判所の權限はバイエルンに及ばず)

第二節 帝國銀行廳

一、帝國銀行廳の職分は帝國總版圖に於ける貨幣の流通を規定し、支拂決算を容易にし利用すべき資金の運用を計るに在り。其最上機關として二局あり、帝國銀行理事局は帝國宰相の指揮の下に管理せらる、帝國銀行監査局は帝國の方面よりして銀行に關する監督を爲す。

二、監査局長は帝國宰相とす、監査局は四名の構成員より成る、其一名は皇帝に依り他の三名は聯邦參議院に依りて二年毎に任命せらる。監査局は常設のものにあらずして單に三ヶ月間銀行營業報告受領の爲めに開設せらるゝものなり。

三、帝國銀行の性質は株式會社にあらず、銀行法及其條例中に規定せられたる固有の特權を有す、又此法律の外商法典の適用を受く、被用者は官吏なり、該帝國銀行は

私法上の社團なりと雖も、帝國官吏の權利義務に關する規定は其行員に對しても適用あるものなり。

第三節 其他の諸官廳

一、帝國鐵道院は鐵道制度に關する監督權、帝國憲法中に掲げられたる規定の施行に關する監督權、鐵道制度に關する其他の法律及憲法に依れば規定の施行に關して注意を爲すこと、鐵道制度に關して現はれたる缺點弊習の矯正に努むることを掌る。

二、伯林特許局は聯邦參議院の建議に基き皇帝に依りて任命せられたる一人の局長及法律官及技術官より構成せらる。特許局には申告課及抗告課を置く。伯林上級海事局は局長及六名の構成員より成る。

三、伯林帝國保險局の局長、理事、部長は皇帝に依りて任命せらる。帝國保險局は國家的勞働者保護に關する最高の監督機關にして且上級保險局の判決に對する終審機關なり。私的保險營業にして其營業範圍が一聯邦以外にまで及ぶものに關する監督を爲すものなり。

四、ホーッダム獨逸帝國會計検査院は獨逸帝國及エルザース、ロートリンゲン州の財政監督を爲すを其目的とす、其他帝國廢兵基金管理局、會計の検査確認を委任せられ、又帝國銀行の會計検査を爲すものなり。

五、伯林帝國公債委員會は帝國公債管理局に對する監督、帝國軍備金保管局に對する監督、帝國廢兵基金管理局及帝國議會議事堂建築基金に關する監督、帝國銀行銀行券の製造發行取立及滅却に關する監督をなす。帝國要塞地委員會は要塞の周圍に於ける土地所有權の制限に關する最終の決定を爲す。

第參項 軍 職

第壹目 海 軍

第一節 兵 役

一、帝國軍制は帝國憲法、帝國軍律を始め徵兵令、陸軍令、海軍令の外に法律、軍刑法及軍刑事裁判所法によりて規定せらる。
二、其國軍は海軍、陸軍及國民軍より成る、兵役義務は獨逸人は凡て之を有し、其履行

に關しては代理を許さざるものとす。

三、兵役義務の始期及其期間は滿十七歳より發生し滿四十五歳まで繼續す、服役義務は滿二十歳より二十八歳まで海陸軍の軍務に服する義務。國民義務滿十七歳より滿四十五歳までの兵役義務ある者の國民軍の軍務に服する義務。皇帝は毎年常備陸軍及海軍に編入せらるゝ新兵の數を定む。

第二節 海軍

一、海軍の司令は皇帝の統一する所なり。其編成及構成は皇帝の權限に屬し、士官及軍吏を任命す、其れに對して士官及軍吏は兵員と共に宣誓して其義務に服す。
二、艦隊及其に附隨する設備の建造及維持に要する費用は帝國々庫より支出せらる。機械係、船職工及帝國の全水夫は陸軍兵役を免除せらるゝ、代りに海軍兵役に服する義務を有す、水夫の補充員に不足ある場合に於ては陸軍新兵に召集せらるる適當なる兵役義務者の中より之を補充す。
三、海軍省官房は皇帝の管下に置かれ海軍省の人事を司る、軍令部は陸軍省參謀本部に對應するものにして艦隊の戰術的利用を司る。

第貳目 陸軍

第一節 聯邦陸軍

一、聯邦陸軍は其聯邦君主に服することなく、帝國陸軍として單に唯一の軍事命令即ち皇帝の命令に服するのみ、又各聯邦の軍事高權は其聯邦の軍事内制、新兵募集、服務年限、武裝等に關する規定は帝國が之を制定する故に毫も高權の性質を有するものにあらず。

二、更に他に他の方面より陸軍類別を見れば聯隊、旅團、師團、軍團は全獨逸陸軍を通じて連續する數字を有し、戰術上最下位に在る單位を大隊とす。

三、軍事上の點より二十四軍團區に區劃す。軍團長は其軍團區に於ける司令長官なり、然れども各聯邦高權を侵害すべからず。軍律に就きては軍事寺院制を除き、總て普魯西軍律を以て全獨逸軍に對する準據法となす。

四、獨逸軍制の費用及負擔は各聯邦に於て平均に之を負擔すべきものとす、バイエルンに對しては帝國豫算に於て或一定の金額を計上し、其支出はバイエルンが武裝教育、保全に關して帝國と等しく緻密に之を處理すべきを前提として之に一任す。

第二節 聯邦陸軍と皇帝

一、凡ての獨逸軍隊は皇帝の命令に對しては絶対服従を爲す義務を有し、旗盟にて此義務を負擔す。皇帝は何時と雖も各聯邦陸軍の状態を檢閲し、其際發見されたる缺點の除去を命ずることを得。

二、皇帝は聯邦陸軍の最司令官竝に一聯邦陸軍以上の軍隊を指揮する凡ての武官及凡ての要塞司令長を任命す。聯邦領土内に於ける要塞設置權は皇帝に屬す

第四項 普魯西の官制

第壹目 中央官廳

第一節 高級官廳

一、プロシアの憲法によれば元首國王及議會を最高級官廳と見るべきも、普通中央官廳中の國務大臣を以て成る内閣を最高官廳となす、内閣總理大臣は内閣の首班として行政各部の統一を保持す。其他の高級は次の如し。

二、密議院は通常事務に關して國王及國務大臣間の連絡を維持し國王の決定に參

與するものとし、國務大臣は其省の特別緊要の事務に關してのみ直接の上奏をな

すものなり。密議院は聯邦事務を所理するものにして聯邦官吏より構成せらる

三、樞密院は國王の諮詢機關とし、滿十八歳以上の皇族、現國務大臣、元帥、會計検査院長、各密議院部長等及信任に依り指名せられたる者より成る。

四、此外國王の諮詢機關にして特に重要なるものに商工農に關する法律命令草案の調査作成を爲す國民經濟會と鐵道制度に關する重要問題殊に税率に關する問題に付ての審査をなす。聯邦鐵道會あり。

五、會計検査院は國王に直隸し國務大臣と相對立する獨立官廳なり、國家悉皆の歳出歳入の検査確定を其の權限とす。院長、部長、検査官を以て組織す、検査官を分ちて検査官及副検査官とす。會計検査院は之を數部に分つ。

第二節 各省官廳

一、各省に大臣あり行政各部の最高の官廳なり。外務省の從來取り來れる事務の大部分は獨逸帝國成立以來獨逸帝國外務省に移轉することゝ成りしも、プロシヤ外務省に存屬するはプロシヤ國と獨逸帝國との間及他の聯邦及羅馬法王宮廷と

の間の關係を處理する爲めなり。

二、陸軍省はプロシヤ陸軍に關する行政事務及バイエルン、ヴュルツテムベルヒ、ザクセン以外の各聯邦國陸軍に關するもの是なり、之を七部に分つ。

三、司法省はプロシヤに於ける最高司法行政官廳にして内務省は國會又は選舉に關すること、國內行政に關する監督地方官廳及地方事務に關する監督、固有的警察事務例へば出版、結社、慈善、衛生、懲治場に關する事項を管轄す。内務省の直轄に屬するものにベルリン警視廳、中央統計局、ブランデンブルグ本山會館等あり。

四、宗教教育醫務省は宗教團體に對する主權の認識、新領土に於ける宗教指揮權の行使、専門學校、圖案學校、補習學校以外の全體の教育に關する行政及醫藥全體に關する行政(但し獸醫を除く)を司る。本省は四部に分れ、又是に直接附屬する學會、研究所、専門學校、美術學校、高等學校、大學等あり。

五、商工務省は中央商務局、工務局、鑛務局の三局に分る。農務御料地山林省は廣く農務に關する行政御料地、山林の管理、水産、種馬、獸醫に關する上級監督を爲す。分ちて農務種馬局、御料局、山林局の三局とす。

六、公務省は道路、水道等土木に關すること及國有鐵道に付き總體的の行政監督を爲す、大藏省は國の財政の全部を司ることを其職務とし、豫算の立案及歳出歳入に關する監督をなす、豫算會計局、直接稅務局、間接稅務局の三局に分つ。

第二目 地方官廳

第一節 中間官廳

一、中間官廳とは中央官廳と下級官廳との中間に在る官廳なり、即ち州、縣、郡、の三にして一般的地方行政に關する事務は他の官廳に委任したるにあらざる場合には大臣の管轄に屬し、然らざる場合に於ては州に在ては州長、縣に在ては縣知事、郡に在ては郡長の管轄に屬す。

二、州長は州の國家行政に關し最高の地位に立ち、又州會の議長たり、閣下の尊稱を有し、其局事務に就ては自ら是を裁決する權限を有す、其下に副州長、局長、書記官等を置く。

三、知事は縣に於ける最高行政官なり、其權限に屬するもの、中には支配權、警察權、交通、衛生、自治に關する權、軍隊、憲兵、救貧制度、農工商、猶太人、異教徒統計に關する權

及縣の役人及屬官に對する懲戒權等あり。又行政監督官廳たる縣參事會の議長たり。

四、郡長は郡に於ける最高行政官にして又政府の機關なるが故に其郡に於ける國家行政事務を司り、又郡會及郡參事會の議長としては其郡に於ける地方行政事務を爲すものなり。其他郡長は郡及其各管轄區域、公共團體、私領區に於ける總體の警察行政に付き是を監督する義務を有す。

五、郡長は抗告に對し決定を與ふる權限を有し、又郡參事會の同意を以てすれば其郡に對し警察命令を發する權能を有す、又郡長は其地方事務に關する郡參事會の決議が無効なる場合に於ては是に對する取消權を有す。

第二節 下級官廳

一、下級官廳とは第一、區廳第二、市廳第三、町村廳及私領區廳の三種なり。區廳を構成するものは區參事會及區長とす。區參事會は其區に屬する町村及獨立の私領區全體の代表者より成る、此代表は通例町村長に依りて爲さるゝも陪席判事に依りても爲さるゝことあり、其數の不足の場合に於ては町村が更に他の議員を選ぶ

ことあり。

二、此代表者たる區長は郡會の建議に基き、住民中より六年間の任期を以て州知事より任命せらる、區長は名譽職にして俸給及報償を受けず、只職務上の費用補償に對する請求權を有するのみ、區長は直接國家官吏にあらずして間接官吏なり。

三、區長の職務權限は警察及地方警察に安寧、秩序、慣習、衛生、浮浪人、賤民、道路、水道、田野、山林、漁業、營業、建築、火事に關するもの等並に特別法に依り郡長又は他の官吏に委任せざるものに關する警察權等なり。

四、市區廳及町村廳私領廳とは一般的地方行政事務を執行する際に於ける補成機關なり。市に於ては市長及市參事會を設く。市長に屬する職務は地方警察の執行、檢事及區裁判所檢事の補助官の事務、郡、縣、州及一般的國家行政に關する凡の地方的事務、例へば身分登記に關する事務の如きものなり。

五、町村廳私領區廳に就きて見るに、町村區に於ては其地方的國家行政事務は町村長之を執行す、地方警察も亦町村長に屬す、町村長に委任されたる地方的國家行政事務は私領區の範圍内に於ては私領區長に屬するものとす。

第四款 官吏の待遇及特典

第壹項 官吏の性質

第一節 官吏の區別及任命

- 一、官吏に直接帝國官吏、間接帝國官吏の區別あり、直接官吏とは直接帝國の國務に従事する者を言ひ、間接官吏とは帝國憲法に従ひ皇帝の命令に服従することを要する聯邦官吏を言ふ。
- 二、更に獨逸帝國の國法に據れば他方面より職業的官吏名譽官吏の區別を立つるを得べし。職業的官吏とは一時的勤務の者にして名譽の爲めに無償の官職に従事する者に對する官吏を言ふ。
- 三、官吏には官職擔任の義務あり、官吏は自由意思を以て其職務を擔任するものなれども或官職は其擔任を法律に規定したる一般的臣民の義務たらしめたり、例へば參審員又は陪審員の職務の如し。
- 四、官吏の任命契約の形式及其決定に就ては先づ任命契約の形式或は任官即ち辭

令書の交付なり、其正本の無條件受納は官吏に對して其契約を決定せしむるものなり、任命は一般に年齢、信仰、種族、國籍の如何を問はず、外國人も亦帝國官吏として任命せらるゝことを得、任官に依りて國籍を取得するものなり。

五、官吏は何人が任呼するや任命及其に伴ふ服務關係の設定は、皇帝又は其名に於て帝國宰相又は其權限を授與せられたる官廳又は聯邦參議院、會計検査院、構成官等の任命の如き特殊の場合に限る之を爲す。

第二節 地位及責任

一、官吏には其地位を保障する爲めに一定の期限あり。即ち取消又は解任通知の條件が明瞭に附せられたるに非れば帝國官吏は終身官として任命せらるゝものなり。又官吏は何時にても其免官を要求する權利を有し、一定の理由あるにあらざれば轉任或は待命の命令を受くることなし。

二、官吏關係の解消は官職の法律上の終了より來る。官吏關係は法律上官吏が懲役を伴ふ處罰を受けたるとき、公權を剝奪せられたるとき及官職に従事する資格を剝奪せられたるときに解消す、官吏が此原因に依りて官吏關係を終了したると

き懲戒上退去を命せられたるとき、及十年の服務年限を待たずして其自由意思に因り退官したるときは其官記及恩給權を失ふものとす。

三、官吏の責任は其行爲の適法なる場合に限り責任を有す、且其行爲に依りて職務の内外を問はず職務上必要なる注意に價値を示さざるべからず、殊に職務上の秘密緘守の義務は職務關係の解消したる後も猶存續するものなり。官吏は全職務事項に關しては上級官廳の許可あるに非れば、證人又は鑑定人として訊問せらるゝことなし。

第三節 官吏の制限

一、官吏たる身分に對し國法上種々なる制限あり、即ち獨逸帝國官吏が他國の君主又は政府の稱號爵位勳章の贈與等を受納するには皇帝の認許を必要とし、其官職に關する其他の贈與を受納するには最高帝國官廳の許可を経て之を爲すことを要す。

二、名譽領事以外の帝國官吏は許可なくして兼職又は收入ある副業を爲すことを得ず。帝國官吏が營利會社の取締役又は監査役に就任するには同様の許可を必

要とす、此許可は何時と雖も之を取消すことを得、此地位が直接又は間接に報酬に關係ある場合に於ては其許可を付與せらるゝことなし、官吏は許可なくして其職を去るべからず、是に反したるときは其許可なき離却期間に對する俸給を失ふ。

三、帝國官吏の賜暇に關する詳細なる規定は皇帝之を發布す、官吏は次の場合に於ては上級官廳に届出を爲すべし。參審員及陪審員の職務に就くとき。證人及鑑定人の義務を履行するとき。兵役の召集を受けたるとき。

四、官吏の再任に就きても、自由意思又は非自由意思よりして退官したる帝國官吏の再任には最高帝國官廳の認許を必要とす。

第貳項 法律關係

第一節 俸給及恩給請求權

一、官吏には俸給請求權あり。即ち此官職に結合せる俸給に對する請求權は特別の定めなき場合に於ては就任の日に發生す。病氣又は賜暇に非る缺席に因り官吏は減俸せらるゝことなし、官吏が病氣の場合及賜暇を必要とせざる缺席の場合

に於ては其に對して減俸せらるゝことなし、代理費用は帝國々庫の負擔に歸す。

二、國家は官吏に對し國法に據りて恩給を附することを要す、而して官吏の恩給請求權は帝國の事務又は聯邦の事務の執行に對して宣誓的義務を負擔したる最初の日より起算し、十年の服務年限を經過したる時より發生す。

三、恩給額は十年又は其以下の服務年限の場合に於ては恩給條件附俸給の六十分の二十にして、十年以上は各年限毎に六十分の一又は百二十分の一宛増加す、然れども最高額は大審院裁判官は別とし俸給の六十分の四十五までを限りとす。

四、服務無能力が病氣負傷又は其他の傷害にして官吏が職務上誘致したるものに因るときは恩給請求權は十年以下の服務年限にて發生す。帝國官吏にして滿六十五歳を經過したる者は其服務無能力を證明することなくして恩給の付與に對して請求することを得。

第二節 遺族及傷害保護

一、官吏の寡婦及孤兒の地位を保護するの制度あり、豫算に従ひ任命されたる官吏が寡婦又は嫡出卑屬を遺したる場合に於て、其遺族は死亡月以後の三箇月間(特賜

期)死亡者の全俸給を賜はる。寡婦扶助料は官吏が死亡當時受くべかりし恩給の四割にして、最低額を三百馬克最高額を五千克とす、孤兒扶助料は各孤兒に對して其母が生存する場合に於ては寡婦扶助料の五分の一を給し、然らざる場合に於ては其三分の一を給す。

三、官吏自身及其遺族に對して此外に傷害保護なるものあり、即ち官吏が傷害保險義務ある業務に於て職務上享けたる業務傷害の爲めに引續き服務不能となりたるか又は死亡したる場合に於ては、其官吏又は遺族は帝國保險法の規定に従ひ損害賠償を受くるものとす。

第三節 官吏の懲戒

一、官吏に對し特に懲戒及刑罰の規定あり即ち官吏が其職務に違反したる場合に於ては職務犯罪を構成し、懲戒處罰と共に刑法上及民法上に於て訴追せらるゝものなり。懲戒に秩序罰及退職の二種あり秩序罰は豫戒譴責罰金なり。退職に關する所罰は俸給を減じて處罰同階級の他の職に轉任せしむること及官職剝奪なり。

二、刑法上の訴追は官吏が其職務違反と共に刑法々典中に規定されたる犯罪を構成する場合に因る職務違反に依り犯罪を構成する場合に固有的職務犯罪及非固有的職務犯罪の區別あり、固有的職務犯罪とは官吏に依りてのみ構成せらるべきものにして其行爲の處罰性は官吏が其行爲を爲したるが故に存するものを言ひ、非固有的職務犯罪とは一般的に違法性を有する行爲なれども、官吏なるが故に一層強く處罰せらるるものを言ふものとす。

三、又職務犯罪に對する民法上の訴追は官吏をして損害賠償の義務を負担せしむるものなり。官吏が神心喪失又は精神病の状態に於て損害を加へたる場合に於て帝國は官吏に不注意の責あり、且衡平が損害賠償を必要とするときに限り其責に任ず。其他軍人の法律關係は之を略す。

第四章 英國の官吏

第壹款官 職

第壹項 中央官職

第一節 樞密院

一、英國樞密院は「アングロ、サクソン」時代に淵源せり、當時王の輔弼機關としては通常議會の外に特別なる輔弼議會あり、此の輔弼議會は王により招集せられ、其議員も厩舍人、室房舍人其他王室吏員の中より任命せられ之を「アウラレダス」と稱したり。

二、其後「ヘンリー三世及エドワード一世」の治世には國家の官吏高僧裁判官等を任命し初めて「カウンシラー」の名を使用し、其の義務として秘密遵守と忠實の義務とを宣誓せしめたり、最初は任期一箇年なりしも「リチャード二世及ヘンリー二世」の治世に終身官となる。

一、内閣制の沿革を看るに英國の内閣は法律上の人格を有せず全く慣習に基く。最初國王は樞密院の重要な顧問官と協議し、チャールズ二世の時代には之を秘密會議と稱せり、チャールズ二世の諮詢したる此等の委員は徒黨と稱し、當時の樞密顧問官五名は王の房室に會合せしを以て又小室會議とも謂へり。

二、然れども此等の制度は王の個人的勢力を増長し、王の諮詢者の不明なることは失政に對する責任者を定むること困難なりとの理由に由りて批難を受けたり。

三、ウィリアム三世時代には益々批難の聲高かりしを以て一七〇一年登極法を以て、第一に秘密會議の權限なきこと及樞密院の決定は之に關係した者の署名を要すること、第二兩院議員は官職に就くことを得ざることを規定せり、然るに「アン女王の王位繼法も下院議員の官職にあることを禁じたり。

四、此の時代には内閣構成者姓名を公然發表する習慣を生じ、アルボール内閣には首相は其閣僚を任命する實權を有するに至れり、然れども此の權利は彼の政治的勢力に負ふ所にして未だ原則とはならざりき、改正法の後、ピール内閣を組織するや、始めて公認せらるゝに至れり。

五、一八四一年下院は決議して自由黨政府は下院の信認を有せざるを以て、其の存續は憲法の精神に違反するものなりとなす。是下院の多數黨を以て内閣を組織すべしとせる原則の確定を意味するものにして爾來自由保守の二大政黨交互に内閣を組織するを例とせり。

第三節 諸高官

一、大法官の職は英國の大官中最も舊きものにして、エドワードコンフェソルの治世に起因し、チャンセリと稱し、羅馬のチャンセラリウスより來り、王の背後に於て國務を處理したるに出づといふ、國王の主なる大臣、王室禮拜堂の首席牧師、國王の信仰看守人にして又國王の大璽の保管者なり、従つて大法官廳の長官たり。

二、ノルマン朝の高等判事の職が「ヘンリー三世時代に廢止せられたる爲め、大法官は英國王の首席輔弼者所謂宰相の地位に在り、初めは僧侶により占められたるも俗人にして始めて此の職に任命せられたるはロバートブシアとす。十六世紀に入りて大臣の任命せらるゝや其政治上の勢力を失墜し以て現今に至れり。

三、御璽尙書の創設は第十四世紀にありて大法官の職を牽制せむが爲めなりと謂はる、十六世紀頃にありては文書は國王親から署名し大臣之に副署したる後玉璽を捺し發布すべき命令書と、英吉利王國の國璽を捺して發布すべき命令書とありて、甲は御璽尙書の手に廻附し、乙は大法官に廻附さるゝを常とせり、然るに御璽に對しては、其後御璽尙書の副署を要せざることゝなれるものなり。現今御璽尙書は唯形式上の權限を有するに止り多くは首相之を兼攝するを常とす。又英蘭、愛蘭共に大狀師及檢事長、蘇克蘭には檢事總長、及檢事長ありて今に及べり。

第四節 各省官職

一、大藏省は往昔の法王廳より發達し樞密院の委員會となり、現今の制度に移りたるものとす。而して委員會の制度を見るに普通は五人を以て組織し委員長を「ロバードハイトレヂュー」と稱し、「ウイリアム」一世の治世に創設せられ、大藏大臣は單に委員會に於て大藏尙書を補助する職務なりしが、今日にては實際上の大藏省長官となり、先の委員會制度も第十八世紀の末に至りて他の商務局等の委員會と等しく絶えず開會さるゝことなきに至れり。

二、内務省は樞密院の南局より發達したるものにして其設立は一七八二年とす、南局時代に管掌せる殖民及愛蘭事務を除けり、内務省に内務大臣、政務次官一名、事務次官一名及事務官二名を置き其の權限職務も種々の變遷ありたり。

三、十八世紀に至る迄は外務に關する事務は樞密院の北部局の管掌せる所なりしが、一七八二年此の北部局は外務大臣を長とし直接外交に關する事務を管掌するに至れり。

四、殖民事務は最初樞密院の管掌する所なりしが、十七世紀に於ける殖民地に關する事務の漸く増加するに及び、一六三四年委員會を組織して之に當らしめたり。其後一六九六年商務局の創設せらるゝに及び、命令の傳達受理に關する事務を取扱ひ、行政事務は樞密院及其他國務大臣の管轄とす、然るに樞密院顧問官が商務局の委員となるに及び、其所管の殖民事務を商務局に移管し、かくして責任分擔の舊制度は亞米利加殖民地獨立の時代に及びたり。

五、此の時に南北兩局の分立となり殖民事務は南局の所管する所なりき。後殖民事務は一八〇一年に至る迄は内務大臣の監督の下にありしが此の年軍務大臣の

監督の下に移され、更に一八五四年クリミア戦争時代には軍務と殖民事務とを分離し、殖民大臣の指揮監督する所となれり。

六、印度の行政に關する英國本土の官廳は一八五八年印度の行政權を會社より收めたるときに初まる、即ち同年印度行政法の發布ありて印度事務大臣を任命したり、大臣は從來の印度を監督せる監督局及管理廳の事務を取扱ひ、閣員の一員として議會に對し印度の行政事務に對する責任を負ふものとす。

七、商務省の起源は一六六〇年、クロムエルが樞密院内に貿易及殖民に關する諮詢する爲めに設けたる委員會にして、一七八二年には貿易殖民局とし其の職務は政務官事務官に輔佐せられたる局長の下に管掌せられ、次いで一八五四年殖民省の新設せらるゝや殖民に關する事項は之に移され、一九〇四年には從來の委員會制度を廢止して之を局制度とし、商務局總裁は内務大臣と同一の地位に置かれ、政務官事務官之を輔佐し、總裁の名稱を貿易及産業大臣となす。

八、遞信省は一五一六年に其の起源を發す、遞信事務を統一す。ベニイポストの制度は一八四一年に設けられ、一八六一年に遞信省貯金局を新設す、遞信省長官は遞

信總裁と稱し、一七一〇年に之を置く。

第五節 財務官廳

一、ノルマン以前に於ける國王の收入は、主として海上の捕拿物と輸入税等にして國王の收入と國家の收入とを混同したり。此時代に於ても既に收稅官として州に知事「バンドレッド」にゲレファア町にはタンゲレファア等ありて國王の收入を收納せり。

二、「エキステエカア」は「ノルマン」大王の設けたる所にして、當時の收入は既に組織的となり、國王の主要なる收入は御領地の收入を主とし、噸税及磅税あり、別に關稅あり、其他獸毛、鹽魚類等に課税するに至り、國王の收入漸次増加するに及び國家の收入官廳たる大藏局改造の必要に迫られ、「ヘンリー」二世之を改革し、更に「ヘンリー」三世の時に財政司法官は專任の司法官に任命せらる。

三、「エリザベス」朝時代の財政組織は委員會組織にして別に「ロードチャンセラ」ありて其長官たり。又地方官廳としては各州に租稅委員あり、此の下に區租稅委員ありて課稅事務を司り、且租稅に關する訴訟をも司れり、收稅官は委員の任命する

所なり、一七一四年財政事務官となるに及び「エキスチエツカー」廳を廢止して委員會制度を採用す。

四、仕拂總監應は「テラーオフィス」に沿革するものにして、初め大藏省内にありたるが一八三二年の會計法により大藏省より分離したるものとす、此會計法の規定によれば國庫金の支出に關する命令機關として、仕拂總監應を設け歳出の大部分の取扱を委任するに至れり。

五、仕拂總監及仕拂副總監を長官とし、其下に五名の書記官あり、仕拂總監及副總監共に終身官にして方正の服務中其の職を保有し、君主の解職若くは議會の彈劾によるに非れば其職を失ふことなし。職權としては大藏省が英蘭銀行の大藏勘定より仕拂を爲さんとするに、直接に各省に移さずして仕拂總監に移さるゝこととなり。

六、古代の英國に於ては貨幣の鑄造は個人は國王の監督の下に之を行ひしもの官營となり、ノルマン征服後は造幣局の官吏は大藏省の監督の下に屬せり、此時代に於ける貨幣鑄造所の官吏は「ヘンリー三世」時代の記録の中にあり、局長、検査官、分析

官、世襲たる彫刻官、記録官ありて何れも君主の任命する所なりとす、後一二七七年より一八五一年に至る間は貨幣の鑄造は請負契約により爲され造幣局の吏員は請負人により管理せらる。一八五一年從來の管理制度を廢止し官廳として獨立し現今に於ては一八七〇年の貨幣法により規定せらる。

七、國債局は一七八六年「ジョージ三世」の時代の「委員」により國債の減額を圖る爲め一年の各期の終りに當りて一定の金額を付與する法律によりて組織さるゝ委員制度の官廳なり。

八、税關廳の官吏は英國商業の祖父と種せらるる英王「エドワード二世」時代に關稅の納入を司る中央官廳は検査官と稱し、一三七四年を以て任命したるを最初とす。九、爾來十九世紀の初めに至る迄約千の成法の發布を見たりと謂ふ、一七〇七年蘇國の併合、一八〇一年の愛蘭の併合に伴ひ、一八二三年に至りて從來の法律を廢止して別に法律を設け、次で一八七六年合同法及關稅法を發布し、現今凡て此の規定の適用をうく。一九〇九年消費稅の徵收を管掌するに至り、税關廳は又間接稅の徵收機關となるに至れり。

一〇、驛遞局は一四八二年、エドワード四世が蘇格蘭遠征に際し、其の王弟「グロセスター」と文書の交通の爲め早飛脚の繼立を設けたるに始まる、次で一五三三年凡て便宜の地に郵便局を設く、英國蘇國愛國三國を通じて組織的制度を見たるは一六四九年の共和國時代に於ける郵便局の制定なり。

一一、現今のベニー制を採用するに至りたるは「ピール」内閣の計畫に基けるものにして、一八六八年全國の私立會社の經營に出づる電信事業を買收し、更に郵便貯金事業其他幾多の新施設を成せり。

一二、林野管理局の起源は「ヘンリー」七世の御領地調査局一時廢止せられたれども「ゼームス」一世の朝再び制定せられ調査總監局と稱せり「ゼームス」三世の時代に初めて宮廷費の制定ありて御領地の収入は宮中より府中に移れり、之近世の林野局なりとす。一八一〇年同二九年の法律等によりて御領地に關する法律を合同し、帝室林野管理局委員を設置し英蘭土、愛爾蘭、蘇格蘭に於ける君主の世襲財産は特別の例外を除き此の委員の管理の下にあるべき旨を定め而してその収入の大部分を合同基金に拂込むべしとせり。

一三、會計検査局は最初委員組織にして其初めて英國財政上に現はれたるは「エドワード」三世時代なり、一三四〇年歳入歳出を検査する爲め議會により任命せらる、然れども検査官が獨立の官廳となるに至れるは「ジョージ」三世時代に於ける一七八五年の検査局の設立にして大藏省の検査官の地位に代れるものなり、今の所謂會計検査局なり。

第六節 宮内官職

一、「カロリング」朝に於ける宮廷の高官は宮内長官侍從及會計吏あり、「ノルマンディ」の宮廷を英國に移したる後には侍從長、會計吏、大膳職、世襲の官となれり。「ヘンリー」二世時代にありては幾多の會計吏、大膳職、侍從職を置き宮廷の職を呼ぶに長を以てし、且つ未だ宮中府中の別を生せず。

二、「ノルマン」朝に至りては新に樹立せられたる官職は法官長なれども未だ純然たる國家の官吏と見るべからず。然れども法官長は王の不在中國王の代理又は攝政の職を執り、後「ウイリヤム」ルファスの時代に至りて司法權及財政上の事項を管掌するに至れり。

三、宮廷の官職を國家の官職より分離せしは畢竟世襲的なるに反し後者が行政的となれるにあり。詳言すれば行政的官職は賣買せられ、財務官、警保官、法官長は其の職の爲めに一定の金額を支辨し、若くは之に對する年金を贈りたり、此の慣習は十三世紀まで繼續したりしが此の時代に多くの高官は世襲的となり、且つ國民の之が改革を希望する強き熱心は、國王を動かして其の隸屬せる官吏の事務に對する資格を附するに至れり。而して國家の官吏も皆宮廷の官職に源を發したるは疑なき所なり。

四、宮内大臣ロード、チャムパーレンなる語は羅馬の即ち寢室の番人より起りしものにして元來奴隸が主人の室内を監視し來客あるときは之を案内する等の雜務に従事し、奴隸としては比較的主人の信任を得たる者を選びたり、英國に於ては宮中の財務官は宮中に於ける地位を向上して、漸次現在の職制に變化したり。

五、内大臣は、ヘンリー一世の時代よりデフル一族の世襲せる所なり、ヘンリー八世の時代の規定によれば内大臣は御璽長の下に座すべき旨を定めたり。一七一四年當時此の職を世襲したるリントセイ侯爵はアンカスタ公爵に昇進し、更に「ジョ

ーヂ」一世の法律第三號によりて其世襲權を承認されたるものなり。

第貳項 警察及司法官職

第一節 警察官

一、英國に於ける警察に關する組織的制度を見たるは、初め、アルフレッド大王時代にして平和の維持、王權の行使に便ならしめんが爲め、全國をシエヤ(州)に分ち各「シエヤ」に知事を任命し、一方には各「シエヤ」内の人民をして相互の防衛若くは犯人の發見の爲めに十軒組を設け、二十歳に達せる自由民は何れも此の十軒組に屬すべきものとし、各組員は安全を保證せられ且つ他人の善良なる行爲に相應することを宣誓により保證する義務あり、之を共同責任組合と云ふ、其後一一六六年共同責任組合たる巡回裁判の制度を設け、同八十一年には軍事裁判の制度布かれて犯罪人の逮捕に關する事項をも管轄せり。

二、一八三九年州警察法を設け次で同四二年には寺區警察法を發布し、警察官吏の任免權を四季裁判所判事の手に移したれども、未だ以て充分なる改良を加ふるこ

とを得ず、一八五六年の法律により初めて三名の監督官を任命し、各區各州に於ける警察の状態を視察し、内務大臣に報告すべきこと及州區の警察に對しては其費用を補助するを以て一般に内務大臣の監督に屬すべしとせり。

第二節 司法官

一、君主は司法權の源泉にして憲法又は成法により裁判所の判事に委任す、司法權の行使は一般に君主の名に於てし君主の行政官により行使せらる、君主は裁判所を制定し、現存裁判所の管轄權又は訴訟手續を變更し、若くは裁判官の數を増減し其の任命の方法、在職期間を變更するには必らず議會の協賛を必要とす、而して此の原則を見るに至りたるは、ゼームス二世の時代に在り。

二、アングロサクソン時代に於ける裁判所と見るべきは奉行所百人會及大會議の三に過ぎず、而して奉行所は毎年二回開廷し主として刑事上の犯罪を裁判し、知事を奉行とし土地所有者を判事とせり、奉行所の下に「シエヤムト」ありて毎月開會し、民事上の裁判を爲せり、此の奉行所は共同責任制度と相俟ち十人組の長は何れも其組に對して責任を有せり、百人會は四週日毎に開廷し主として民事上の裁判

をなしたり、大會議は裁判所には非れども控訴審を構成したり。

三、ノルマン征服後に至りて各封建諸侯其の莊園に領地裁判所を有するに至り以上の裁判所の外に諸種の裁判所あり(一)大會議、(二)王座裁判所、(三)稅務裁判所、(四)州裁判所、(五)市邑裁判所、(五)領主裁判所、(七)百人會、(八)林野裁判所等あり。

四、エドワード一世時代の司法制度は裁判所管轄法以前の根本的組織にして、之によれば王座裁判所は三分し稅務裁判所、普通裁判所及王座部となり、大會議は其の司法權を樞密院に與へたり、而して別に衡平法の發達に伴ひ大法院の發達を促し、普通法裁判所と相對峙したり、その外宗教裁判所、海事裁判所等何れも此時代に始まるものとす。

五、而して現行制度の最高司法官應たる樞密院の司法委員會の構成は一八三三年に始めて組織せられ、委員長大法官及樞密顧問官たる大僧正又は僧正數名等より成る、後一八七一年の司法委員會法により四名の有給判事を加ふ、特に司法委員を司法高官と稱す。

第三節 諸司法官

一、其他上級司法官應たる高等裁判所の制度は第一、王法院(裁判長陪席判事數名)第二、高等民事裁判所(同)第三、稅務裁判所(稅務所の貴族數名を以て組織す)あり、此三裁判所の上告は控訴院又は貴族院とす、第四、大法官裁判所(大法官及記録保管判事及副法官三名)第四、海事裁判所(判事一名上告は貴族院司法委員會に爲さる)第六、破産裁判所は(一八三一年の制定に係り)裁判長一名判事數名にして上告審は大法官裁判所なり、第七、檢證裁判所(判事一名)第八、離婚結婚裁判所(普通檢證裁判所判事の兼職たり)第九、ランカスター、其他、ズルハム、コーンウォールに於ける大法官裁判所、民事裁判所、係争裁判所等なりとす。

二、一八七五年に施行せられたる裁判管轄法は王法院、高等民事裁判所、稅務裁判所、大法院裁判所、檢證裁判所、離婚裁判所を合併して高等法院と爲したり。

三、巡回裁判所の制度は其沿革頗る遠く、最初の巡回制度とも見るべきは、ヘンリー二世の時代にあり、勿論此の時代以前に於ても巡回裁判官ありたれども其組織的成立を見たるは、ヘンリー二世の時代なり。

四、其主たる目的は第一、租稅の徵收、第二、民事訴訟上の目的に出でたるものにして

年四回の巡回期も後には年一回となり、更に「エドワード一世の時代には七年毎に一回となるに至れり。第三の目的は刑事上の犯罪裁判なり、其後巡回裁判所の組織を變更し刑事民事に付て各州年三回巡回することとなれり。

五、大狀師の起源に關しては稍々不明なれども一二七七年の「アトニイ、レヂス」に始まることに就て諸説一致せり、最初の職務は裁判所に提起せられたる訴訟に關し、君主の利益を保護するにありたり、其後次第に君主の法律顧問として最高の地位を占むるに至り、竟に現行制度となれり。

六、大狀師は始め大法院に於ける訴訟に關し君主を代表し後普通法、衡平法上の裁判所何れにも代表するを得たり、一七七〇年より大狀師の職缺くるときは其事務並に權限も全く大訟師の管轄する所となり、一人にて大狀師、大訟師を兼ねるに至れり。

七、判決執行官は司法官と行政官とに區別することを得、行法官は自由裁量權を有し、判事の監督に服し普通裁判所の判決執行と衡平裁判所の判決執行とにより其職權を異にす。普通法裁判所の司法官は書記にして行政官は知事なりとす。

第參項 軍 職

第一節 陸軍武官

- 一、英國陸軍に關する沿革を見るに上古は國民皆兵にして、ヘンリー三世が一一八一年に設けたる軍事巡回裁判所制度は元來常設的の陸軍を設置せんが爲めなり。「ジョン」王は外敵の侵入に對し民兵を招集し違反者に對しては剝奪刑の罰を課し自由民たるの資格を剝奪したり、一二五二年警保及巡回裁判に關する規定を以て其の義務を賤奴にまで擴張し年齢十五歳に低下せり。
- 二、封建制度の採用と共に諸侯は軍隊を供給するの義務ありしが此等の諸侯はソリジと稱し金錢を以て其義務を果したり、之れ兵卒を「ソルジャー」と稱する起源なりとす。後赤十字軍遠征に由りて職業的軍隊を生じたと共に從來の國民皆兵の制度たる民兵に關しては種々の制限を受くるに至れり。
- 三、一六四五年クロムエルは軍制を改革したるが、一六八八年の革命の結果として議會の承認したる常備軍に二あり、一は封建制度の遺物たる軍隊にして、二は國民

兵の軍隊の後なり、別に近衛兵も常備軍の一部を爲せり。而して平和の時期に王國內に常備軍を徵集保持するは議會の承認を経るに非ざれば法律違反なりとの規定を設けたり。

- 四、一六八九年國王は議會と協議して一揆鎮壓法により一定數の常備軍を有するを承認せられたるが、同九七年の常備軍の數は僅かに一萬なり。殊に其の數も年々の一揆鎮壓法によりて定まるべしとせり。クリミア戦争後軍制を改革し、一八三七年軍務大臣を獨立して文官に關する職務は全部此の職の管掌する所となし、武官に關する職務は總司令官の管掌する所とし、同五五年には軍政軍令とを合併し、軍需局を廢止して其の事務は陸軍大臣の監督の下に移し、兵站部の事務は一部分は財務省に、一部分は陸軍省に移したり。
- 五、總司令官の職權は一八七〇年に至りて樞密院令を以て總司令官は國務大臣に隸屬すべき旨を規定し、初めて其の權限を明にせり。當時總司令官の下には(一)副總監ありて一般的庶務に従事し、(二)軍吏總監(三)陸軍秘書官(四)工兵指揮官(五)要塞監視官(六)諜報局長官を監督し、更らに一八九九年に軍需長官をも加へたり。此等の

部局の長官は總司令官と共に軍事會議を構成し高等統帥の機關を爲せり。然るに一九〇五年軍制を改革し、總司令官の職を廢し、最高軍事顧問として參謀總長の職を置けり。

六、軍需省は元來海軍の爲めに設けられたるものにして、一五四六年「ウィリアム・ウドハウス」が艦船の軍需長として大砲火藥其他海軍に必用なる軍用品を管理したるに起源す、然るに此の局は同八九年に至りて廢止せられたれども其後再び設置せらる、長官は軍需總監なり。

第二節 海軍武官

一、英國海軍が陸軍と反して常備的組織を有するは實に其の國情の然らしむる所にして、歴史上海軍そのものに對する批難あるを聞かず。

二、英國海軍が歴史上一の制度と見るまでに發達せしめたる「アルフレッド」大王にして、史家は屢々彼を指して英國海軍の建設者と稱す。然れども此の時代の海軍は常設的のものにあらず。「ウィリアム」王の英國征服に際しては艦船並に水兵等の供給は各都市の公の義務とする所なり、之に要する費用は船金なる租税に依

りて支辨されたり。

三、「エドワード」王はハスチング、サンドウィッチ、ドバー、ロムネイ、ハセの五港を以て英國海軍の根據地となし、艦船及之れに坐乗する水兵を戰時供給する義務を課したり、其の代償として此等の諸港には國王の特許狀を以て漁業其他の特權を與へ、次第に他の都市にも及ぼしたり。

四、而して戰時此等の都市に供する艦船の指揮官は國王の宮廷の吏員を以て充て獨り艦船の監理人たるのみならず又沿岸の防禦にも當りたり。「ジョン」王時代に此の海軍の主張は教會の牧師長の管掌せる所にして又中央の海軍行政を司れるものは宮廷の吏員にして彼は其の下に四名の將校を有し、此の四名の將校も各從屬の者を有したり。

五、英國海軍の重要を認めらるゝに至りしは「エドワード」三世時代に於ける佛國との戰爭なり。然れども未だ常設的海軍を設けず、艦船の多くは危急の際に徵集し海軍提督又は實際の指揮官は其度毎に任命せられ、此等の提督は其下に船長其他を任命し特別なる命令の下に行動したるものゝ如し。

六、常設海軍の設立を見るに至りしは、ヘンリー七世、ヘンリー八世の朝にして、帝國の海軍に關する行政は海面を北東、南西に分ち提督二名をして艦政上の事務及司令官たらしめ、別に參謀長は出征命令によりて艦船の準備其他を指揮す。

七、海軍の最高官廳を委員會組織と爲したる時代は極めて不明なるも此の時代に始まりしものなり。「ヘンリー八世の時代に海軍省の制定ありて、宮廷の吏員の之に任命せられたるものとす。「エドワード六世は父の志を繼ぎて海軍の軍制に關する規則を修正したり。

八、一六八八年の革命の後再び委員會制度に復活す、所謂海軍局と稱するものにして初めて海軍省訓示を以て海軍文官たる監督官、財務官、會計官、五港書記、事務長の職務並に人員材料給養等に屬する事項を規定したり。而して海軍局は英國現制の海軍省の起源なり。

九、此の海軍局は元海軍提督の下にあり、之を構成する委員は嚴格なる意味に於ては行政長官にあらずして聯合王國並に之に屬する領地に提督の職を執行する委員と稱せらる。

一〇、然るに「ヘンリー八世の時代に及びて漸次軍政と軍令とを區別するに至らしめ、軍政は海軍局の管掌する所とし後海軍及食糧局と改稱したり。一八三〇年「ゼームス・グラハム」海軍大臣に任命せらるゝや、海軍々政に關する法律を修正し、當時海軍省の部局は海軍局、食糧局、軍需局、支拂局、病傷局、トリニタイ局、チエスト海兵局、海軍司法局、海軍學校、船度局、輸送局等の十三局に分れ、無數の監督官其他の官吏あり。

一一、一八六八年の樞密院令は「ナルダー」の發案により、海軍省の組織を以て第一委員、第一海軍委員、第三委員及監督官、次席海軍委員、文官委員、其他二名の次官を加へたり、更に一八七一年には第二海軍委員を加へ、一八八五年には検査總監職を設け政務次官の下に置きけり。

一二、海軍各委員の權限に關しても特許によりて定まり、其細則は樞密院令の規定する所なり、一八八九年海軍省に關する調査委員會の報告は其要旨として海軍大臣の優越權を基準とし、第一海軍委員を以て海軍政策の凡ての大問題に關する補佐官たらしめ、其他の委員の相商議すべきものなることを報告したり。

第四項 地方官職

一、英國の地方制度の複雑にして不規則なるは其沿革の然らしむる所とは云へ、甚だ説明に困難とする所なり、然れども英克蘭、威斯士の全部を通じて州及都市は地方制度の根基にして州の小區劃たる教區は嘗て地方政治の中心として甚だ肝要なりしにも拘らず時運の變遷にて封建的權力の併合する所となり、現今に於ては救貧事業の一部を管掌するに過ぎず。

二、一八八八年の地方行政法に依る州議會の設立に至る迄州行政は治安判事の管掌する所なり、英克蘭、威斯士は之を州、市部衛生區、村部衛生區、救貧區、救貧聯合區、國道區、學校區に分ち、州議會の下に村部議會及市部議會あり、而して町に於ける市議會は自治團體を爲す、以上の三議會の下に村落議會には寺區議會及寺區集會あり、市部議會及區議會には教區會あり、而して市部地方には寺區會議及寺區集會を設けず、古き教區會が市部議會及區議會に移さざる、權限を行使せり。

三、知事は上古より今日に至る迄依然存在する官吏にして其任命に付ては古き慣

習あり、毎年十一月十二日大法官、大藏大臣、檢事總長、樞密院議長其他の樞密顧問官若くは以上の高官の内二名が判事兩三名と共に司法裁判所に出席し、各州の知事たるべき適任者の人名表及知事法の規定たる、州内に充分なる土地及王並に人民に答申する執行吏を有することの言葉の中に巡回裁判所判事により各州に對して委任せらる、三名の者が各州に選拔せられ此等の人名表は王に提出し其の指示を受く。

四、然る後之を官報にて報告し、任命の命令書を知事任命者に、命令書寫は其州の治安裁判所判事に送付す、知事の任期は一年にして聖意の欲するの間職を保つ、任命に際しては該法に規定せられたる宣言書を發布することを要し、王の崩去によりて動かされず、但し同一人にして三年間に二回任命せらるゝを得ず。

第貳款 待遇及特典

第壹項 待遇

第壹目 任 免

三三六

一、第十八世紀以前に於ける官吏任用の制度は亞米利加に於けるが如き掠奪主義又は緣故に依らざりしと雖も黨與主義に依りしを以て死亡又は辭職に依るの外其の職を失ふことなかりき。印度管轄權の東印度會社の手より移るや印度の掠奪によりて遺憾なく其弊害を露はせり、セーレイは印度も亦羅馬殖民地の如く奢侈と保護とにより政治を腐敗せしめて征服したるを以て其恐るべき怨を買はんとする虞れありと謂へるもの是なり。

二、以上の弊風は文官任用制度の統一と改正とを必要とし(一八五五年樞密院内に文官任用委員會を設け、文官任用委員會は委員三名を以て組織し、審議の結果文官任用には試験制度を採用するに至り、其年齢上の制限も十八歳以上二十一歳以下とし試験及第者は二年の見習期間を必要とし任命の振宛も抽籤の方法によることとせり。試験制度の採用は一般社會の反抗を受け之を以て文官制度の中より貴族主義を驅逐するものなりとせり、

三、一八七〇年の樞密院令は現行制度の基礎を爲すものにして其大要は(一)競争試

験を採用し、(二)書記の階級を第一階級第二階級に区分し、第一階級は俸給百磅より四百磅迄の者、第二階級は此の以下の者とし、初めて教育的標準によりて上下の區別を分てり。

四、一八七五年の文官任用委員會は高級書記の選擇、轉職、文官の階級列、臨時書記の問題を討究し、翌七六年二月十二日の樞密院令は(一)高級書記を減じ其の地位は低級書記より充すこと、(二)書記補の制度を設け十五歳以上十七歳以下の者より採用すること、(三)昇給は文官任用委員會及部屬長官の特別なる推薦により官報に公示すべしとせり。

五、一八八四年十一月の樞密院令は官吏の服務規律を規定したるものにして、右の規定によれば凡て官吏は議員候補者となるときは辭職すべきこと、尙定期不定期の任期ある官吏は何れも第一に合意的なること、第二に懈怠なきことを必要條件とせり。

六、裁判官の任命に關しては昔時は高位の司法官も賣買に依りて得られ、現に「マドック」は大法官の職は銀十五「マーク」なりしことを指摘せり、其後「エドワード」四世の

第五年第六年の法律第十六號を以て司法行政に關する官職の賣買を禁止したり。
 七、裁判官の在職期間に付ては一六八八年の革命前にありては上級裁判所の裁判官は君主の意の欲する儘にして、屢々裁判官の壓制若くは腐敗的行爲を來し世論の攻撃甚だしかりしを以て一七〇〇年の登極法に司法官委員會は凡て従前の例に従はず推測せらるべし且つ俸給を確立すべしと規定し、司法官に關する地位の保障を與へたり。

八、歴史上より見れば司法官の服務違反に對する制裁は夙に存したりき、即ち官職宣誓違反の判決例を見るにノーズ卿は司法上爲せる判事の行爲に對しては訴訟を提起するを得ず、縱令過失又は故意によるも訴訟を提起するを得ず、何となれば判事は其權限上苦痛を受くべきものに非ればなりとせり。

第貳目 文官の恩給

一、恩給には廣狹二様の意義あり、廣義には陛下の事務寺院の事務若くは其の公共團體の事務より退職したる者に給する年金を謂ふ、此廣義の恩給は國王隨意に世襲收入又は宮廷費より支出したり、然れども現今に於ては公共基金より支出する

者は如何なる恩給年金と雖も議會の承認を要するを原則とし、議會の規定は從來の永久恩金を廢止若くは振替ふるに至れり。

二、恩給年金授與に關する議會に於ける國王の有したりし權力は次第に制限を受くるに至り、一七〇七年の成法は國王が隨意に恩給を授與することを禁じ、次で一七八二年の成法は恩賜金の授與を以て恩給と爲したりしを以て文官並に外交官に對する恩給受領に關する例外的規定を設くるに至れり。尙文武官吏の俸給、紀律等の沿革は官吏法學中の各項に附記したるものあるに付參照せらるべし。

第貳項 特典

第壹目 爵位

第一節 貴族と爵位

一、現在に於ては爵位は必ずしも官吏に與へらるゝにあらざるも、之を歴史に遡りて稽ふれば何れの國も貴族ありて爵位起り、畢に今日の如く國家に勳功あるものに爵位を與へて貴族に列するに至りしものなり。

二、而して往時の貴族は政權を掌握して官吏の首長たるのみならず、今日に於ても官吏は比較的多く貴族に列せらるゝ機會多し、是何れの國も爵位を以て官吏の一特典として重要視する所以なり。

三、英國の貴族は種々の階級よりなる國家の勳位の一にして各傳來的に繼承したる稱號を有し、普通の勳位を有する者と異りたる特權を有す。貴族とは法律上認められたる世襲のものなり。

四、貴族の階級は公爵、侯爵、伯爵、子爵、男爵にして、此等の各階級は團體としては同一の政治上法律上の特權を有するが故に、各階級の區別は單に位階の一たるに過ぎざるものとす、勿論貴族の各個に付ては特別の特權を有し各待遇を異にするものとす。

五、以上各貴族の爵位は元來官職より起源したるものにして、常に土地の領有に附加して授與せられ必ず世襲的のものなりき、現今此等の爵位を有する貴族は其名稱によりて表明さるべき權利を有し、若し法律上の手續に於て表明せられざるときは誤名として無効のものたり、而して授爵の權限は國王にあり。

第二節 公侯爵

一、公爵即ちデュークの語源は佛蘭西語にして其意は兵卒を意味す、羅典語の指揮官の下級者にして上級指揮官と相對するものとす。英國に於て公爵を創設したるは黒王が一三三五年、エドワード三世によりて、コーンウォール公爵に任せられたるに始まり、次で一三六一年には、ランカスター公爵、クラレンス公爵、リチャード二世の時代には、ヨーク公爵、グロセスター公爵任命せられたるが、何れも皇族之に任せらるを常とし、後、ヘンリー四世の時代には一般に之を授與するに至れり。

二、侯爵、マークイスなる爵位は國境マークを防禦したる人を指稱したるものにして、英國に於ける國境は早く歴史上英蘭と蘇克蘭との間、又は英國とウェルスの境域に存し之が防禦人を置きたるは、リチャード二世に始まり、侯爵なる稱號を有するに至れり。

第三節 伯爵

一、英國に於ける伯爵の名稱は、アングロサクソンの長老デーン人エオルより來りしものにして、ウイリヤム王が英國を征服して其領地を部下に與ふるや伯爵なる

稱號を授與したり。此伯爵は三種類に分る(一)一等伯爵は全州を領有する者にして、其州は主權を有する州と稱し司法權及主權を有す等の如し。(二)二等伯爵は民事刑事等の管轄權を有すれども全州の領有を許さず。(三)三等伯爵は州内の一方を領有せしめ民事刑事の裁判權を許可したり。然るに近代に至りて此の稱號は國璽の下に特許狀によりて授與せられ、地方的管轄權を有せず、且つ又何等の收入を受くることなし。

三、子爵は「ヘンリイ」六世の一四四〇年に創設せられたるも、其以前に存したるものなるや又官職の名稱と別れて存したるやも明瞭ならず、古代の「ビスカムス」若くは「ビスカウント」は「アール」若くは公爵の分派なりとす、其の語源は州知事の羅典語なりとも謂はる。

第四節 男爵、從男爵

一、バロンの語源は羅馬の「ビヤ」より起れるものにして、英國に於ては元來封建時代に於て土地を領有する普通の家臣より卓れたる者にして且つ名譽ある勤務を爲せる階級を指し、此の階級に屬する者は領主の應に於て臣從を爲し且つ種々の

雜務に従事するの義務ありて此等の者を稱するに男爵を以てせり。

二、其明瞭なる觀念を得るは古代英國の歴史並に制度を理解するに極めて重要なものにして、彼等が領主に對する唯一の借地人として領主の國王に對する關係と同一なりしことは何れの著書に於ても異論を見ず。此等のバロンは其借地の關係より二階級に分れ、一は大男爵と稱し主として中央議會に招集せられ、一は小男爵と稱したり。

三、從男爵は「ゼーム」一世の時代に始まりたるものにして、之愛蘭に於けるウルスタ州の殖民の爲め資金を要したりしを以て此の制度を設け、三年間三十人の歩兵を支持するに足る金額を献納したる者に授與し、蘇克蘭に於ては「ノバノスコチア」の殖民の爲めにも設けたり、従つて此の位階の起源は從來の位階勳位等と全く異なれり。

四、從男爵は位階席次と特權を有せざる稱號サーを有し、パス勳位及其他の勳爵士の上に位し其夫人子女も席次を有し、夫人は「レヂイ」又は「マダム」の稱號を有す。

第貳目 勳位

第一節 勳位の種類

- 一、英國の勳位には二種あり、一は國家の與ふるものして他は宮廷の與ふるもの之なり。國家の勳位には五種あり、即ち騎士、騎士第二位、バス勳位、エクイテス・アウラチ及若年勳爵士なりとす。
- 二、宮廷の授與する勳位には八種あり、即ち一)ガター爵位、二)蘇爵位、三)セント・バトリック爵位、四)バス武功章、五)ハノヴァー爵位、六)セント・ミカエル及セント・ジョージ爵位、七)印度功勞章、八)印度帝國位なりとす。
- 三、何れも世襲的のものにあらず、前者は主として武功ありたるものに授與せられ、後者は國王が個人として授與するものとす、皆官等と席次とを定む。又文武官に授與する目的を以て別にバス爵位を制定す、
- 四、以上の勳位は何れも勳爵士たることを基とするものにして、然らざるものは勳爵士の從臣、又は士人と稱す、此のエスククイヤ又は士人は敬稱に止るものとす、「コーク」は之を小貴族と稱すれども誤れり。

第二節 勳爵士の起源

- 一、勳爵士の制定は封建制度に關係少し、土地領有に關係するよりも寧ろ領地士の制度に負ふものとす、然れども騎士が土地を領有するに及びて土地の領有と離るべからざる關係を有するに至れり、而して此制度は上古フランク王國に於ける一人前となれる者に武器を與ふる儀式に發し、「シャレマン」大王が其子ルイスに槍を與へたるに始まり、其後漸次一般に行はれたるものとす。此儀式を終りたる者を「カバラリ」と稱し社會上の一階級を爲せり。
- 二、英國に於ては第十二世紀に於て佛國武士の意味を加へて從僕と稱し、此等の從僕は服従と忠實との義務を誓ひ、平時は司法上の職務を行ひ且つ儀式の手傳を爲せり、此等の從僕の中地位高きものは伯爵と男爵にして封土貴族と稱したり、何れも戰時には從軍の義務若くは城砦を守るの義務を負ひたりしが次第に金錢上の義務をも負擔するに至り、各別に國王の任命せる領地官軍ありて、守護職に坐して勳爵士の負擔せる義務を監視したり。
- 三、十字軍の起るや之に従軍せる功績ある兵士を賞する爲め、別に宗教上の爵位の外に一定の制度を樹立するの必要を生じ、又紋章に關する規定を設け再び武士の